

日向市津波防災地域づくり推進計画

<案>

平成 28 年 6 月

日 向 市

目 次

序 章 推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	1
3. 計画策定の経緯	2

第 1 章 日向市の現状とこれまでの取り組み

1.1. 位置・気候	3
1.2. 交通	5
1.3. 日向市の歴史	5
1.4. 人口・産業等	7
1.5. 交通基盤、土地利用	13
1.6. 上位関連計画	20
1.7. 日向市におけるこれまでの地震・津波防災対策	28

第 2 章 想定される地震・津波災害

2.1. 過去の地震津波記録	32
2.2. 想定される地震・津波災害	36
2.3. 津波による避難が困難な地域	41

第 3 章 推進計画区域

3.1. 推進計画区域の定義	44
3.2. 本市における推進計画区域の設定	44

第 4 章 地震・津波災害に強いまちづくりに向けた基本的な考え方

4.1. 地震・津波災害に強いまちづくりの基本方針	45
4.2. 実現に向けた取り組み方針	46
4.3. 土地利用及び警戒避難体制の整備	47

第 5 章 地震・津波災害に強いまちづくりの推進のために行う事業又は事務

5.1. 課題の抽出	49
5.2. 課題に対する対策の方向性	65
5.3. 事業又は事務	66
5.4. 事業又は事務の位置図	77

第 6 章 今後の進め方

6.1. 本計画の普及と自助意識の啓発	79
6.2. 本計画の継続的な評価・検証	79
6.3. 本計画の課題	80

序章 推進計画の策定にあたって

1.計画策定の背景

平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖を震源域として発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）では、想定をはるかに超える大津波が発生し、東北地方から関東地方の太平洋沿岸部の広範囲において甚大な被害が発生しました。

東日本大震災の経験を踏まえ、津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な津波防災地域づくりを総合的に推進するため、「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律 123 号）」が成立・施行されました。

また、内閣府は、平成 24 年 3 月に南海トラフ巨大地震による震度分布・津波高を公表するとともに、平成 24 年 8 月には浸水域・被害想定等を公表しました。

それらを受け、宮崎県では、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、平成 25 年 2 月に津波浸水想定を公表しました。

一方、本市では、平成 26 年 3 月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されたことを受け、平成 26 年 7 月に「日向市地域防災計画」を改定しました。

また、平成 26 年 3 月には、「宮崎県沿岸津波防災地域づくり推進計画連絡会」（事務局：九州地方整備局・宮崎県）により、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波防災地域づくり推進計画」作成のためのガイドラインが策定されました。

このような状況を踏まえ、本市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するため「日向市津波防災地域づくり推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2.計画策定の目的

本計画は、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想により、地域活性化の観点も含めた市の総合的な地域づくりの中で、津波防災地域づくりを推進するための計画です。

そのため、本計画は、国が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえるとともに、本市の都市計画に関する基本的な方針とも調和を図りながら作成しています。また、日向市総合計画や国土利用計画、地域防災計画等の上位関連計画との連携を図ることとしています。

さらに、本計画の策定後は、自助、共助、公助の一層の連携を図るとともに、本計画の評価・検証を継続して行い、将来にわたって安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていくこととしています。

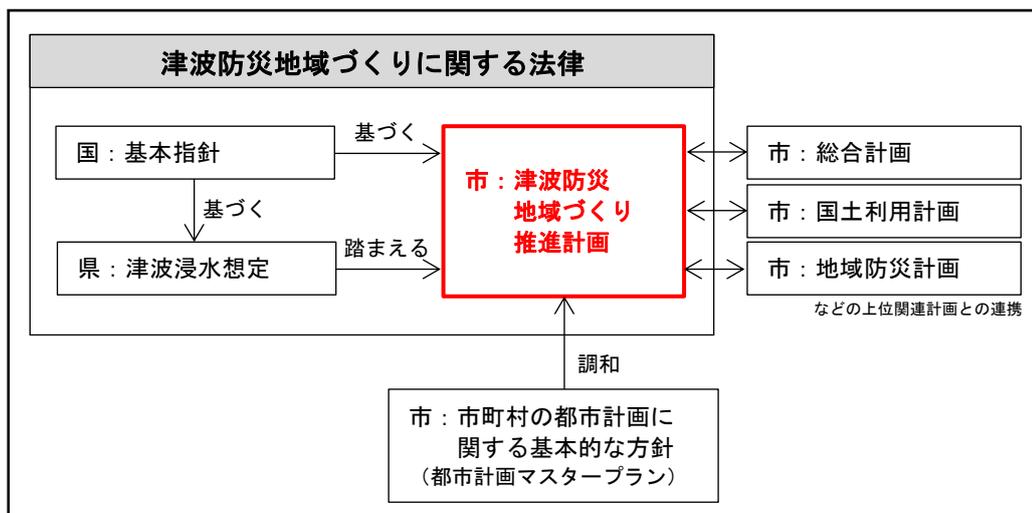


図 0.1 本計画の位置づけ

3.計画策定の経緯

本計画の作成に際しては、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「日向市津波防災地域づくり推進計画協議会」を設置し、本計画の区域や基本的な方針、事業等について検討を行いました。

表 0.1 計画策定の経緯

	時 期	内 容
第 1 回協議会	H27.10.29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画の策定の進め方 ・ 推進計画の構成
第 2 回協議会	H28.2.29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画（素案）について
パブリックコメント	H28.4.20～ H28.5.19	推進計画（素案）について
第 3 回協議会		

第 1 章 日向市の現状とこれまでの取り組み

本章では、日向市の地域特性や上位計画等に示された市のまちづくりの将来像、本市がこれまで取り組んできた地震・津波対策について整理し、本市の津波防災地域づくりの前提となる現状について整理します。

1.1. 位置・気候

本市は宮崎県の県庁所在地である宮崎市から北へ約60kmに位置し、総面積は336.29km²、県面積の約4.3%を占めています。北は門川町、西は美郷町、南は都農町、木城町に接しており、尾鈴山系を南に、日向灘を東に望み、市西部の東郷町域から美々津・幸脇地区を耳川が貫流しています。

海岸部は、変化に富んだリアス式海岸と白砂青松の海岸から成っており、その中でも「日向岬」に見られる柱状節理の絶景は観光名所になっています。

気候は、南海気候型に属し、太平洋に面しているため温暖で、年平均気温はおおよそ17℃と、降雪をみることはほとんどありません。2015年の年間降水量は2,874mm、日照時間は1,916時間となっています。



図 1.1 位置図

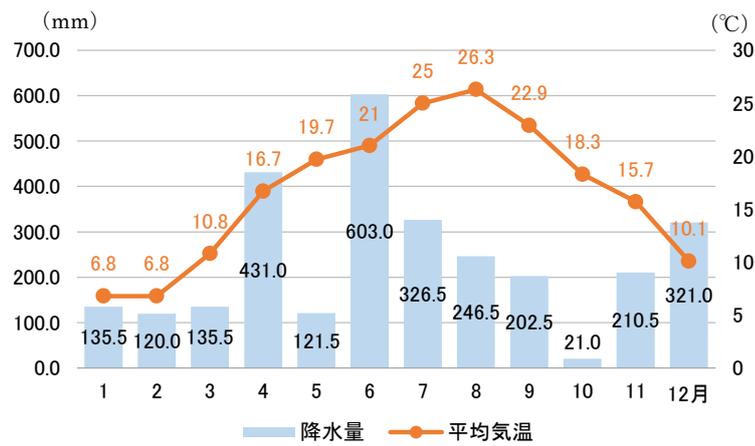


図 1.2 平均気温・降水量 (2015 年)

出典：気象庁 HP (www.jma.go.jp/)

1.2. 交通

本市は、主要幹線道路である国道 10 号を主軸として、国道 327 号及び国道 446 号、主要地方道、県道により道路網が形成されています。

広域交通網として、東九州自動車道が整備され、JR 日豊本線や重要港湾細島港により、観光資源や農畜産物などの本市の特色を最大限に活かす港湾工業都市として、更には交流拠点都市への発展が期待されています。

一方で、「図 1. 1 位置図」にありますように九州中央自動車道が未開通であります。

また、国道 10 号や東九州自動車道日向インターチェンジは、L2 津波浸水想定区域に位置しており、最悪の場合、途絶する可能性があります。

これらの路線は、本市の経済的な発展のみならず、被災時の救助・支援・早期復興をも促す効果を持つことから、持続可能な日向市となるための「生命路線」として、早期整備が望まれます。



図 1.3 広域交通網図

1.3. 日向市の歴史

重要港湾「細島港」を擁する本市は、昭和 39 年に新産業都市の指定を受けました。それ以降、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担い、港湾工業都市として発展を続けています。

また、美々津は、古い歴史をもつ廻船問屋等で栄えた港町で、敷地割や石畳などとともに明治時代の建物が数多く残されており、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

平成 18 年 12 月には、JR 日豊本線の連続立体交差事業が完成し、日向入郷圏域の顔となり交流拠点となるまちづくりが進められています。

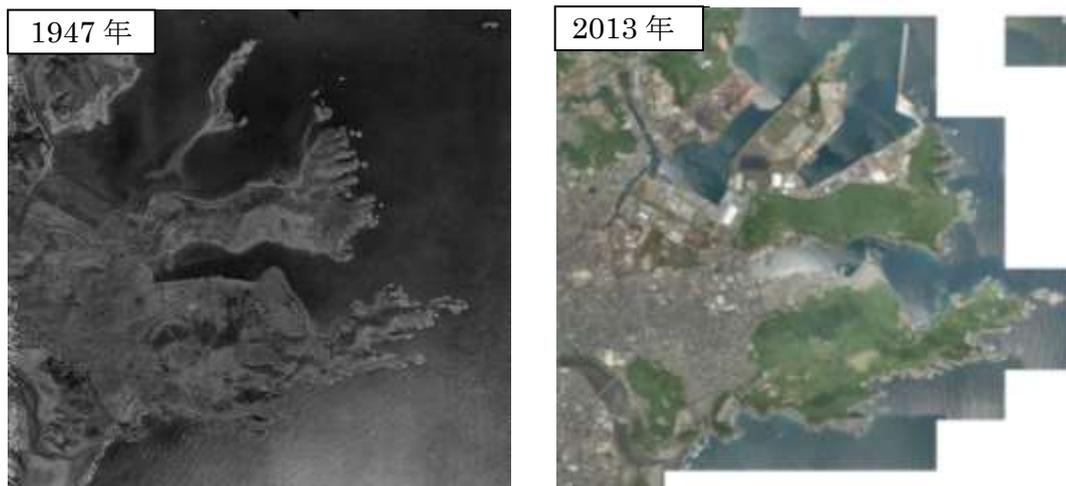


図 1.4 地形の変遷（日向市中心市街地）

出典：地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院）
<http://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do>

さらに、日向市美々津伝統的建造物群保存地区をはじめ、国指定文化財である妙国寺庭園や国登録文化財である大御神社本殿、幣殿・拝殿、その他、県指定文化財や市指定文化財が各地に点在しています。

なお、美々津や旧高鍋屋旅館及び付属屋がある細島、大御神社がある伊勢ヶ浜、などは海岸部の地域に位置しています。

津波浸水想定区域に位置する細島港などについては、埋め立てによって土地が造成されており、津波による浸水に加え、地震による液状化も懸念されます。

表 1.1 文化財一覧

指定区分		指定数	主なもの
国指定文化財	名勝	1	妙国寺庭園
	特別天然記念物	1	ニホンカモシカ
国選定重要伝統的建造物群保存地区		1	日向市美々津伝統的建造物群保存地区
国登録文化財	有形文化財	1	大御神社本殿、大御神社幣殿・拝殿
県指定文化財	史跡	9	有栖川征討総督宮殿下御本営跡 など
	名勝	1	橋口氏庭園
	天然記念物	1	権現崎の照葉樹林
	有形文化財	1	冠嶽権現の梵鐘
	無形文化財	1	美々津手漉き和紙
市指定文化財	史跡	4	日知屋城跡、高鍋藩御飯屋跡 など
	有形文化財	43	廻船問屋『河内屋』跡、旧高鍋屋旅館及び付属屋、瀬戸眼鏡橋 など
	無形民俗文化財	15	塩見の臼太鼓踊り、永田のひょっここ踊りなど
	天然記念物	6	アカウミガメ及びその産卵地 など
合計		85	

出典：日向市都市計画マスタープラン

1.4. 人口・産業等

1.4.1. 人口・世帯数

人口は、昭和 60 年をピークに減少傾向にあり、平成 22 年は 63,227 人となっています。昭和 60 年から平成 22 年の人口増減の割合は 3.5%の減少となっており、都市計画区域外において人口減少が進んでいます。また、平成 27 年以降の推計では、一貫して減少傾向が続く見通しとなっており、平成 47 年の人口推計は 53,714 人で、平成 22 年に対して 15.0%減少すると推計されています。

世帯数は、全国及び宮崎県全体と同様に増加しており、平成 22 年では 24,791 世帯となっています。一方で、世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成 22 年では 2.55 人/世帯と、全国 (2.46 人/世帯) や宮崎県 (2.47 人/世帯) より若干多くなっています。

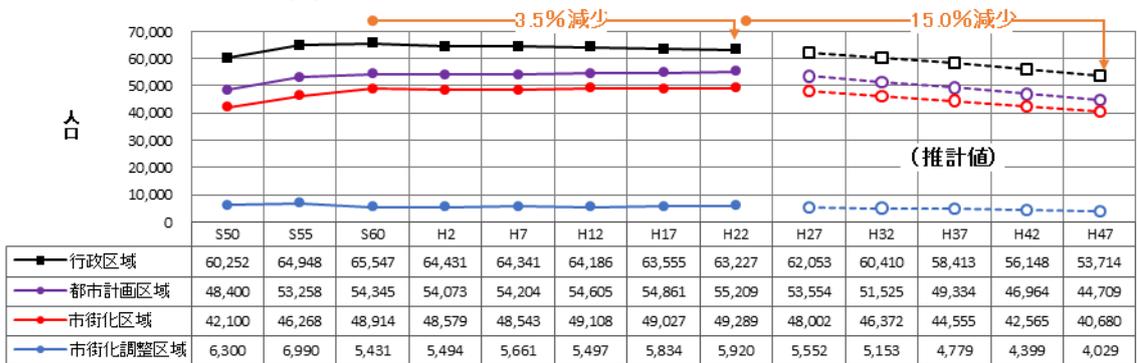


図 1.5 人口の推移 (日向市) 出典：都市計画基礎調査 (実績値：H22 国勢調査、推計値：日向市人口ビジョン及び都市計画基礎調査)

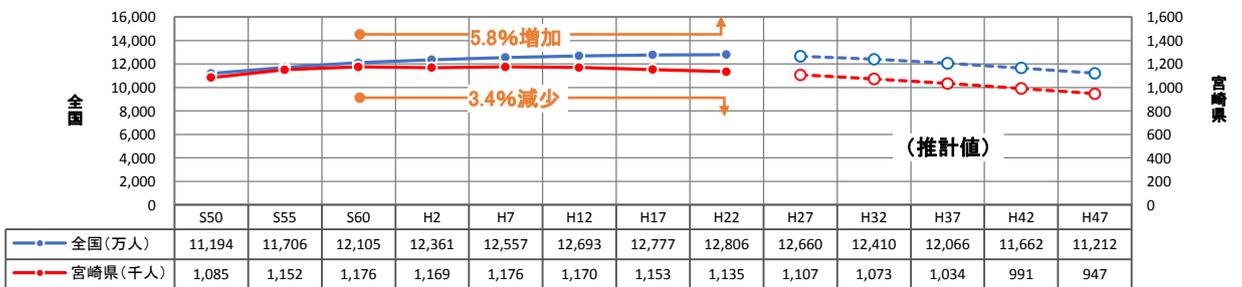


図 1.6 人口の推移 (全国・宮崎県) 出典：H22 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計値 (平成 25 年 3 月推計)

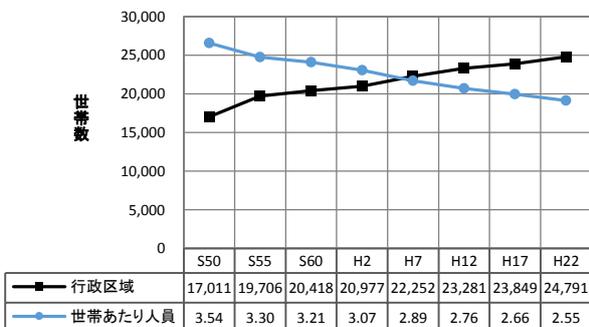


図 1.7 世帯数の推移 (日向市) 出典：都市計画基礎調査 (H22 国勢調査)

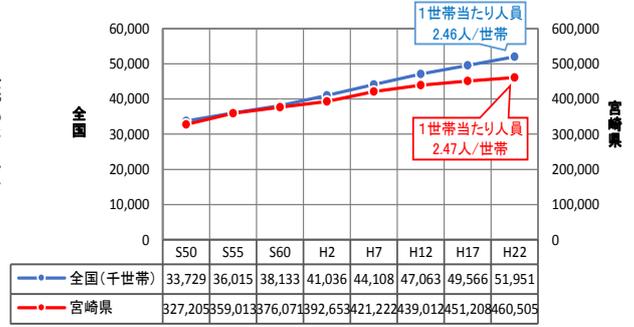


図 1.8 世帯数の推移 (全国・宮崎県) 出典：H22 国勢調査

1.4.2. 年齢別人口と高齢化率

本市の年齢別人口をみると、いずれの調査年も20才～24才の人口が落ち込んでおり、進学・就職等で本市を離れていることがうかがえます。

また、30代以降の人口構成を見ると、昭和55年、平成2年、平成12年、平成22年と横すべりしているような形状になっており、昭和55年に30才代で定住した人口がそのまま高齢化しています。平成22年の年齢別人口をみると、最も多い年代が60～64才、ついで55～59才となっています。

高齢化率は平成22年で24.9%となっており、宮崎県全体の25.8%よりは若干下回っているものの、全国の23.0%よりは高くなっています。

以上を踏まえると、本市の高齢者数や高齢化率は今後も増加する見込みであり、地震・津波対策において留意する必要があります。

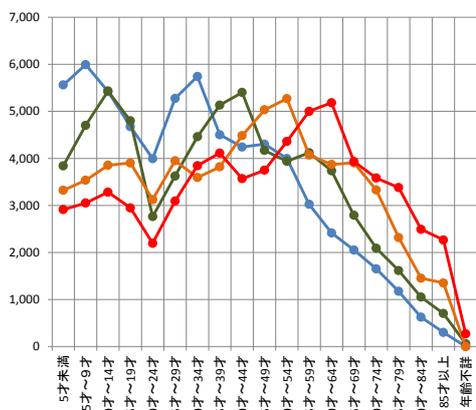


図 1.9 年齢別人口の推移（日向市）

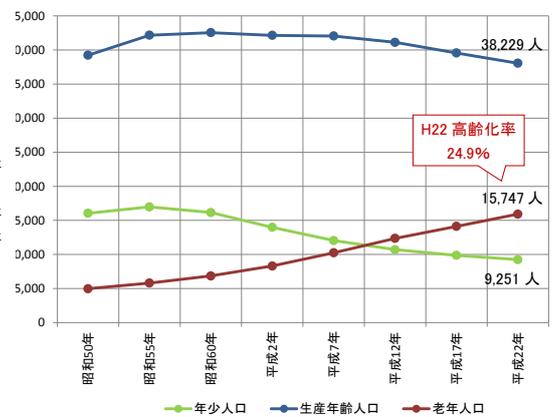


図 1.10 年齢3区分人口の推移（日向市）
出典：都市計画基礎調査（H22 国勢調査）

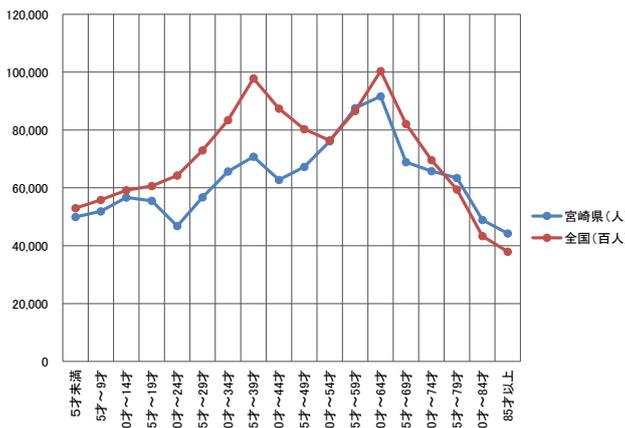


図 1.11 年齢別人口（H22 全国・宮崎県）

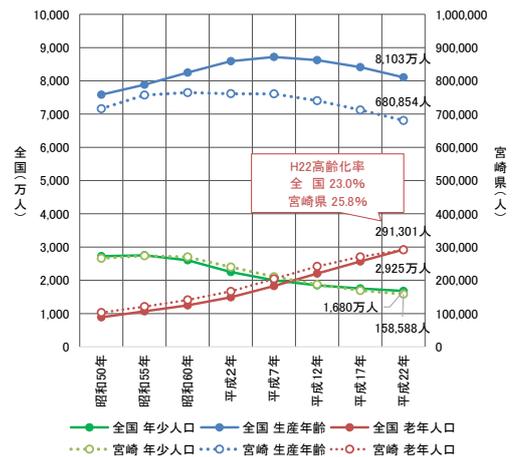


図 1.12 年齢3区分人口の推移（全国・宮崎県）
出典：H22 国勢調査

1.4.3. 人口密度

国勢調査による調査区別の人口密度は、都市計画区域東側の海岸部や西側の丘陵地では低いものの、団地のある地区をはじめ、国道10号沿線や日向市駅から細島方面にかけての低地部で高くなっています。

また、塩見川に隣接する櫛の山団地地区や川路団地地区、市街地の低地部は津波による浸水が想定されていることから、地震・津波対策において留意する必要があります。

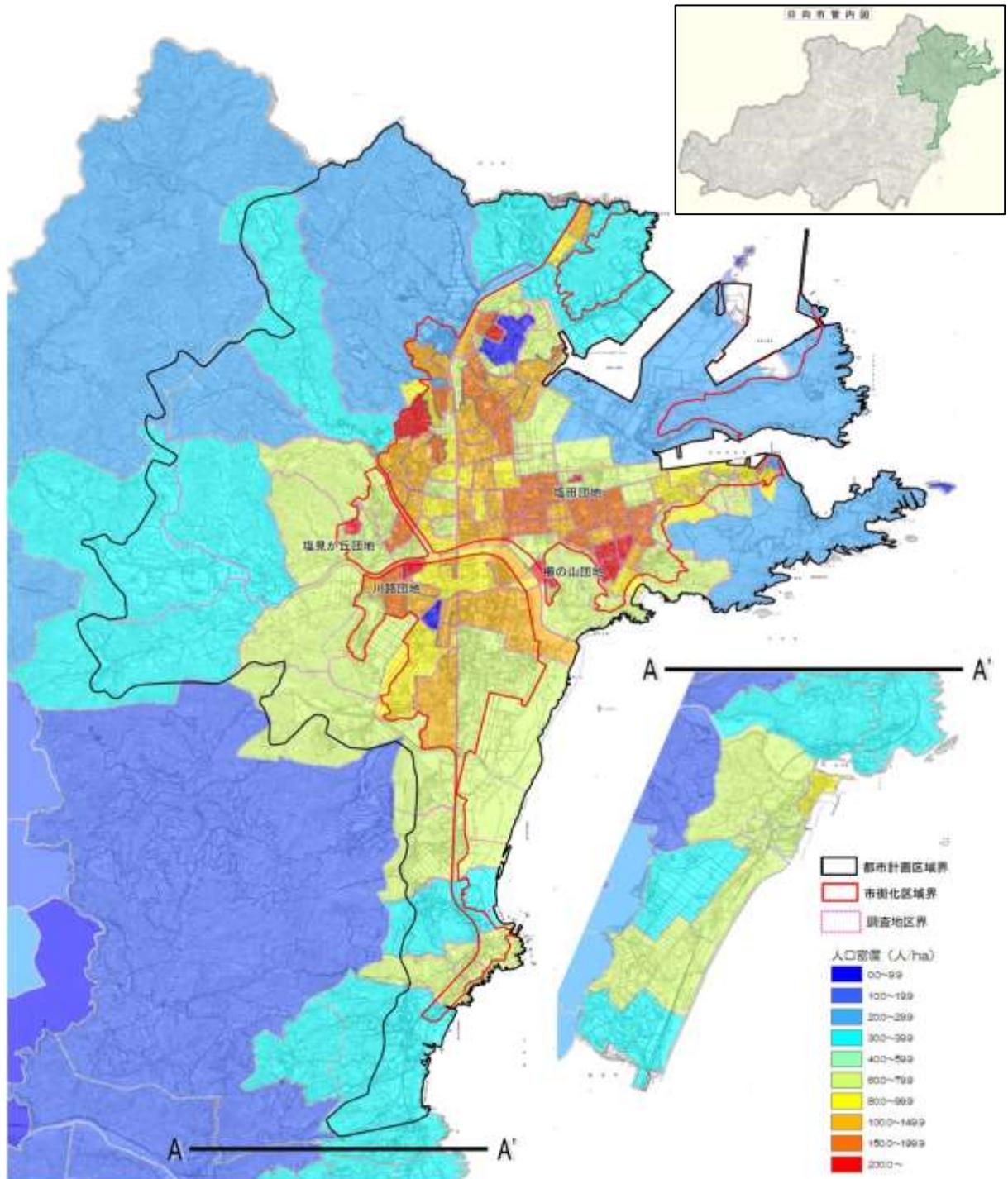


図 1.13 調査区別人口密度

出典：都市計画基礎調査（H22 国勢調査）

1.4.4. 産業

(1) 事業所の分布状況

500m メッシュ単位で見た事業所数は、中心市街地や国道 10 号沿線、日向市駅から細島方面にかけて集中していることがうかがえます。

これらの地域は低地部にあたり、津波浸水想定区域に含まれる地域もあることから、地震・津波対策において留意する必要があります。

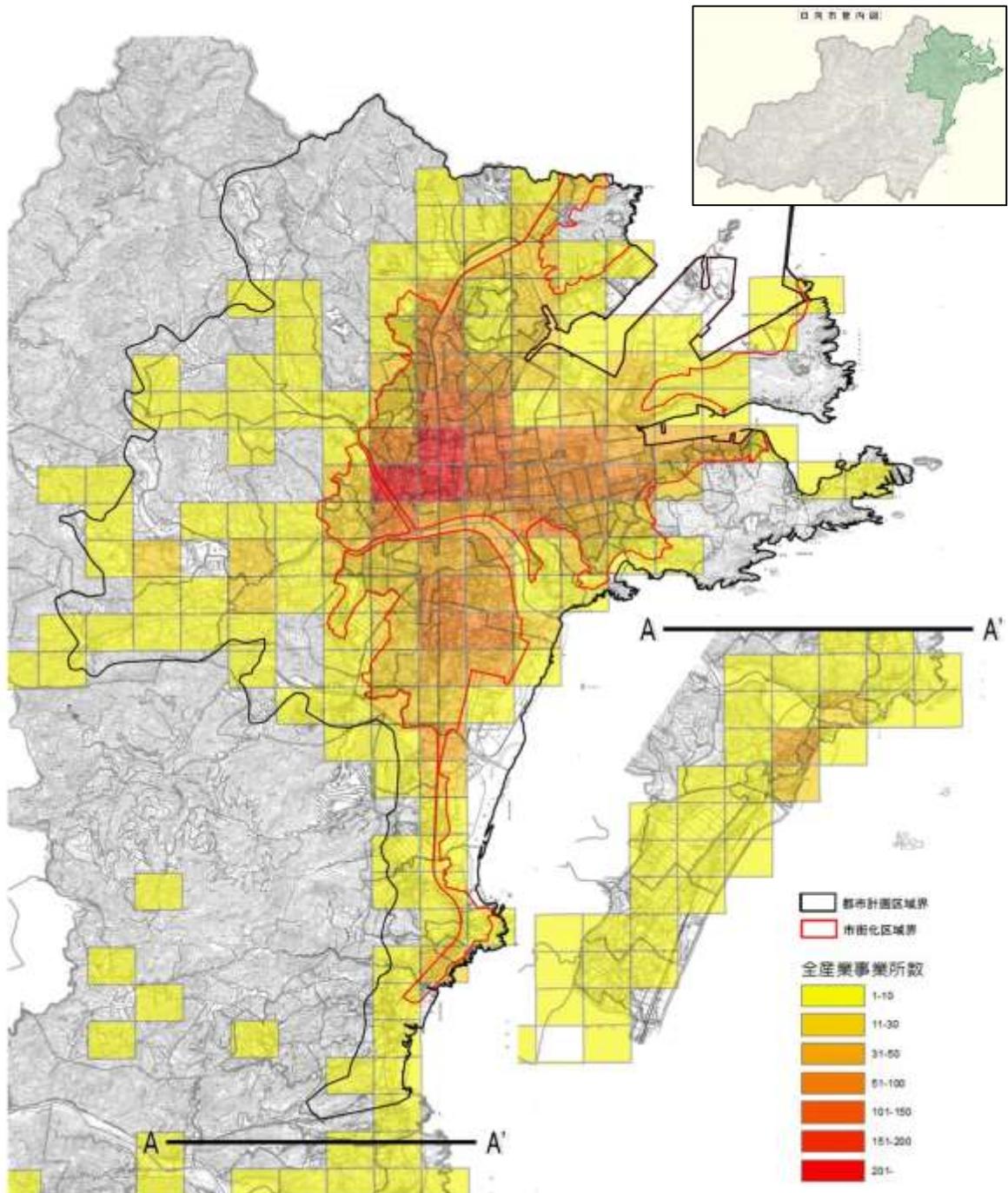


図 1.13 500mメッシュにおける事業所数

出典：平成 21 年経済センサス

(2) 就業人口の分布状況

500m単位でみた全産業における従業者数は、事業所の分布状況と同様に、中心市街地や国道 10 号沿線、日向市駅から細島方面にかけて就業人口が集中していることがうかがえます。

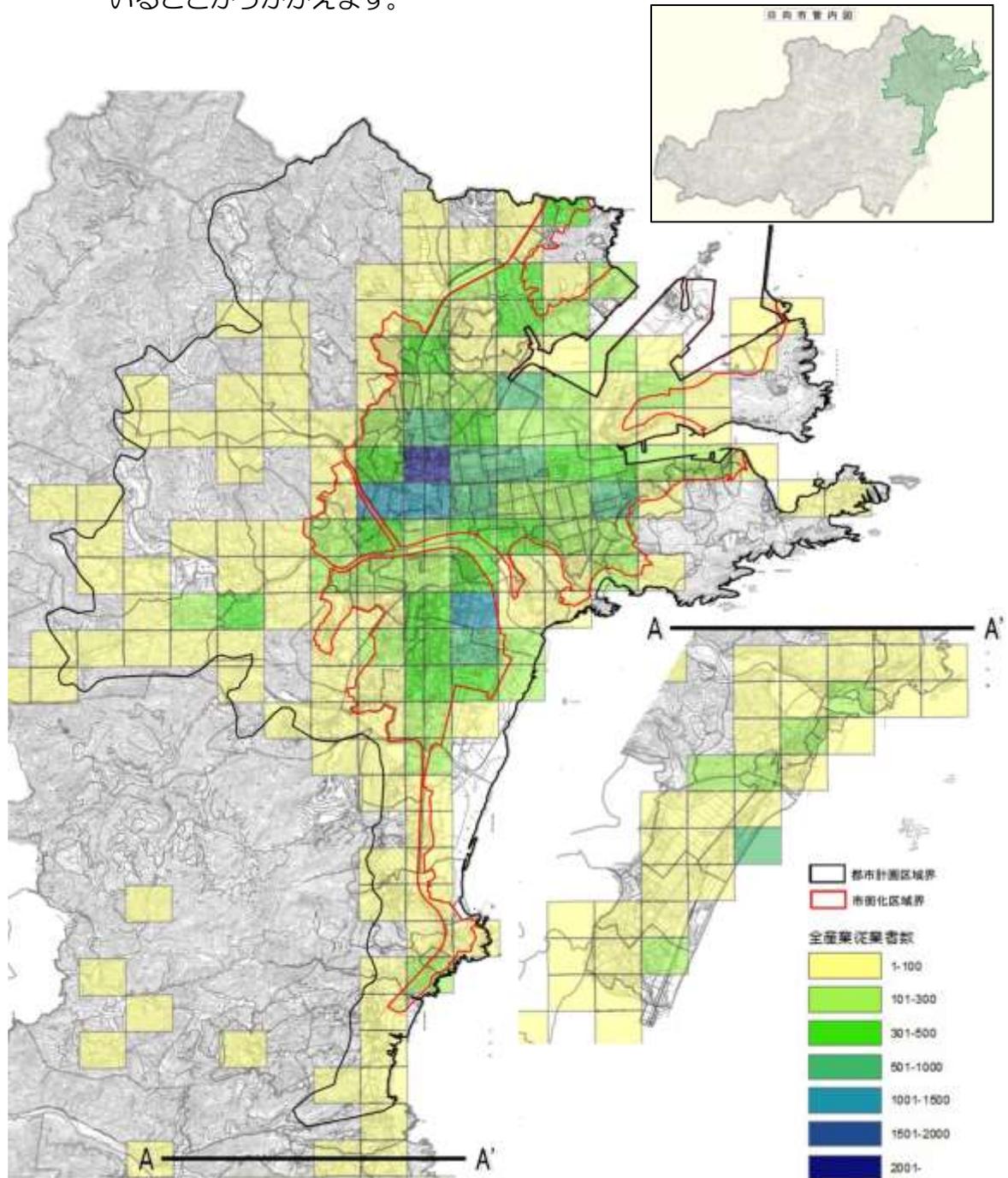


図 1.14 500mメッシュにおける全産業従業者数

出典：平成 21 年経済センサス

(3) 観光

「馬ヶ背」「願いが叶うクルスの海」などに代表される美しい景観や、日本の渚百選の「お倉ヶ浜」、日本の快水浴場百選の「伊勢ヶ浜」、サーフィンの名所として全国的に知られる「金ヶ浜」など、リアス式海岸と白砂青松の砂浜が織りなす海岸線が、本市の重要な観光資源となっています。

また、細島港はクルーズ船が寄港しており、平成 24 年のクルーズ船の入港回数は、宮崎県における 5 割を占めています。

このように、海岸地域には多様な観光資源が点在し、本市における観光の拠点となっています。

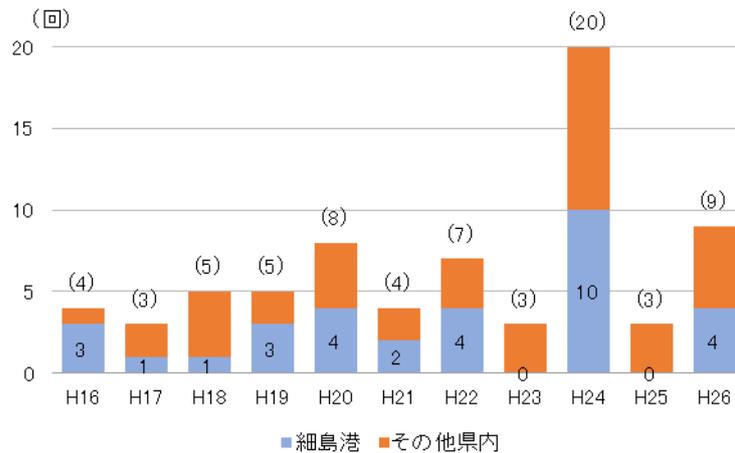


図 1.16 クルーズ船の入港実績

出典：九州クルーズ振興協議会 HP
(<http://www.kyushu-cruise.com>)

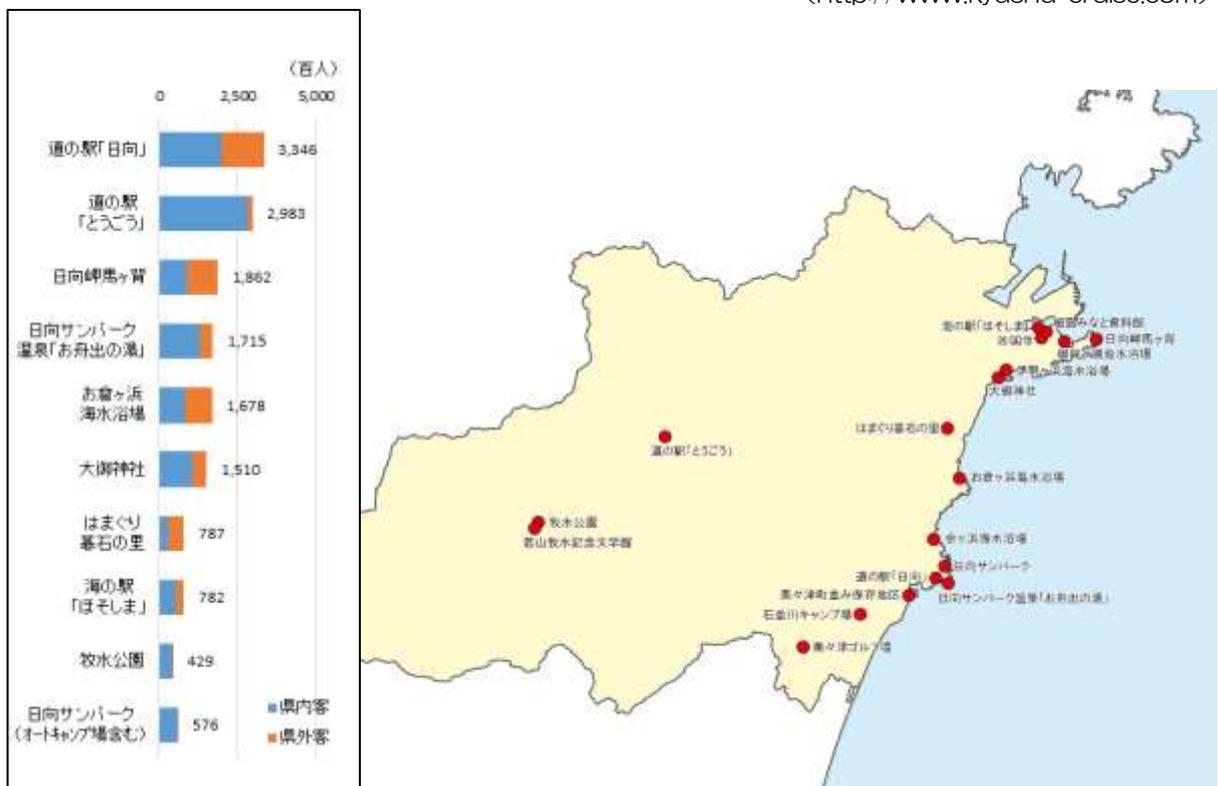


図 1.17 主な観光施設と入込み客数 (H26)

出典：宮崎県観光動向調査

1.5. 交通基盤、土地利用

1.5.1. 交通基盤

市街化区域内では、都市計画道路を中心に道路網が形成されています。また、中心市街地では、鉄道の高架化と合わせて土地区画整理事業や街路事業等が実施され、交通の円滑化等が図られています。

都市計画道路は46路線（計画延長94.06km）が指定され、そのうち10路線（延長20.27km）は整備・改良済みであり、整備改良率（整備改良中の路線を含む）は49.8%（都市計画基礎調査 調書）となっています。

また、海上交通基盤として、細島港が重要港湾の指定を受け、物流機能の充実を図るとともに、港内静穏度の向上を図るための外郭施設や耐震岸壁等の整備が進められています。

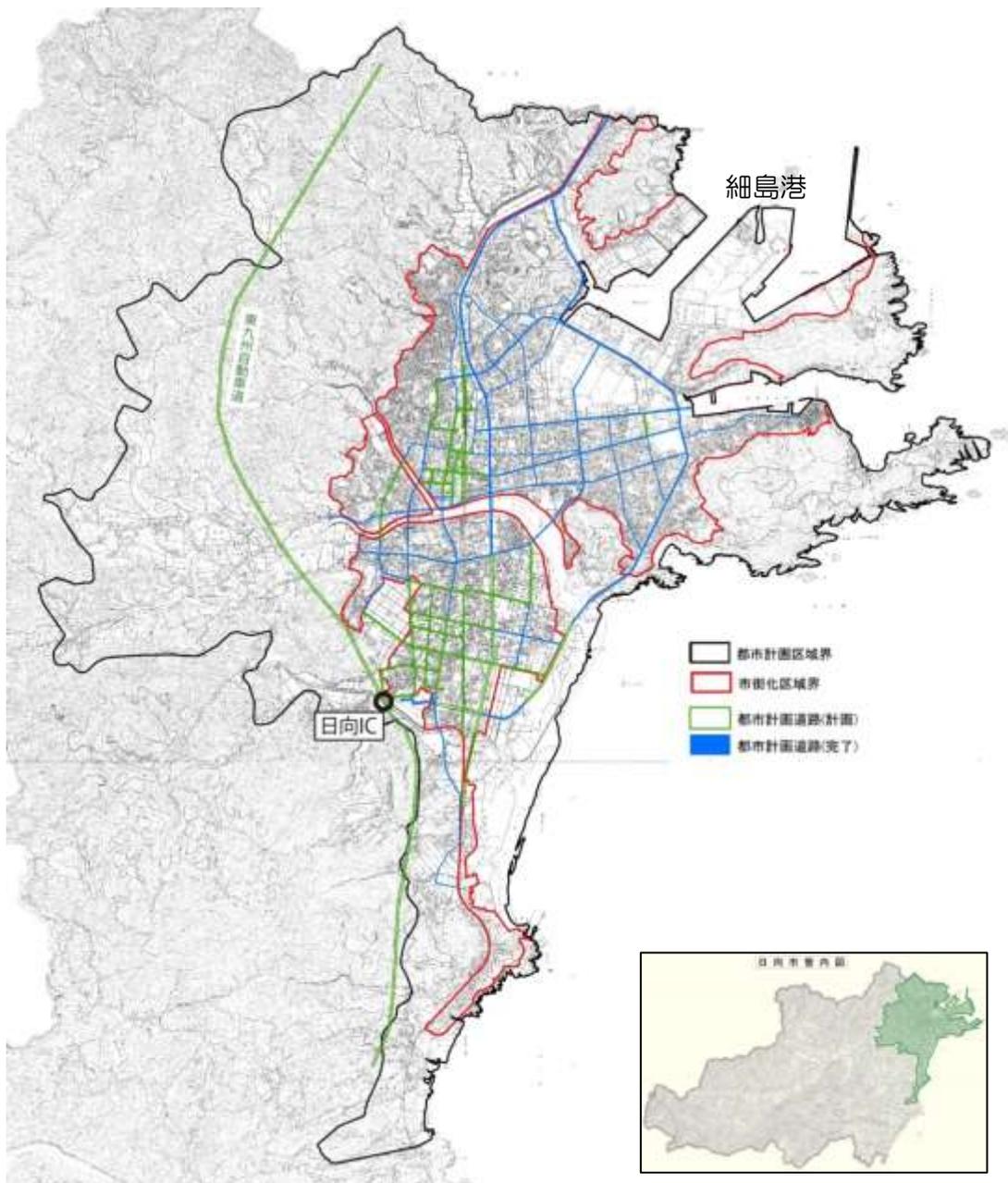


図 1.18 都市計画道路網

参考：都市計画基礎調査

1.5.2. 緊急輸送路の指定状況

本市の緊急輸送路は、東九州自動車道、国道 10 号をはじめ、国道 327 号や主要地方道、県道の主要幹線道路が指定されています。

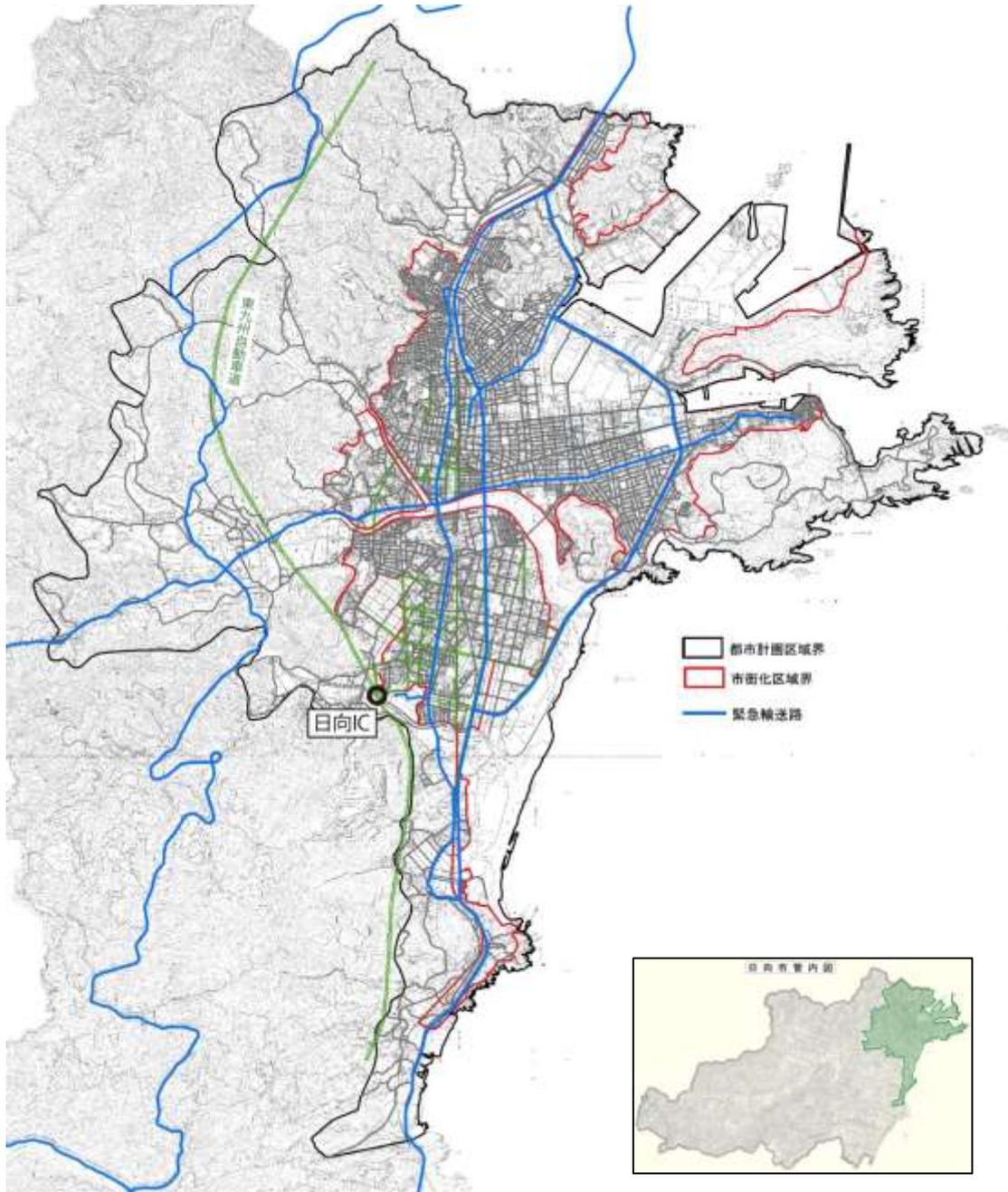


図 1.19 緊急輸送路

出典：日向市防災概況分析業務委託報告書（日向市資料）

1.5.3. 都市計画法の適用状況

本市では、昭和 27 年から、本県における中核工業都市建設を目指して細島臨海工業地帯造成事業が開始され、昭和 39 年には「日向・延岡地区新産業都市」の指定を受けました。以来、工業等の進出に伴い工業都市として漸次都市形態を整え、昭和 45 年に本市をはじめ、延岡市、門川町の都市計画区域が変更され、新都市計画法による日向延岡新産業都市計画区域となりました。その後、数回の区域変更を経て、平成 22 年に現在の都市計画区域（約 5,105ha）となっています。

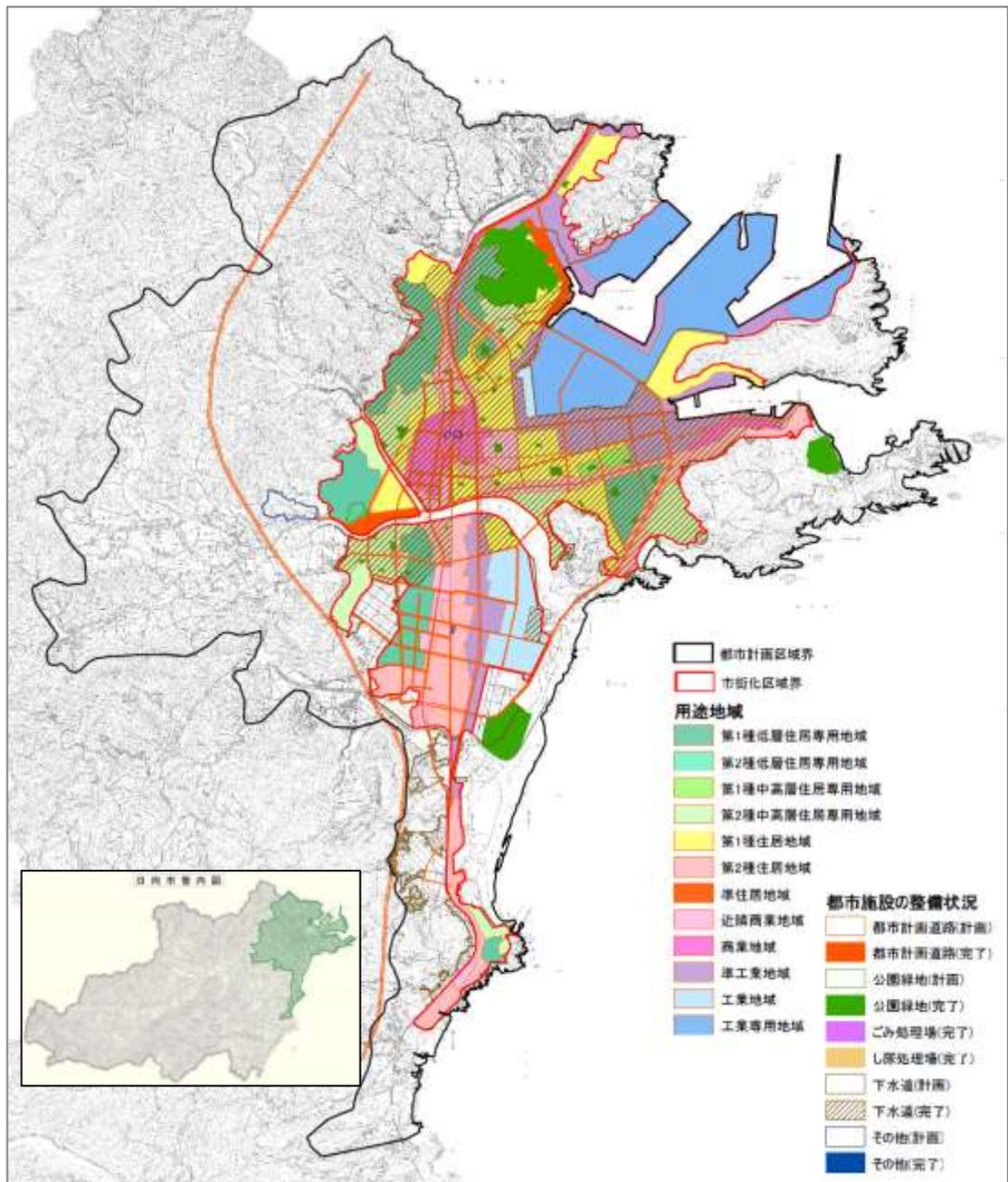


図 1.20 都市計画法の適用状況

出典：都市計画基礎調査

1.5.4. 土地利用

本市の都市計画区域内における土地利用現況は、市街化区域内では、住宅用地の面積の割合が約 29%で最も高く、次いで工業用地・道路用地がそれぞれ約 15%となっています。一方、市街化調整区域内では、山林の割合が約 55%で最も高くなっています。

沿岸部は山林やその他自然地が多くを占めるものの、その背後地や細島港では市街化が図られています。

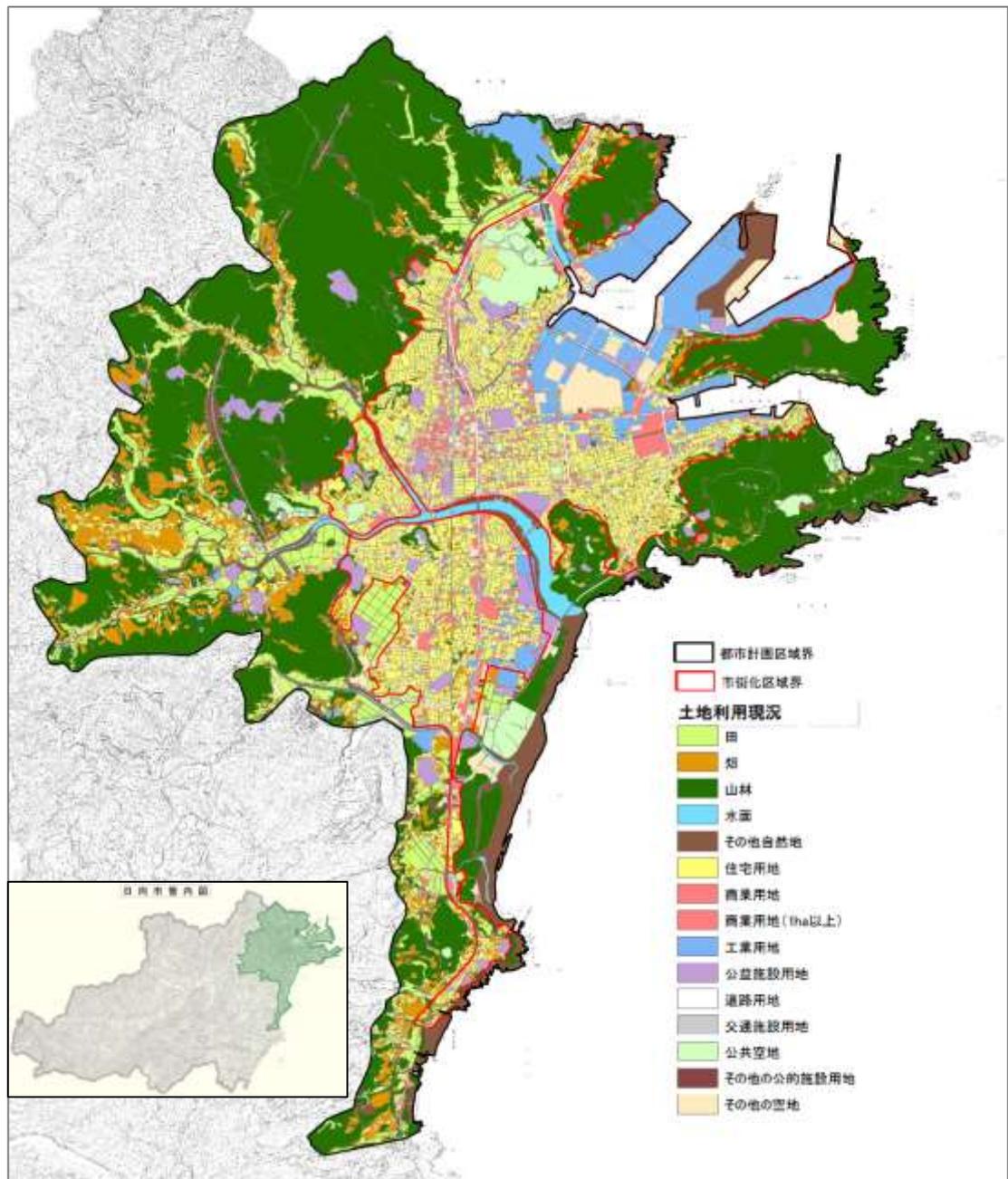


図 1.21 土地利用現況

出典：都市計画基礎調査

1.5.5. 地区別特性

ここでは、きめ細かい津波防災地域づくりの方針検討と、将来にわたる継続的なソフト防災の取り組みを念頭に、沿岸の小校区単位で地区別特性について整理します。

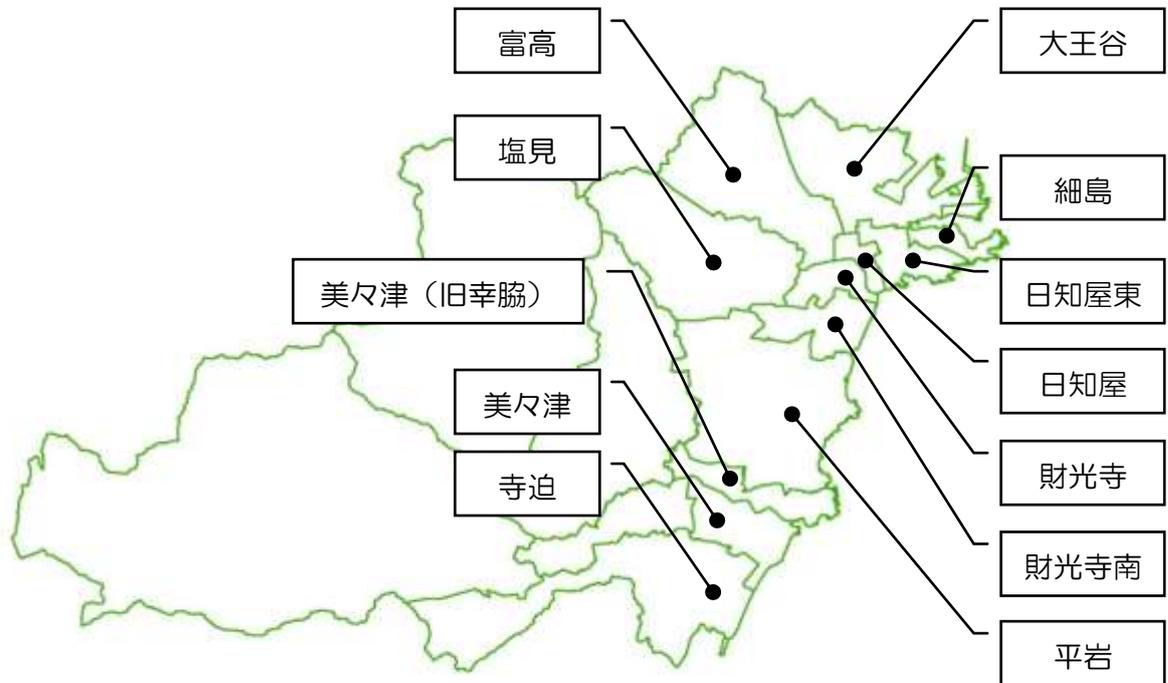


図 1.22 日向市小校区

(1) 人口・世帯

人口は、大王谷小学校区が 9,834 人で最も多く、ついで日知屋東小学校区が 9,299 人、財光寺小学校区が 8,653 人となっています。津波浸水が想定される区域を中心に人口が集中していることから、人口規模に応じた地震・津波対策に留意する必要があります。

世帯数は、大王谷小学校区が 3,938 世帯で最も多く、ついで富高小学校区が 3,609 世帯、日知屋東小学校区が 3,510 世帯となっています。

高齢化の状況をみると、最も高齢者が多い校区は財光寺小学校区となっています。また、高齢化率をみると、人口が多い日知屋東小学校区や大王谷小学校区は高齢化率が低くなっています。一方、美々津小学校区（40.5%）、旧幸脇小学校区（38.9%）など、本市南部の校区を中心に高齢化率が高くなっており、地震・津波対策において留意する必要があります。

表 1.2 人口・世帯数の推移

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	年齢3区分(人)			高齢化率
			0～14歳	15～64歳	65歳以上	
塩見小	3,389	1,060	405	1,833	1,149	33.9%
旧幸脇小	614	241	46	329	239	38.9%
細島小	2,212	870	282	1,219	705	32.0%
財光寺小	8,653	3,360	1,226	5,331	2,058	23.9%
財光寺南小	6,605	2,619	1,008	4,235	1,327	20.2%
寺迫小	1,425	471	187	750	488	34.2%
大王谷小	9,834	3,938	1,701	6,194	1,862	19.1%
日知屋小	4,881	2,148	688	2,991	1,183	24.3%
日知屋東小	9,299	3,510	1,698	5,838	1,737	18.7%
美々津小	1,529	580	153	755	619	40.5%
富高小	8,387	3,609	1,147	5,138	2,041	24.5%
平岩小	2,536	896	351	1,456	726	28.7%
計	59,364	23,302	8,892	36,068	14,135	

出典：日向市防災概況分析業務委託報告書（H22 国勢調査）

(2) 土地利用

都市計画基礎調査で整理された土地利用面積を校区単位でみると、塩見小学校区、細島小学校区、大王谷小学校区、富高小学校区、平岩小学校区では、都市的土地利用に比べて自然的土地利用の割合が高くなっています。一方、財光寺小学校区、財光寺南小学校区、日知屋小学校区、日知屋東小学校区では、都市的土地利用の割合が高くなっています。以上を踏まえると、津波浸水が想定される区域にある校区を中心に都市的土地利用が進んでいることが分かります。

表 1.3 土地利用面積

(単位：ha)		塩見小	細島小	財光寺小	財光寺南小	大王谷小	日知屋小	日知屋東小	富高小	平岩小
都市的土地利用	住宅用地	51.9	23.5	90.9	72.3	112.0	41.7	90.4	97.0	37.4
	商業用地	4.2	4.3	12.4	13.4	24.7	13.0	11.7	23.4	6.5
	商業用地 (1ha 以上)	—	—	3.6	9.7	9.0	—	15.7	1.6	1.0
	工業用地	5.1	9.3	12.7	24.8	230.2	1.3	17.4	2.5	1.9
	公益施設用地	18.7	4.3	27.2	19.1	27.0	12.3	9.9	44.3	8.4
	公共空地	9.7	5.0	2.5	23.2	60.6	3.5	8.9	5.7	1.6
	交通施設用地	—	0.6	1.1	2.5	8.8	0.9	—	2.1	5.7
	道路用地	38.4	14.8	34.9	41.8	103.3	25.4	44.1	53.9	24.7
	その他の空地	7.0	5.1	16.9	38.2	88.7	7.0	16.6	20.0	11.4
	小計	135.0 (16.8%)	66.9 (26.6%)	202.2 (66.3%)	245.0 (53.0%)	664.3 (46.8%)	105.1 (64.9%)	214.8 (52.5%)	250.6 (29.9%)	98.7 (24.7%)
自然的土地利用	山林	343.1	162.3	21.1	81.2	584.3	30.9	153.9	442.3	149.9
	田	116.8	0.8	21.2	61.8	41.8	0.4	0.9	62.4	48.4
	畑	150.2	5.5	16.0	26.1	48.1	5.0	20.3	42.1	56.1
	水面	10.2	0.8	24.3	8.4	12.4	13.8	0.2	12.8	2.9
	その他の自然地	48.6	15.0	20.2	40.1	69.0	6.7	18.7	28.7	44.1
	小計	668.8 (83.2%)	184.4 (73.4%)	102.8 (33.7%)	217.6 (47.0%)	755.7 (53.2%)	56.9 (35.1%)	194.0 (47.5%)	588.2 (70.1%)	301.4 (75.3%)

出典：都市計画基礎調査（土地利用現況）

1.6. 上位関連計画

津波防災地域づくりは、地域の防災力の向上を目的とするとともに、持続的な地域の発展を念頭に、総合計画や都市計画マスタープラン等、上位関連計画に示される市の将来ビジョンを踏まえたものにする必要があります。

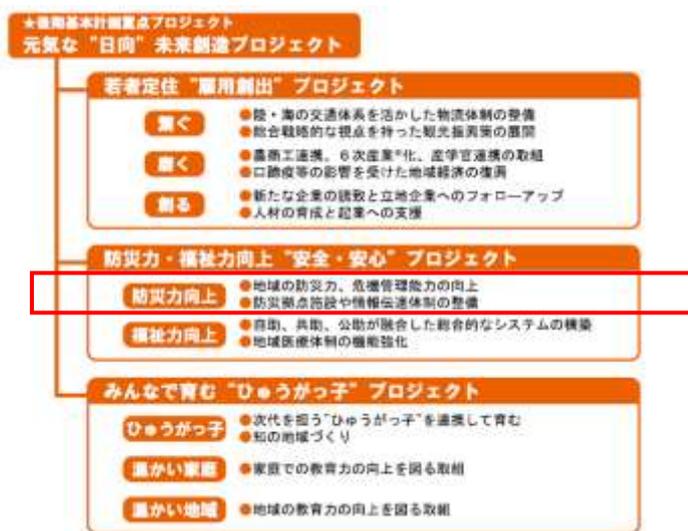
以下に本市の上位関連計画の概要を整理します。

1.6.1. 新しい日向市総合計画（平成 24 年 3 月策定）

本計画は、本市におけるまちづくりの総合的な計画であり、計画期間は平成 19 年度から平成 28 年度の 10 年間で定めています。本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成され、平成 24 年 3 月に「後期基本計画」が策定されました。

市民とともに進める日向市のまちづくりのキャッチフレーズは「市民が奏でる“交響”空間 ～優しく 強く 温かい 人とまち～」となっており、行政だけでなく、市民、NPO、企業など、日向市という地域社会を構成する全ての主体が連携し、互いに響きあい高めあいながら、協働により新しい日向市という空間を創っていくことを目指しています。

防災については、期間内に重点的に取り組む施策や、分野を横断して展開する施策として重点プロジェクトに位置づけられています。



また、防災力の向上に向けて、以下の取り組みが位置づけられています。

【防災力向上に向けた取組み】

- 市民の防災意識の醸成を図るとともに、自主防災組織の充実・強化など、地域の防災力や危機管理能力の向上に向けた取組の推進。
- 災害時要援護者支援体制の確立に向けた市民との協働による取組の推進。
- 防災行政無線や携帯電話網などの ICT を活用した情報の伝達・収集体制の構築や、海拔表示や避難誘導看板の設置など、防災情報を市民に周知する体制づくりの推進。
- 防災拠点施設や避難所、避難場所、避難路等の計画的な整備など、減災を図る取組の推進。
- 施設等のハード整備に際して、施設の規模や財源、ライフサイクルコスト等についての検討をはじめ、将来の財政面への影響を十分に考慮し、優先順位

を決定したうえで、計画的な整備の推進。

- 他の自治体との災害支援協定の締結など、相互に助け合う体制の構築により防災力の向上。

1.6.2. 第4次国土利用計画 日向市計画（平成22年3月策定）

本計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたり適正かつ均衡ある土地利用を確保することを目的として、日向市における国土の利用に関する基本的事項を定めたものです。本計画は、「第4次国土利用計画（宮崎県計画）」を基本とし、「新しい日向市総合計画」の基本構想に即して策定するものであり、本市の土地利用に関する全ての計画の基本となるものです。なお、本計画の目標年次は平成31年と定めています。

防災に関しては、「利用区分別の規模の目標や地域別の市土利用の基本方向」に掲げる事項を達成するために必要な措置として以下を掲げています。

【市土の保全と安全性の確保】

- 市土の保全及び市民の生命・財産の安全性を確保するため、災害等に対応しうる土地利用への誘導、水資源かん養機能や市土保全機能の高い農用地及び森林の保全、さらに、これらの管理水準の向上を図る。
- 治山・治水事業及び砂防事業等のハード対策と併せ、危険区域についての警戒避難体制の確立や情報の周知、災害時の情報伝達の充実などソフト対策を強化する。
- 人口、産業及び都市機能の集中している市街地等においては、火災や自然災害に対する安全性を確保するため、市街地の整備等にあたり避難地及びオープンスペースの確保を図るとともに、電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインの多重化・多元化に努めるなど、十分な防災上の配慮を加えつつ、適正かつ計画的な土地利用を推進する。

1.6.3. 日向市都市計画マスタープラン（平成14年策定、平成21年3月見直し）

都市計画マスタープランは、今後およそ20年間の都市づくりの将来像や、将来像の実現に向けた土地利用、都市施設、市街地整備などの都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。本市の都市計画マスタープランでは、目標年次を平成33年（2021年）と定め、『人』や『地域資源』といった地域力を活かしながら、様々な場面での交流や連携を通じて“優しく 強く 温かい 人とまち 日向”をまちづくりのテーマとしています。

本計画では、「安全で安心な居住環境の形成」を3つの目標の一つとして掲げており、「災害に強いまちづくり」を進めていくことにしています。

防災面に関する方針及び方策は以下の通りです。

【都市防災の方針】

- 日向市地域防災計画を基本として、災害に強いまちづくりを推進する。特に、市民の防災意識を高めるとともに、災害発生時にも市民による初期活動と行政機関の迅速、的確な対応の連携により被害が軽減される社会づくりを進める。

（不燃化・耐震化の推進）

◇方針

- ・建築物の不燃化・耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進する。

◆方 策

- ・延焼を遮断するため、面的整備の推進により公園・緑地や道路等のオープンスペースの創出を検討する。
- ・耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。また、公共施設の建築物については、耐震診断・耐震改修を計画的に行う。さらに、既設の一般住宅に対しては耐震化に関する意識啓発を目的とした広報活動を展開する。

(避難路・避難所の整備)

◇方 針

- ・都市計画道路、都市計画公園等の都市施設を利用した避難路・避難場所の確保を図る。

◆方 策

- ・新設ないし改良整備の行われる都市計画道路、都市計画公園等を中心に避難路、避難所としての機能充実を図る。
- ・電線類の地中化を検討し、都市災害の防止を図る。

(丘陵地の防災)

◇方 針

- ・市街地周辺の丘陵地については、がけ崩れ、落石等の土砂災害に対して入念な対策を施しつつ、監視体制の充実を図る。

◆方 策

- ・災害危険箇所の点検を定期的に行い、市民への周知や計画的な急傾斜地対策事業等を進める。

(情報収集・伝達体制の整備)

◇方 針

- ・災害発生時の情報収集・連絡体制の整備や情報を伝達する通信手段の整備を図る。

◆方 策

- ・県や防災関係機関と協力し、情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、各区長公民館長、自主防災組織及び消防団等と連絡を緊密にするよう努める。

(災害応急対策の充実)

◇方 針

- ・災害時の迅速な初動体制の確立を図る。

◆方 策

- ・職員の非常参集基準の明確化や災害対策本部の機能強化を図り、被害状況の把握、市民の安全確保、被災者の救援救護、広域的応援要請等の初動対応に必要な事前の計画を策定し、職員及び市民等に周知する。
- ・防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

1.6.4. 日向市地域防災計画（平成28年1月改定）

日向市地域防災計画は、市域の防災に関し、市、県、国及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものです。基本方針及び実施計画の概要は以下の通りです。

1) 都市防災構造の強化〔地震災害予防計画・津波防災予防計画〕

【基本方針】

人口及び経済機能の集積による高密度化した市街地や市街地中心部の木造老朽建物密集化によって災害の危険性は増大しており、災害時の市民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住めるまちづくりを推進する。

【実施計画】

- ①地震に強い都市づくり五箇年計画の策定
 - ・都市づくりにおいて考慮する災害リスク
 - ・災害リスクを考慮した都市の課題
 - ・防災都市づくりの基本方針
 - ・防災都市づくりの具体的施策
- ②防災空間の確保
 - ・緑地保全地域等の指定
 - ・延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進
 - ・防災通路や避難路となる道路の整備の推進
 - ・防災拠点や避難路となる都市公園、緑地の整備の促進
 - ・消防活動空間確保のための街路整備
- ③都市の再開発等の推進（市街地開発事業）
 - ・土地区画整理事業の推進（土地区画整理法）
 - ・市街地再開発事業の推進（都市再開発法）
 - ・密集住宅市街地整備促進事業の推進
- ④緊急避難場所、避難路の確保等
 - ・避難施設整備計画の作成
 - ・緊急避難場所の指定
 - ・広域避難地の整備
 - ・避難路の整備
 - ・避難路の確保

2) 建築物の安全化〔地震災害予防計画〕

【基本方針】

災害による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要である。特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進していくものとする。

【実施計画】

- ①建築物の安全性強化
 - ・既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進
 - ・建築物の落下物対策の推進
 - ・防災建築の促進
 - ・災害予防措置

- ・建設工事中の安全措置
- ②建築物の液状化対策
 - ・液状化現象の発生そのものを防止するための対策（地盤改良工法）
 - ・液状化現象の発生を前提とした構造的な対策
- ③建築物の不燃化の促進
 - ・防火・準防火地域の指定
 - ・屋根不燃化区域の指定
 - ・建築物の防火の推進
- ④重要施設の耐震性強化
 - ・防災重要建築物の指定
 - ・市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化
 - ・耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化
 - ・不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化
- ⑤施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

市は、地震防災緊急事業五箇年計画の推進にあたっては、県との協議を行うとともに、実施する事業については適切な指導をうけ、災害に強いまちづくりの実現に努めるものとする。

特に、人命にかかわる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

3) 地盤災害防止対策の推進〔地震災害予防計画〕

【基本方針】

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施し、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

【実施計画】

- ①土地利用の適正誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、土砂災害警戒区域等に関する土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）等の各種個別法令により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。
- ②土砂災害防止対策の推進
 - ・警戒避難体制の整備
 - ・応急対策用資機材の備蓄
- ③造成地災害防止対策の推進
 - ・災害防止に関する指導、監督
 - ・災害防止に関する指導基準
- ④液状化対策の推進
 - ・液状化現象の調査研究
 - ・液状化対策の推進

4) 海岸・河川・ため池・ダム・治山・砂防施設の整備と管理

〔地震災害予防計画〕

【基本方針】

県による被害想定調査においては、河川・ため池等施設の破堤による被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努め

るものとする。

【実施計画】

- ①海岸・河川施設の整備と管理
 - ・海岸保全施設
 - ・河川施設
- ②ため池・ダム施設の整備と管理
- ③治山・砂防施設の整備と管理

5) 海岸・河川の整備と管理 [津波災害予防計画]

【基本方針】

津波被害を受ける可能性のある地域について、海岸線の状況及び沿岸部の土地利用状況等を考慮して、防潮堤防・防潮護岸等の海岸保全施設の整備をはじめ、海難船舶、漂流物による航行船舶二次災害の防止などを推進するとともに、あらかじめ震災に備えた点検要領を定めておくものとする。

施設の整備については、発生頻度の高い津波を想定して設計対象とするが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスに対しても施設の効果が粘り強く発揮できるようにする。

また、水門、陸閘等の施設は、市と県、並びに操作・点検等を受託した団体等が連携してそれぞれの役割に応じて維持管理を行い、有事の際には操作者の安全確保が図られた上で適切な措置（水門等開閉操作等）が講じられるようあらかじめ体制を整えておくものとする。

さらに、常時閉鎖化や統廃合の措置を講じた上で、廃止できない水門・陸閘等の自動閉塞化・遠隔操作化等を促進する。

【実施計画】

- ①海岸・河川施設
 - 海岸
 - ・各海岸で想定される津波高の把握及び住民への情報提供
 - ・地形地質上の弱堤箇所及び土地利用上の重要箇所の把握
 - ・海岸施設に対する定期的な点検及び補強対策
 - ・設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような整備を推進する。
 - ・海難船舶、漂流物による航行船舶等の二次災害の防止
 - ・油類等危険物の流出防止対策の徹底
 - 河川
 - ・河口部で津波の遡上が想定される箇所の把握及び住民への情報提供
 - ・地形地質上の弱堤箇所及び土地利用上の重要箇所の把握並びに重要度に応じた対策
 - ・設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような整備を推進する。
 - ・二次災害防止の観点からの低標高部分の内水・排水対策
 - ・主要河川構造物に対する点検要領と補強対策及び応急復旧要領の策定

6) 道路等交通関係施設の整備と管理 [地震災害予防計画]

【基本方針】

県の地震被害想定調査においては、道路・鉄道等の公共施設の被害が想定されている。これらの施設は、市民の日常生活および社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

したがって、国、県が管理するものについては、耐震補強等の推進を要請するほか、市が管理するものについても同様の処置を講じ、災害に強い道路づくりを行う

必要がある。

特に、災害時に応急対策の中心的役割を果たす避難所や関連施設、広域避難地へ通ずる道路を避難路とし、周辺の道路及びそれを有機的に連携させる道路と合わせて、優先的に安全性に配慮した整備を実施する。

【実施計画】

①道路施設

○市の実実施計画

市は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。また、その整備にあたっては、避難所や関連施設、広域避難場所への道路を避難路とし、周辺の道路及びそれを有機的に連携させる道路について、関係機関と連携を図りながら優先的に整備を図る。

○関係機関の実実施計画

(県、九州地方整備局等、西日本高速道路株式会社、県道路公社)

- ・道路施設の耐震性の向上 [地震災害予防計画]
- ・道路ネットワークの確保 [地震災害予防計画・津波災害予防計画]
- ・緊急用河川敷道路の整備 [地震災害予防計画・津波災害予防計画]
- ・道路防災拠点施設の整備 [地震災害予防計画・津波災害予防計画]
- ・道路情報提供装置の整備 [地震災害予防計画・津波災害予防計画]
- ・高速道路ミッシングリンク（未連結区間）の早期解消 [地震災害予防計画・津波災害予防計画]

②鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社）[地震災害予防計画・津波災害予防計画]

地震災害に伴う被害が予想される土木構造物（高架橋・橋梁・トンネル・土留・切取盛土等）及び電気設備（電力設備・信号保安設備等）の定期的な検査を行い、耐震性及び防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、変状原因や機能程度を把握し、補修・補強・取替え等必要な措置を行う。

③港湾、漁港施設（県、宮崎港湾・空港整備事務所）

[地震災害予防計画]

○港湾の耐震化の推進

- ・重要港湾における耐震強化岸壁の整備
- ・港湾における液状化対策の推進

○漁港の耐震化の推進

[津波災害予防計画]

○港湾

- ・想定される津波高の把握及び港湾利用者等への情報提供
- ・港湾施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
- ・貯蔵危険物の流出防止対策など危険物取扱施設の安全確保
- ・港湾区域における非常時航路の確保及び沈船、漂着物等の除去対策
- ・緊急輸送路の確保と利用可能施設による災害支援体制の確立

○漁港

- ・想定される津波高の把握及び漁港利用者等への情報提供
- ・漁港施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
- ・油類等危険物の流出防止対策
- ・沈船、漂流物等の除去対策
- ・主要漁港における緊急輸送路の確保と災害復旧・復興支援体制の確立

7) 防災基盤・施設等の緊急整備 [地震災害予防計画・津波災害予防計画]

【基本方針】

県の被害想定調査の結果を踏まえて、緊急に防災機能の向上を図るため、防災基盤・施設等の緊急整備を実施する。

【実施計画】

①地震防災緊急事業五箇年計画事業の推進

市は、地震防災緊急事業五箇年計画の推進にあたって県との協議を行うとともに、実施する事業については適切な指導を受け、災害に強いまちづくりの実現に努めるものとする。

②公共施設等耐震化事業の推進

・事業の趣旨等

これまでの大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図るため、国の財政支援を受けて公共施設等の耐震化を推進するものとする。

1.7. 日向市におけるこれまでの地震・津波防災対策

本市におけるこれまでの地震・津波防災対策について、以下に整理します。

1.7.1. 主なソフト施策

(1) 自治会・自主防災会との連携

- 自主防災会結成の推進（平成 28 年 3 月末時点結成率 95.6%）
- 沿岸部自主防災会との現地視察（H24.2）
 - ・津波発生時の一時避難場所及び避難経路の確認
 - ・地区が要望するハード対策の意見交換
- 「わがまちのハザードマップ」の作成
- 防災訓練・防災講話の実施の推進
 - ・平成 23 年度実績…計 64 回(累計 7,824 人)
 - ・平成 24 年度実績…計 61 回(累計 4,800 人)
 - ・平成 25 年度実績…計 48 回(累計 5,944 人)
 - ・平成 26 年度実績…計 46 回(累計 8,552 人)（合計 27,120 人）



図 1.23 合同避難訓練の状況
出典：日向市資料



図 1.24 細島地区が作成した
津波ハザードマップ
出典：日向市資料

(2) 津波発生時の一時避難場所の見直し・指定

- 津波浸水想定区域から避難できる一時避難場所の見直し・指定
 - ・指定箇所…市内 54 箇所

(3) 津波避難ビルの指定

- 日向市津波避難ビルガイドラインの策定（H24.10）
- 津波避難ビル指定施設数…70 施設指定



図 1.25 一時避難場所【幡浦公園】
出典：日向市資料



図 1.26 津波避難ビル【千代田病院】
出典：日向市資料

(4) 津波ハザードマップの作成・配布

- 平成 25 年 2 月 13 日に宮崎県が公表した津波浸水区域データをベースに津波ハザードマップを作成。
- 区加入世帯、事業所、出先機関に配布。



図 1.27 本市が作成した津波ハザードマップ

出典：日向市資料

(5) 海拔表示板の設置

- 市内公共施設・電柱に設置…382 箇所

(6) 津波避難誘導表示板の設置

- 市内避難場所等に設置…26 箇所



図 1.28 海拔表示板

出典：日向市資料

(7) 災害支援協定の締結

- 日向市が締結している団体等との災害時支援協定
 - 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定（20 市町）
 - 県内市町村との災害時相互支援に関する協定
 - 大規模災害時の応援に関する協定（国土交通省九州地方整備局）
 - 災害時の応急措置に関する協定
 - 災害対策の支援に関する協定
 - 市内郵便局との協定
 - LPガス供給活動に関する協定
 - 物資の供給に関する協定
 - 災害基本法に基づく協定
 - 防災情報伝達等に関する協定

1.7.2. 主なハード施策

(1) 津波から逃げるハード対策

- 津波避難路の整備
 - ・津波避難路ガイドラインの策定
 - ・協働の避難路整備事業…清正区、堀一方区、江良区
- 東九州自動車道路側法面を利用した避難経路及び避難場所の整備
- 校舎屋上避難階段の整備（H24～）
 - ・日知屋東小学校…収容人数 約 1,500 名
 - ・日知屋小学校…収容人数 約 680 名
 - ・財光寺南小学校…収容人数 約 1,000 名
- 津波避難対策緊急計画 避難施設整備（H27～）
 - ・27年度整備完了の施設
 - 堀一方避難タワー 約 200 名
 - 長江避難タワー 約 670 名
 - 市営財光寺北住宅屋外避難階段 約 670 名



図 1.29 津波避難路
出典：日向市資料



図 1.30 屋上避難階段
出典：日向市資料



図 1.31 長江津波避難タワー
出典：日向市資料

(2) 情報伝達システムの拡充・強化

○同報系防災行政無線整備事業（H23～H26）

- ・整備概要：アナログからデジタルへの移行
未音達地域のスピーカー局の増設
津波監視カメラの設置



図 1.32 同報系防災行政無線施設

出典：日向市資料

図 1.33 津波監視カメラ

出典：日向市資料

(3) 指定避難場所の整備

○防災公園化整備事業（H25～）

- ・大王谷運動公園…防災トイレ
- ・亀崎近隣公園…マンホールトイレ
太陽光照明等整備



図 1.34 亀崎近隣公園防災施設整備

出典：日向市資料

(4) 自治会・自主防災会への支援

○共助による避難施設の支援

自治会等が施行する避難施設整備への支援

- ・原材料支給制度（H24～）…避難路、備蓄倉庫等の整備
- ・津波避難経路等整備費補助金（H26～）…避難路、避難場所の整備



図 1.35 原材料支給での避難路整備箇所

出典：日向市資料



図 1.36 補助金を活用し整備した津波避難路

出典：日向市資料

第2章 想定される地震・津波災害

本章では、本市に影響を与えたと思われる過去の地震・津波や想定される地震・津波災害を把握するとともに、災害発生時の避難に課題が生じる地域を整理します。

2.1. 過去の地震津波記録

本市に影響を与えたと思われる地震・津波に関する記録は以下のとおりです。

表 2.1 本市に影響を与えたと思われる地震・津波一覧

発生年月日	震源地	規模	被害状況
寛文2年9月20日 (1662年10月31日) 午前0時頃	(震央・波央) 北緯 31.7° 東経 132.0°	M=7.5~ 7.75 [m=2]	<ul style="list-style-type: none"> 日向の沿岸に被害。佐土原で城破損、潰家800余戸、死者多少、地割れ、田畑損毛あり、この日40回余震。県(現延岡)で城の石垣破損。領内の潰家1300余、半潰510、死者5人、堤破損13所。 日向那珂郡(現宮崎県)の沿岸7カ村・周囲7里35町(約32km)田畑8500石余の地没して海となる。 青島付近で約1m沈下。
宝永4年10月4日 (1707年10月28日) 午後1~2時 (宝永地震津波)	紀伊半島沖 (波央) 北緯 33.2° 東経 135.9°	M=8.4 [m=4]	<ul style="list-style-type: none"> 我が国最大級の地震の一つ。 津波は伊豆半島から九州までの太平洋沿岸および大阪湾、播磨、伊予、防長を襲い、さらに南の八丈島をも襲った。 宝永津波の高さの推定値(宮崎県内:延岡3m、浜子3.5~4m、土々呂4~4.5m、宮崎2m)
明和6年7月28日 (1769年8月29日) 午後2時頃	日向灘 (震央) 北緯 33.0° 東経 132.1° (波央) 北緯 32.3° 東経 132.0°	M=7.75 [m=1]	<ul style="list-style-type: none"> 地震当時朝から風雨強く、翌々日大風雨洪水があり、被害はこれと重なっている。 延岡城の石垣・塀崩れ、城内外家屋など倒れ、半壊・大破多く、潰家64棟。 高千穂で山崩れ、潰家13棟、落橋11箇所。佐土原で城内外建物の大破多かつた。 津波による被害は明確ではない。
寛永7(安政1)年 11月5日 (1854年12月24日) (安政南海地震)	紀伊半島沖 (震央・波央) 北緯 33.0° 東経 135.0°	M=8.4 [m=3]	<ul style="list-style-type: none"> この地震は前の地震(安政東海地震)の32時間後に起きた。被害地区は、中部から九州におよぶ。 高波は久礼で16.1m、種崎11m、室戸3.3mであった。日向も外ノ浦港も新堤壊れる。 大分藩では居宅潰4546、死者18、臼杵藩で居宅潰約500、延岡藩で居宅潰約500。
明治32年 (1899年11月25日) 03時43分、55分	(震央・波央) 北緯 31.9° 東経 132.3°	M=6.9~ 7.1 [m=-1]	<ul style="list-style-type: none"> 被害の大きかったものは宮崎県南西部で、宮崎市で家屋の破損、瓦・壁土の墜落があり、鉄肥で壁の崩れたもの、都城で石垣の崩れ、家屋・土蔵の破損などがあつた。その他大分地方でも土蔵・家屋の破損があつた。 細島の検潮儀に最大振幅32cmの津波らしきものを記録した。

発生年月日	震源地	規模	被害状況
明治 36 年 (1903 年 10 月 11 日) 01 時 41 分	(震央) 北緯 31.8° 東経 132.0°	M=6.2	・ 宮崎県鞍崎灯台で微少被害。
明治 39 年 (1906 年 3 月 13 日) 22 時 27 分	(震央) 北緯 32.5° 東経 132.2°	M=6.4	・ 熊本市内で硝子・瀬戸物に被害。日向灘北部沿岸で棚の落下。
明治 42 年 (1909 年 11 月 10 日) 15 時 13 分	(震央) 北緯 32.3° 東経 142.0°	M=7.6	・ 宮崎県では、宮崎市付近で被害が大きく、煙突・障壁の倒潰、瓦の墜落などがあり、海岸地方では、土地の亀裂、半潰家屋などがあった。 ・ 東臼杵郡日平鉾山で落石のため人家の全潰2、破損3その他県内で落石などがあった。
明治 44 年 (1911 年 2 月 18 日) 05 時 14 分	(震央) 北緯 31.9° 東経 131.5°	M=5.6	・ 宮崎市付近で強く、壁の亀裂・煉瓦・煙突の倒潰、家屋の小破損などがあった。
大正 2 年 (1913 年 4 月 13 日) 15 時 40 分	(震央) 北緯 32.0° 東経 132.0°	M=6.8	・ 宮崎市で壁の亀裂などの小被害。
大正 11 年 (1922 年 11 月 11 日) 04 時 33 分 (アタカマ地震)	刊のアカマ沖 (波央) 南緯 28.5° 西経 70.0° 深さ=25km	M=8.3 [m=3]	・ 日本での被害は三陸沿岸の大船渡で家屋 30 棟が波に洗われた。(津波の高さ 1~2m 程度と推定される) ・ 日本沿岸の検潮記録による津波の最大全振幅(細島 39cm、串本 70cm、花咲 60cm、鮎川 65cm)
昭和 4 年 (1929 年 5 月 22 日) 01 時 35 分	(震央) 北緯 31.67° 東経 132.08°	M=6.9	・ 宮崎市で、煉瓦煙突の崩壊多く、土壁や屋根の破損あり。 ・ 青島村内海で岸壁に小亀裂あり。
昭和 6 年 (1931 年 11 月 2 日) 19 時 03 分	日向灘 (震央) 北緯 32.25° 東経 132.63° (波央) 北緯 32.15° 東経 132.38° 深さ=40km	M=7.1 [m=-1]	・ 宮崎市・都城市・佐土原・生目などで被害が大きく、鹿児島県では、志布志で全潰1、半潰 11、煙突倒潰 16 を生じた。 ・ 宮崎県では、死者1、負傷者 29、家屋の全潰 4、半潰 10、破損 46 煙突倒潰 198、墓石・石灯笼倒潰 862、石垣倒潰 6、地割れ 3、道路破損 4、山崩れ 8、地すべり 1、橋梁破損 5 となっている。 ・ 検潮記録による津波の最大振幅(串間 6cm、宇和島 7cm、土佐清水 50cm、串本 14cm)
昭和 14 年 (1939 年 3 月 20 日) 12 時 12 分	日向灘 (震央) 北緯 32.28° 東経 131.97° (波央) 北緯 32.17° 東経 131.58° 深さ=20km	M=6.5 [m=-1]	・ 大分県沿岸(特に佐伯・蒲江・津久見・臼杵町など)で家屋の壁の落下、地面の小亀裂などの小被害。 ・ 宮崎県で死者1、負傷者1、家屋半潰、煙突倒潰 3、道路崩潰 7 となっている。 ・ 検潮記録による津波の最大振幅(土佐清水 12cm、油津 16cm 目視による値は室戸岬 80cm)

※注 地震規模における記号の意味は以下の通りです。

M：マグニチュード（地震エネルギーの大きさ）

m：津波マグニチュード（津波の規模階級で-1～4までの6段階に分かれる）

発生年月日	震源地	規模	被害状況
昭和 16 年 (1941 年 11 月 19 日) 01 時 46 分 (日向灘地震)	日向灘 (震央・波央) 北緯 32.02° 東経 132.08° 深さ=0km	M=7.2 [m=1]	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎・大分の沿岸や熊本・愛媛で多少の被害があった。 延岡で被害が大きく、石垣の破損・道路の亀裂・堤防の小破損・壁の剥離などがあり、宮崎では、ほとんどの家の壁に亀裂や剥離が見られ、煉瓦煙突も1本倒れた。 細島の検潮場で約8cm土地が沈下した。 検潮記録による津波の最大振幅(津久見 35cm、佐伯 10cm、宇和島 30cm、土佐清水 110cm、串本 40cm 目視によるものは、細島 100cm、油津 100cm、宿毛 60cm、室戸 110cm) 津波が日向灘を襲ったが、最大の波の高さ1m(細島・青島・宿毛)で船舶に若干の被害があった程度である。
昭和 21 年 (1946 年 4 月 1 日) 12 時 29 分 (アリューシャン津波)	アリューシャン列島 東部 (波央) 北緯 52.8° 西経 162.5°	M=7.4 [m=1]	<ul style="list-style-type: none"> 太平洋沿岸各地にかなりの規模の津波が来襲した。この津波は、太平洋津波警報組織をつくる契機となった。 日本沿岸の検潮記録による津波の最大振幅(細島 10cm、鮎川 56cm、八戸 20cm、宮古 17cm、伊東 14cm)
昭和 21 年 (1946 年 12 月 21 日) 04 時 19 分 (南海地震津波)	紀伊半島沖 (波央) 北緯 33.02° 東経 135.37° 深さ=20km	M=8.0 [m=3]	<ul style="list-style-type: none"> 震度5の範囲は中部地方から九州にまで及び、きわめて広い。被害も同様に中部地方から九州にまで及んだ。 津波は房総半島から九州に至る太平洋沿岸を襲ったが、その被害は地震によるものより大きい。流速は一般に遅く、大人の駆け足程度というものが多かった。 宮崎県内の津波の高さ(細島 1.6m、門川 1.5m、油津 1.5m)
昭和 27 年 (1952 年 11 月 4 日) 16 時 58 分 (カムチャッカ津波)	カムチャッカ半島 東南沖 (波央) 北緯 52.3° 東経 161.0° 深さ=40km	M=8.5 [m=3]	<ul style="list-style-type: none"> 日本沿岸では、北海道から九州にかけての太平洋沿岸の各湾で被害があった。 宮崎県では、日向市細島と南那珂郡南郷などの広範囲に家屋の浸水があった。
昭和 36 年 (1961 年 2 月 27 日) 03 時 10 分	日向灘 (震央・波央) 北緯 31.36° 東経 131.51° 深さ=40km	M=7.0 [m=0]	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県では、中部・南部・西南部に被害があり、大淀川鉄橋の橋脚が沈下、宮崎飛行場の滑走路に亀裂などが入った。 宮崎県で、死者1、負傷者4、家屋全潰1、半潰4、一部破損 104 非住家被害 37、道路破損 20、橋梁破損2、堤防破損4、山崩れ 15 鉄道被害3。 宮崎県中央部で崖崩れが多かった。 地震後小津波があった。津波の高さは細島 45 cm、油津 35 cm、土佐清水 50 cmで被害は無かった。

発生年月日	震源地	規模	被害状況
昭和 43 年 (1968 年 4 月 1 日) 09 時 42 分 (1968 年日向灘地震)	日向灘 (震央・波央) 北緯 32.17° 東経 132.32° 深さ=30km	M=7.5 [m=1]	<ul style="list-style-type: none"> 被害の大きかったのは、高知・愛媛の両県であるが、宮崎県も被害を受けている。 宮崎県の被害は、負傷者7、家屋一部破損1、道路破損8、山崩れ6、船舶沈没破損1となっている。 津波の検潮記録による最大全振幅(細島工業港 198 cm、同商業港 132cm、蒲江 240 cm、佐伯 65 cm、油津 66 cm、延岡 27cm) 津波の実測による高さ(土々呂港 1.01m、北浦村 0.78m、細島工業港 0.94m、同商業港 1.20m)
昭和 44 年 (1969 年 4 月 21 日) 16 時 19 分	日向灘 (震央・波央) 北緯 32.09° 東経 132.07° 深さ=10km	M=6.5 [m=-1]	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県西臼杵郡で落石のため負傷者2 検潮記録による津波の最大全振幅(大泊(鹿児島県)12cm、油津 10cm、蒲江 15cm、八幡浜 10cm、土佐清水 10cm、室戸 20cm)
昭和 45 年 (1970 年 7 月 26 日) 07 時 41 分	日向灘 (震央・波央) 北緯 32.04° 東経 132.02° 深さ=10km	M=6.7 [m=-1]	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県南部で震度5を観測。 地震による被害は宮崎市、日南市に多く、負傷者 13、道路破損5、山崩れ4などのである。小津波あり。 検潮記録による津波の全振幅(細島 12cm、富(延岡)8cm、北浦 24cm、佐伯 18cm、蒲江 38cm、油津 39 cm、土佐清水 44 cm、串本 17cm)
昭和 59 年 (1984 年 8 月 7 日) 04 時 06 分	日向灘 (震央・波央) 北緯 32.22° 東経 132.09°	M=7.1 [m=-1]	<ul style="list-style-type: none"> 8月8日現在の被害は、負傷者9、建物一部破損 29、道路破損3山崩れ 12、鉄道被害2である。 検潮記録による津波の最大全振幅(日向白浜 22cm、延岡 28 cm、油津 10cm、土佐清水 28cm、宇和島 4cm、室戸岬 20cm、串本 11cm、高知 6cm)
昭和 62 年 (1987 年 3 月 18 日) 12 時 36 分	日向灘 (震央) 北緯 31.58° 東経 132.03°	M=6.6	<ul style="list-style-type: none"> 宮崎県の被害は、死者1(落石により車ごと崖下に落ちる)、重傷者1、軽傷者5、落石による鉄道不通2、道路不通または通行規制 33、水道破損 168、ガラス損傷3、ブロック塀等損傷 18、建物損傷 354 その他に熊本県で壁体亀裂1
平成 23 年 (2011 年 3 月 11 日) 14 時 46 分 (東北地方太平洋沖地震)	三陸沖	M=9.0	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県栗原市で最大震度7を観測。 岩手県、宮城県、福島県では 10m超の津波を観測し、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした。 検潮記録による津波の最大全振幅(日向市細島 88cm、日南市油津 123cm、宮崎港 164cm)

出典：「日向市地域防災計画」(日向市 平成 28年1月改定)

注) 表中の () 内の年月は太陽暦

2.2. 想定される地震・津波災害

2.2.1. 日向市における地震・津波想定

県では、平成 24 年 8 月に内閣府が示した「南海トラフ巨大地震」に関する検討結果等を踏まえるとともに、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、平成 25 年 2 月に県としての新たな「津波浸水想定」を設定しました。

また、最大クラスの地震による震度分布や南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定を平成 25 年 10 月に公表しました。

さらに、津波避難想定を基に作成した浸水開始時間の予測図を平成 26 年 1 月に公表しました。

(1) 浸水面積

日向市における浸水面積は 2,130ha となっており、宮崎市及び延岡市に次ぐ浸水規模となっています。

表 2.2 宮崎県内各市町別の浸水面積

市町名	浸水面積 (h a)	
	内閣府 (H24. 8)	宮崎県 (H25. 2)
延岡市	2, 9 2 0	3, 1 4 0
門川町	7 1 0	6 9 0
日向市	2, 1 4 0	2, 1 3 0
都農町	3 5 0	3 5 0
川南町	2 3 0	2 3 0
高鍋町	6 0 0	6 7 0
新富町	5 7 0	6 1 0
宮崎市	3, 7 1 0	4, 0 1 0
日南市	8 4 0	1, 3 4 0
串間市	4 4 0	1, 1 0 0
県合計値	1 2, 3 9 0	1 4, 2 8 0

※浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深 1cm 以上の浸水面積。四捨五入の関係で合計の面積は合わない。

出典：宮崎県地震津波被害想定報告書（宮崎県 平成 25 年 9 月、10 月）

浸水想定の概況として、細島港周辺やお倉ヶ浜などの沿岸部では、5m以上の浸水が想定されています。また、都市機能が集積する中心市街地でも0.3m以上の浸水が想定されています。

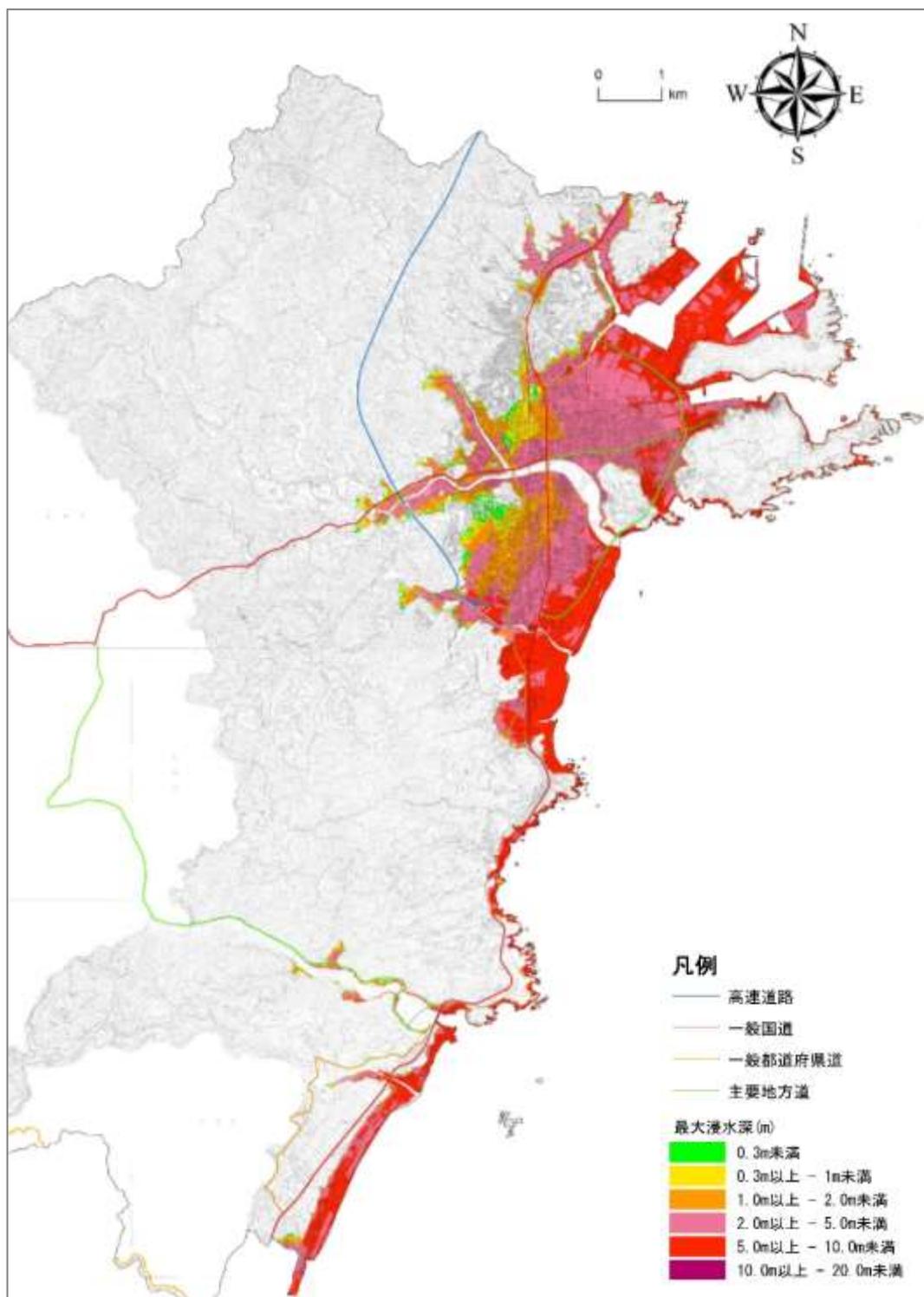


図 2.1 津波浸水想定 (宮崎県 平成 25 年 2 月)

(2) 津波高

本市における津波高は最大値で 15m であり、平均値でも 10m となっています。

表 2.3 宮崎県内各市町別の津波高

市町名	津波高の最大値 (m)		津波高の平均値 (m)	
	内閣府 (H24. 8)	宮崎県 (H25. 2)	内閣府 (H24. 8)	宮崎県 (H25. 2)
延岡市	1.4	1.4	1.1	1.1
門川町	1.2	1.2	0.9	0.9
日向市	1.5	1.5	1.0	1.0
都農町	1.5	1.5	1.2	1.2
川南町	1.3	1.3	1.1	1.1
高鍋町	1.1	1.1	1.0	1.0
新富町	1.0	1.0	0.9	0.9
宮崎市	1.6	1.6	0.9	0.9
日南市	1.4	1.4	0.7	0.9
串間市	1.7	1.7	0.7	0.9
県最大値	1.7	1.7	1.2	1.2

※津波高は、津波水位に地殻変動量を考慮し、メートル以下第 2 位を四捨五入し第 1 位を切り上げた数値を表示。

※最大値は市町毎に最も高い値を表示。

※平均値は市町毎に平均を表示。

出典：宮崎県地震津波被害想定報告書（宮崎県 平成 25 年 9 月、10 月）

(3) 津波到達時間

県の想定によると、本市における津波到達時間は最短で 17 分であり、内閣府の想定より 1 分短くなっています。

表 2.4 宮崎県内各市町別の津波到達時間の最短値

市町名	津波到達時間の最短値（分）	
	内閣府 (H24. 8)	宮崎県 (H25. 2)
延岡市	1 8	1 7
門川町	1 8	1 6
日向市	1 8	1 7
都農町	2 1	2 0
川南町	2 0	2 0
高鍋町	2 0	2 0
新富町	2 1	2 1
宮崎市	1 8	1 8
日南市	1 6	1 4
串間市	1 8	1 5
県最短値	1 6	1 4

※津波到達時間は、海岸線から沖合約 30m 地点において、地震発生直後から水位の変化+1m になるまでの時間を表示。

※津波到達時間の最短値は市町毎に最も早い値を表示。

出典：宮崎県地震津波被害想定報告書（宮崎県 平成 25 年 9 月、10 月）

2.2.2. 地震・津波による被害想定

県が発表した宮崎県地震津波被害想定報告書（宮崎県 平成 25 年 9 月、10 月）によると、本市における建物被害は冬 18 時が最も多く、想定される全壊・焼失棟数は約 13,000 棟であり、6 割近くが津波による全壊となっています。

また、人的被害は冬深夜が最も多く、想定される死者は約 15,000 人であり、9 割以上が津波による死者となっています。宮崎県全域での人的被害の想定計が 35,000 人ですので、県内での 42.8%の被害が本市で想定されています。

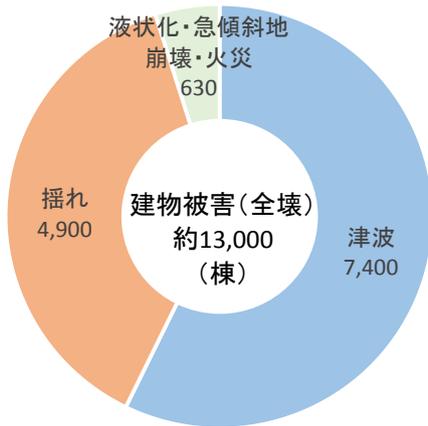


図 2.2 建物被害の想定

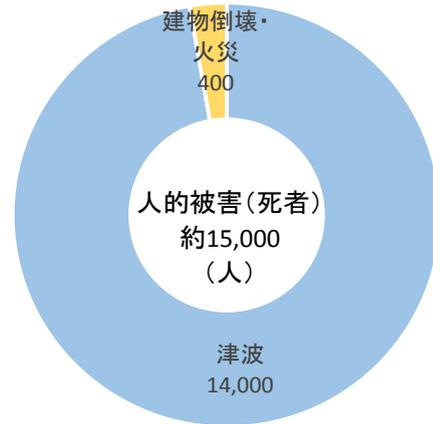


図 2.3 人的被害の想定

※本被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持ってみる必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

出典：宮崎県地震津波被害想定報告書（宮崎県 平成 25 年 9 月、10 月）

2.3. 津波による避難が困難な地域

2.3.1. 津波避難シミュレーションの条件設定

宮崎県地震津波被害想定報告書や津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）（国土交通省 都市局 都市安全課・街路交通施設課 平成25年6月）を参考に、避難先、避難経路、避難行動等を設定し、津波避難シミュレーションを実施し、津波の到達時間までに避難が困難な地域（特定避難困難地域）及び特定避難困難地域に滞在している人の数（特定避難困難者数）を推計しました。

特定避難困難地域及び特定避難困難者数の推計の流れ及び津波避難シミュレーションの解析条件は以下の通りです。

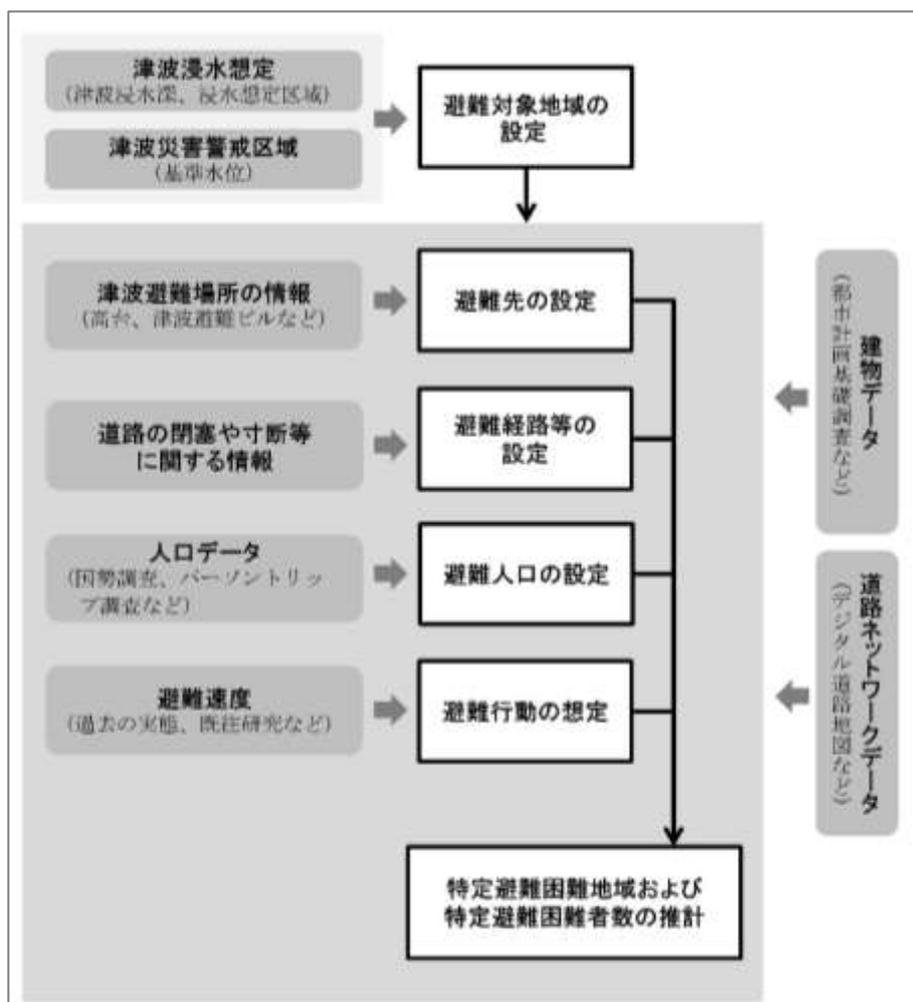


図 2.4 特定避難困難地域と特定避難困難者数の推計の流れ

出典：津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）
（平成25年6月 国土交通省 都市局 都市安全課・街路交通施設課）

表 2.5 津波避難シミュレーションの解析条件

項 目	解析条件
被害想定	宮崎県地震津波被害想定（L2 津波想定）
避難対象地域	津波浸水想定区域
避難先の設定	津波が到達しない地域や高台、津波避難ビル
収容可能人数	指定緊急避難場所及び津波避難ビルの収容可能人数は 1 m ² あたり 2 人を収容することとした。
避難経路	全ての道路 ※地震による落橋（平成 8 年道路橋示方書に準じない 2 径間以上の橋梁）を考慮する
液状化	考慮する
土砂災害	考慮する
避難人口	平日、休日、時刻別を考慮し、①平日夜間、②平日昼間、③夏季休日昼間の 3 ケースを設定する。 （宮崎県地震津波被害想定に準じる）
避難行動	津波到達予想時間：17 分 避難開始時間：5 分 避難可能時間：12 分（高台や高層階に到達する時間） 避難速度：3.6km/h（60m/min）
特定避難困難地域、 避難困難者数の推計	上記の条件設定により推計する。

2.3.2. 特定避難困難地域

(1) 特定避難困難地域

避難先への到達可能範囲や避難施設の容量を考慮し、平日夜間・平日昼間・夏季休日昼間の特定避難困難地域を重ねた概ねの範囲が下図の範囲となります。

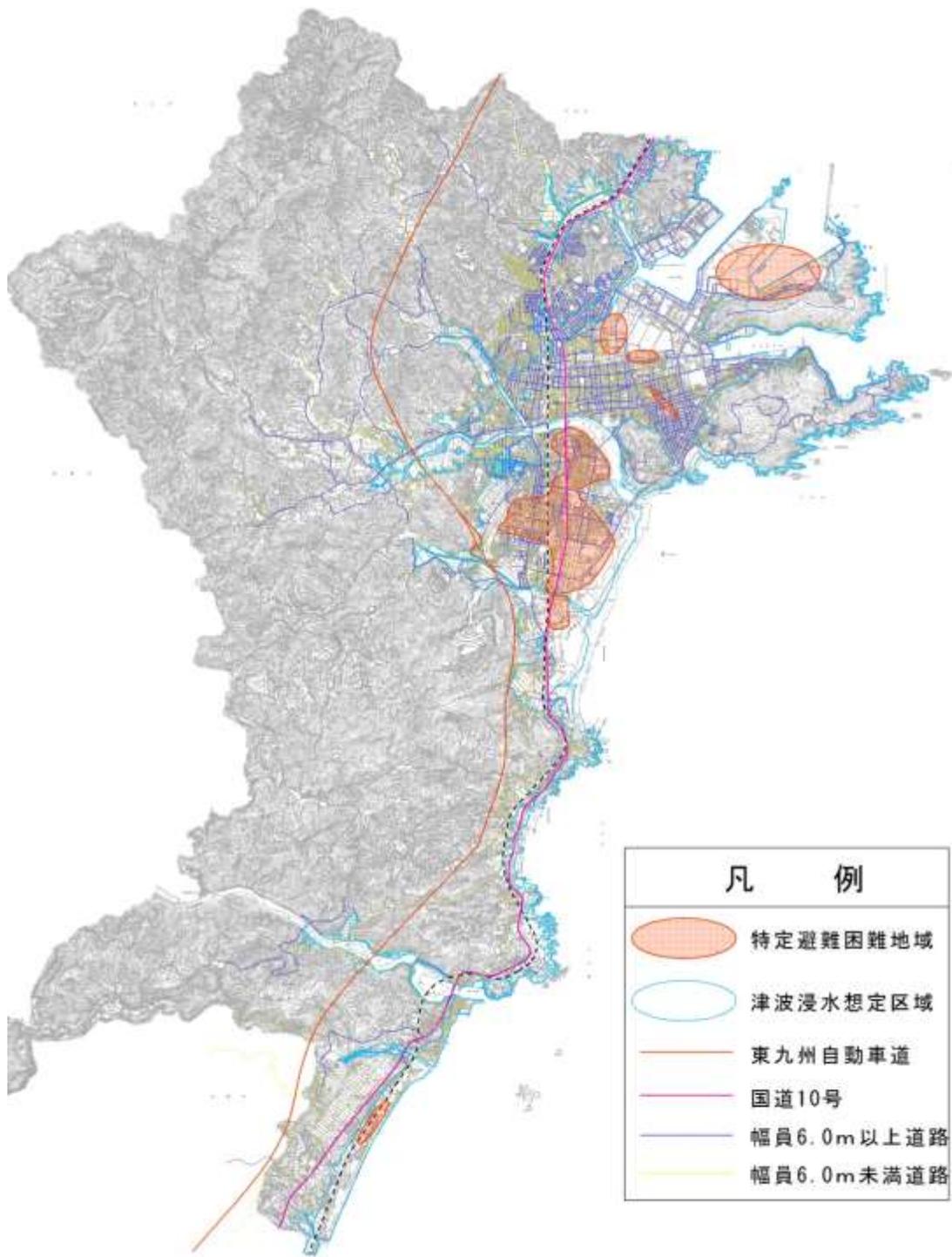


図 2.5 特定避難困難地域

第3章 推進計画区域

本章では、本計画が対象とする区域の設定について示します。

3.1. 推進計画区域の定義

推進計画区域は、本計画が対象とする区域であり、本計画において必ず定める必要がある項目です。

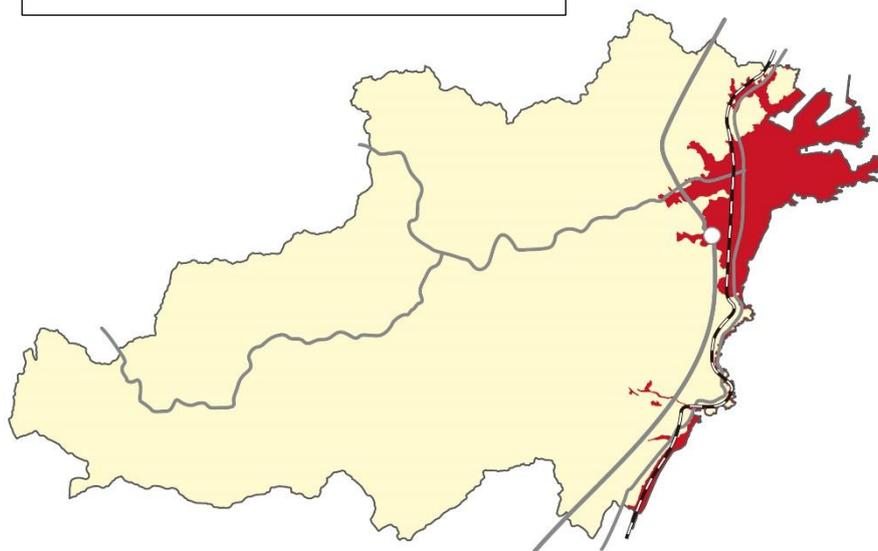
区域の設定にあたっては、推進計画区域内において土地区画整理事業に関する特例や津波避難建築物の容積率の特例、集団移転促進事業に関する特例が適用されること、津波防護施設の整備に関する事項を推進計画に定めることができること、浸水想定区域外において行われる事業等もあること等に留意しつつ定めます。

3.2. 本市における推進計画区域の設定

南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、本市では最大震度7の揺れが想定されています。また、浸水面積は2,130haと想定されており、浸水区域が市街地の広範囲に及ぶことが懸念されます。

そのため、地震対策と一体となった津波防災対策に取り組むこと、また、将来的に、浸水想定区域外を含めた津波防災まちづくりを一体的に推進していくこと等を踏まえ、本市全域を推進計画区域として設定します。

本市全域を推進計画区域として設定



注) 赤い区域は津波浸水想定区域

図 3.1 推進計画区域

第4章 地震・津波災害に強い

まちづくりに向けた基本的な考え方

日向市の現状や地震・津波災害の想定を踏まえ、本章では、地域特性を活かしたまちづくりの方針を示します。

4.1. 地震・津波災害に強いまちづくりの基本方針

本計画の基本方針

人・まち・地域の協働による、
安全・安心で持続可能なまちづくり

日向市は、豊かで美しい自然環境・景観、「若山牧水」などの文化・歴史資源、農林水産業をはじめとした地域産業や重要港湾「細島港」など、多くの『地域資源』を有しています。

特に、重要港湾「細島港」は、海上交通の要衝としてだけでなく、九州の広域物流拠点の一つとしての役割も兼ね備え、全国的な大企業の本社・工場が立地しています。

また、日向市都市計画マスタープランでは、「人（市民）」や「地域資源」といった地域力を活かしながら、様々な場面での交流や連携を通じて、「優しく 強く 温かい 人とまち 日向」の実現を目指すこととしており、その実現に向けて「内外に開かれた交流拠点都市としての発展」「安全で安心な居住環境の形成」「安らぎを与える都市環境の創造」をまちづくりの目標に掲げています。

一方、当該地域において最大津波を発生させる可能性のある南海トラフの巨大地震を対象とした「宮崎県地震津波被害想定報告書」（宮崎県、平成 25 年 9 月、10 月）によると、日豊海岸沿岸部を中心に大規模な津波浸水被害が想定されていることから、津波から市民の生命や財産を守るための対策が求められます。

さらに、日向市は港湾工業都市として発展を遂げてきたことから、地域の産業・経済への被害を最小限に食い止め、早期再生できるための事前の対策がサステナブル・シティ（持続可能都市）の構築に繋がります。

以上により、本市の持続ある発展と津波から市民の生命や財産、産業を守るための防災力の向上の両輪によって「優しく 強く 温かい 人とまち 日向」を実現していくため、津波防災まちづくりの方針を「人・まち・地域の協働による、安全・安心で持続可能なまちづくり」とします。



4.2. 実現に向けた取り組み方針

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「なんとしても人命を守る」観点から、ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」の発想によって津波防災地域づくりの推進を図ります。そこで、地震・津波災害に強いまちづくりの実現に向けて、以下の4つの取り組み方針を設定します。

(1) 命を守る

最大クラスの地震や津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」観点より、津波避難施設や避難経路、避難誘導サインの整備など、命を守る対策を推進します。

(2) 津波に備える

地震や津波が発生した場合に各人が適切な行動を図るためには、災害に対する意識を高めるとともに、災害に備えておくことが重要です。そのため、市民一人一人による自助・地域コミュニティや事業者での共助・行政による防災減災対策による公助が一体となり、地域全体の防災力の強化を図り、津波への備えを推進します。

(3) 被害を減らす

本市の持続ある発展を図るためには、市民の生命はもとより、市民の財産や産業基盤を守ることが必要不可欠です。そのため、最大クラスの地震や津波が発生した場合でも、被害をできる限り軽減するための対策を推進します。

(4) 早期の復旧・復興を図る

被災した場合でも、将来に渡り本市の発展を持続させるためには、迅速な復旧・復興により、市民生活の安定を一刻も早く取り戻すことが必要となります。そのため、産業や経済活動を早期に回復・維持継続させることを念頭に置いた対策を推進します。

4.3. 土地利用及び警戒避難体制の整備

4.3.1. 土地利用に関する方針

本市の津波防災地域づくりにおける「土地利用に関する基本的な考え方」を以下に示します。

なお、今後、地震・津波防災対策事業の進展等、地震・津波防災を取り巻く状況変化に応じて適宜見直しを図るものとします。

(1) 地域づくりの方針

本市の地域づくりは、現在の都市構造をベースに進めることを基本方針とします。

1) 日向市の地域の発展過程

重要港湾「細島港」を擁する本市は、昭和 39 年に新産業都市の指定を受け、それ以降、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担い、港湾工業都市として発展を続けています。

また、市街地は、市域の中央を横断する塩見川沿岸に広がっており、海岸部の地域では、古い歴史をもつ廻船問屋等で栄えた美々津地区や歴史的遺産が多く残る細島地区など、歴史や文化、生業が「海」を介して育まれてきました。

2) 日向市の将来都市像

日向市都市計画マスタープランでは、「人」や「地域資源」といった地域力を活かしながら、様々な場面での交流や連携を通じて、「優しく 強く 温かい 人とまち 日向」の実現を目指すこととしており、その実現に向けて「内外に開かれた交流拠点都市としての発展」「安全で安心な居住環境の形成」「安らぎを与える都市環境の創造」をまちづくりの目標に掲げています。

3) 地域づくりの方針

本市の海岸部は、変化に富んだリアス式海岸と白砂青松の海岸から成っており、その中でも「日向岬」に見られる柱状節理の絶景は観光名所になっています。また、東九州自動車道をはじめとする広域交通網が整備され、JR 日豊本線や細島港、観光資源や農畜産物など、本市の特色を最大限に活かす港湾工業都市として、更には交流拠点都市への発展が期待されています。

このため、地震・津波災害に強いまちづくりに向けた「命を守る」「津波に備える」「被害を減らす」「早期の復旧・復興を図る」取り組みの推進を図ることにより、「現在の都市構造」をベースに地域づくりを進めることを基本方針とします。

(2) 土地利用の基本的な考え方

土地利用については、本市の地域特性を踏まえ、現行の土地利用の維持を基本とします。

ただし、適正な土地利用に際して津波防災の観点からの都市施設の整備、海岸部及びその背後地におけるソフト・ハード対策の両面からの津波防災への対応、必要に応じた限定的な土地利用の見直し等を図るものとします。

1) 現行の土地利用の維持

本市の地域特性を踏まえ、浸水想定区域内の避難の迅速化や特定避難困難地域の解消等を図り、現行の土地利用の維持を基本とします。

2) 津波防災の観点からの都市施設の整備

適正な土地利用の誘導に際し、津波防災にも配慮した上で都市基盤の整備を推進します。

3) 海岸部背後地におけるソフト・ハード対策の両面からの津波防災への対応

海岸部の土地利用を推進するために、機能更新や有効活用を図る海岸部背後地において、ソフト・ハード対策両面からの津波防災対策を推進します。

4) 限定的な土地利用の見直し

新たに都市的土地利用の誘導等を図るエリアについては、人命・財産を守る観点から、必要に応じて土地利用の見直し等を図るものとします。

ただし、土地利用の見直しについては、地域特性等を勘案し、用途に応じた対応を図るものとします。

5) 津波防災まちづくりの観点を踏まえた都市構造の検討

将来都市像の実現に向けては、津波防災に配慮した各交流拠点の形成や都市機能の配置等、津波防災まちづくりの観点を踏まえた都市構造を検討していく必要があります。

4.3.2. 警戒避難体制に関する方針

『日向市地域防災計画 第3編津波災害対策編（平成27年3月改定）』及び『日向市津波避難計画（平成26年7月策定）』において定められた計画に基づき、避難路や津波避難施設の整備、避難情報伝達などの警戒避難体制を構築していきます。

なお、今後宮崎県により津波災害警戒区域等が指定された場合には、適宜見直しを図ります。

第5章 地震・津波災害に強い

まちづくりの推進のために行う事業又は事務

本章では、4章で示した防災まちづくりの方針に基づき、地震・津波に強いまちづくりを推進するために、推進計画の区域内において実施する事業又は事務を整理します。

なお、本章に記載する事業又は事務は、本計画策定時点で関係管理者及び事業主体者と本計画に記載することに関して調整が図られたものについて記載したものであり、今後の状況により、適宜見直しを行うものとします。

5.1. 課題の抽出

必要な事業及び事務を選定するため、地震・津波に強いまちづくりの推進に向けて本市が現在抱えている課題を整理します。なお、地震・津波災害に強いまちづくりをきめ細かく行っていくため、沿岸の小学校区単位で課題について整理します。

5.1.1. 広域的な課題

南海トラフ巨大地震を想定した激甚災害時には、九州から東海までの太平洋岸で甚大な被害が想定され、隣接自治体も同時被災することから、災害発生初期の人命救助活動や復旧復興活動期まで、全国からの支援に依存することが考えられます。しかし、本市の位置する宮崎県北部は、北九州市や鹿児島市から高速道路網でも約3時間の距離に位置し、「陸の孤島」となる地域でもあります。さらに、日向市は、重要港湾「細島港」を抱えており、日向市の復旧が遅延することは、日向灘沿岸被災自治体の復興速度も鈍化するだけでなく、広域経済に与える影響も懸念されます。

また、熊本市が大震災発生時における九州地方の政府現地対策本部の第一候補地と決定されていますことから、本市の「生命路線」となる九州中央道等の早期整備が喫緊の課題となります。

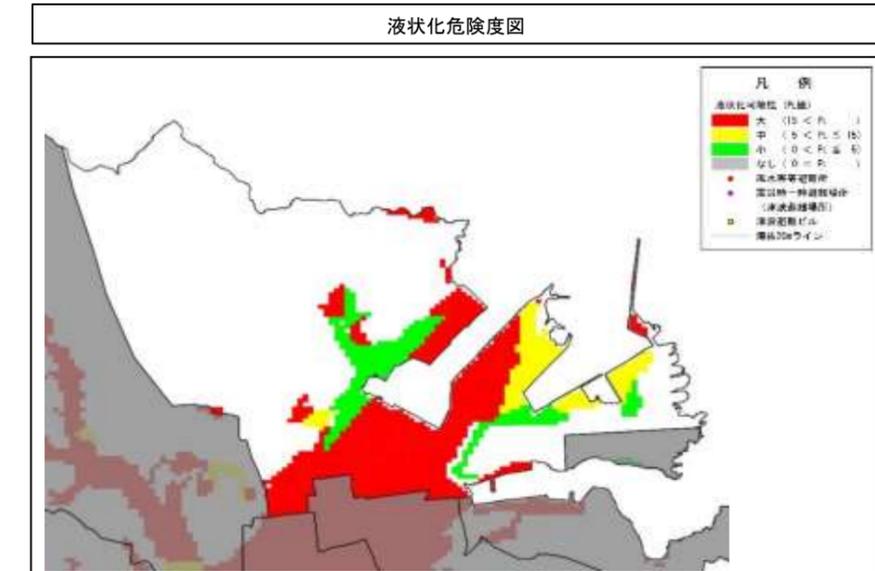
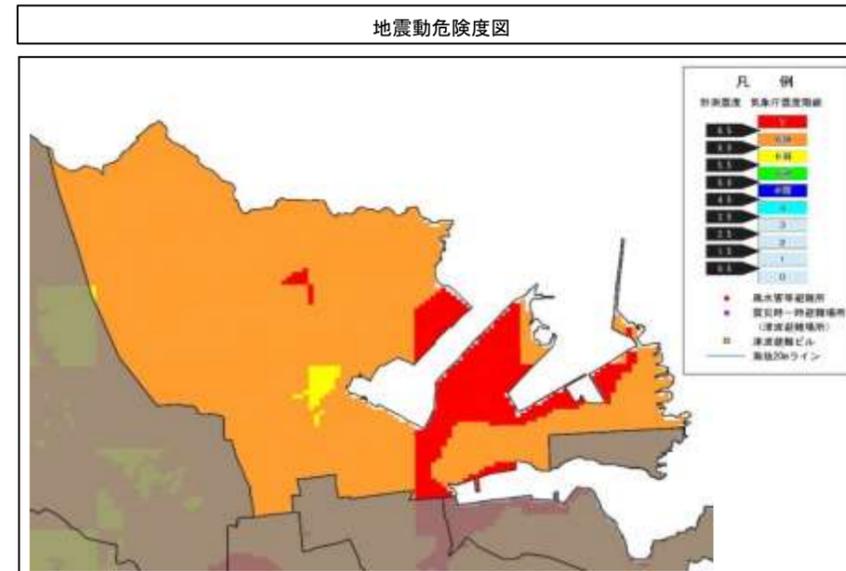
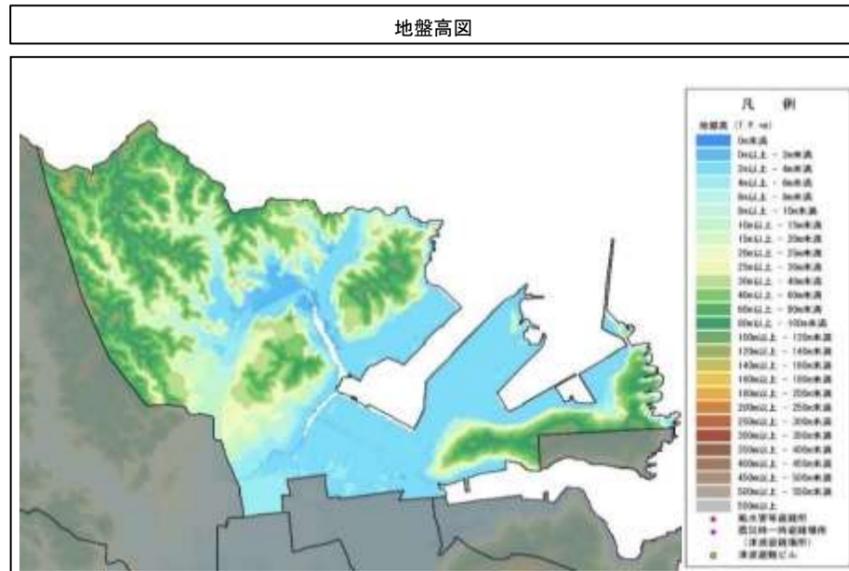
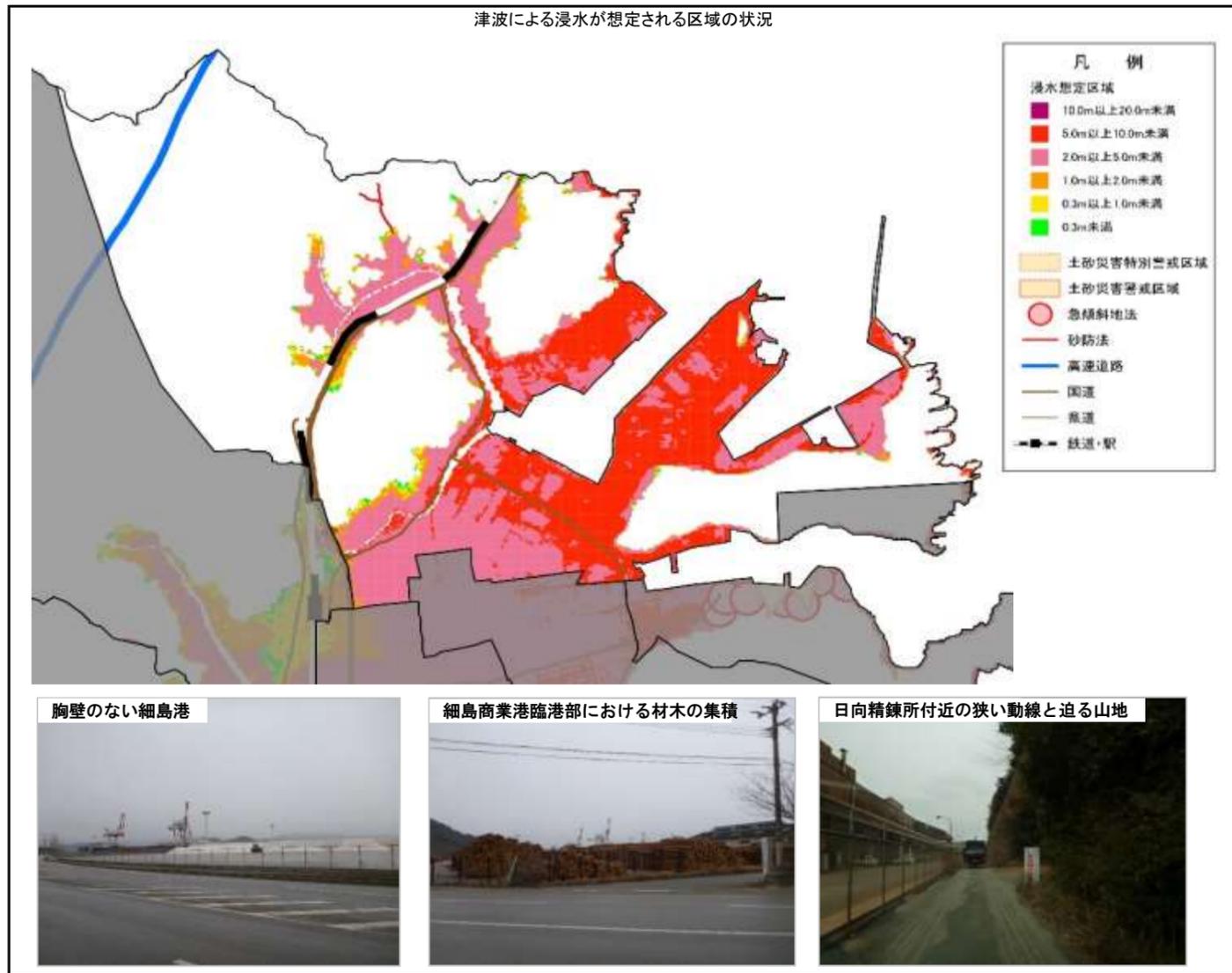


5.1.2. 地区別の課題

小学校区別の課題を次ページから整理します。

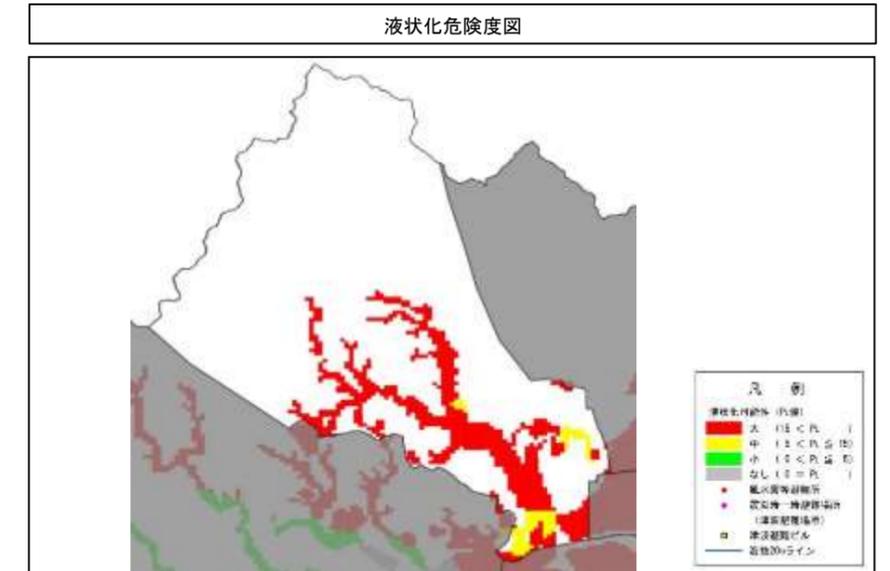
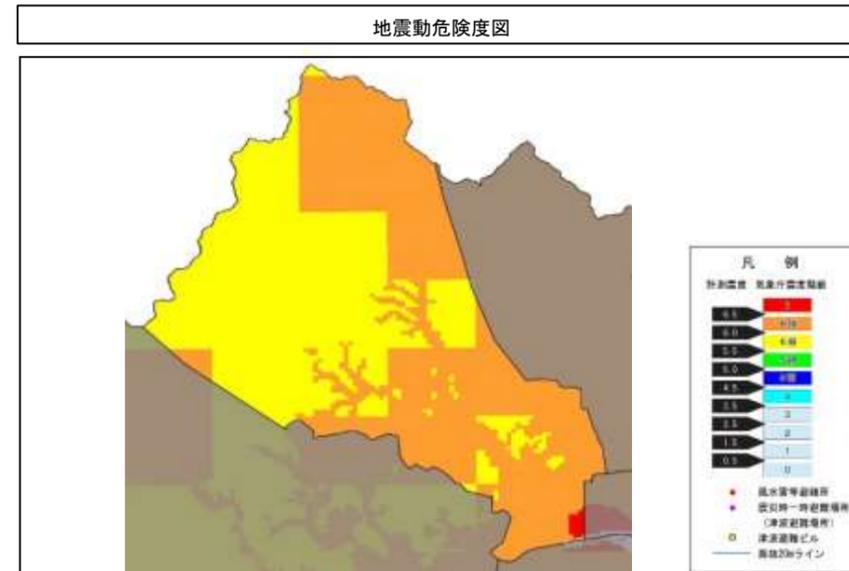
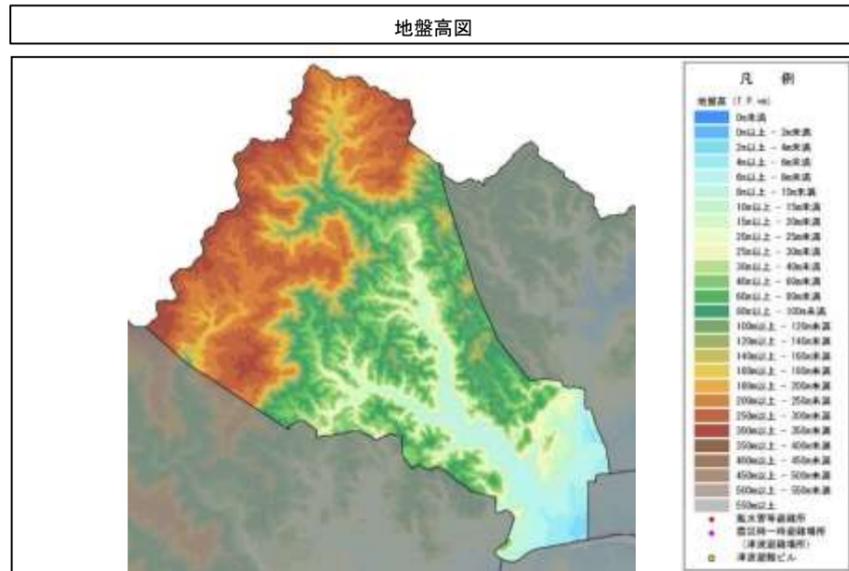
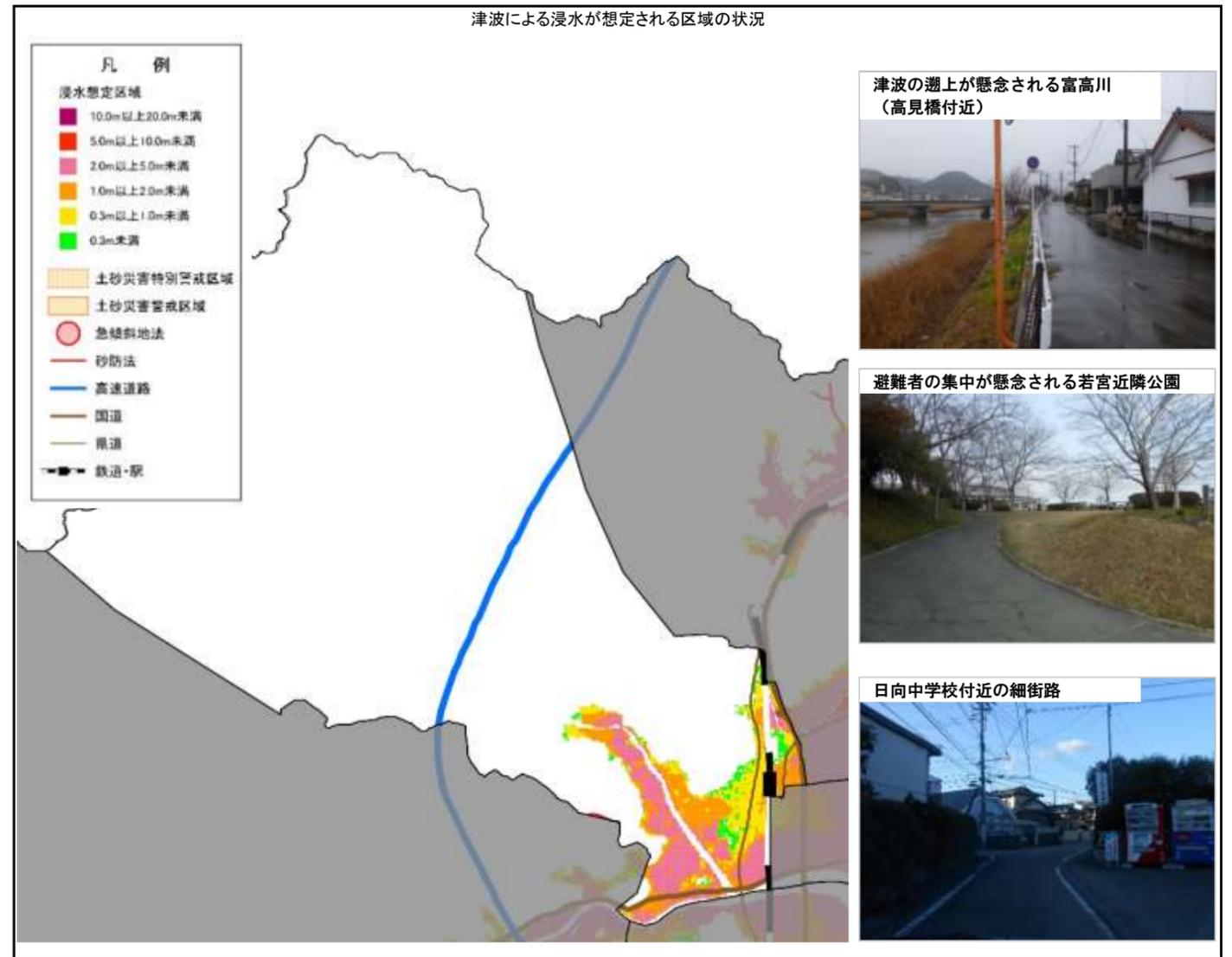
地区別の課題：大王谷小学校区

校区の概況	位置図		人口構成			
	人口	9,834 (人)				
	人口密度	683 (人/km ²)				
災害危険度指標	世帯数	3,938 (世帯)				
	建物指標	建物密集度	1.374 (棟/km ²)	木造棟数比率	66.9 (%)	
		道路密集度	5.49 (km/km ²)	避難圏外面積率	26.7 (%)	
	空間指標	避難ルート長	0.24 (km)			
		消防指標	木造建物に対する消火栓数	0.04 (数/棟)		
	危険指標	危険物施設密集度	6.81 (数/km ²)	木造建物密集度	919 (棟/km ²)	
	災害指標	土砂災害警戒区域面積率	3.5 (%)			
	防災拠点指標	避難所収容率	96.0 (%)	津波災害時収容率	47.7 (%)	
	被害想定結果	地震動危険度	震度7	12.3 (%)	液状化危険度	29.8 (%)
		津波危険度	浸水面積	5.41 (km ²)	被害棟数	3,962 (棟)
死者数			1,973 (人)			
木造倒壊棟数(全壊・半壊率)		全壊	2,478 (棟)	負傷者数	543 (人)	
		半壊	991 (棟)	避難者数	3,537 (人)	
非木造倒壊棟数(大破・中破率)		大破	216 (棟)	出火件数	8 (件)	
		中破	277 (棟)	焼失件数	40 (棟)	
防災上の課題		<ul style="list-style-type: none"> 島嶼地形に囲まれ津波の遮蔽域に位置し低地部が多くを占め、沖積層で埋立地も多いことから、地震動や液状化、津波のリスクが高い。 島嶼地形の開口部となる細島港工業港は津波を防護する施設である胸壁が存在しない。津波氾濫流の抑制効果も期待できない状況にあることが課題である。 細島工業港周辺は木材やコンテナ、オイルタンクなどが集積しており、船舶とともに津波漂流物として市街地に流入することが懸念されることから、漂流物対策や津波火災対策が課題である。 中心市街地へ向けて主要動線が発達しており、津波氾濫流が速やかに遡上する経路となり得るため、氾濫流の到達による避難の遅れが懸念される。 臨港部の有効な避難場所としては島嶼地形が想定されるが、概して急峻な地形であり、避難動線も不足していることから、島嶼地形を活用した避難場所の確保が課題である。なお、島嶼地形は津波災害時には孤立することが想定されることから、孤立を前提とした対策が課題である。 				



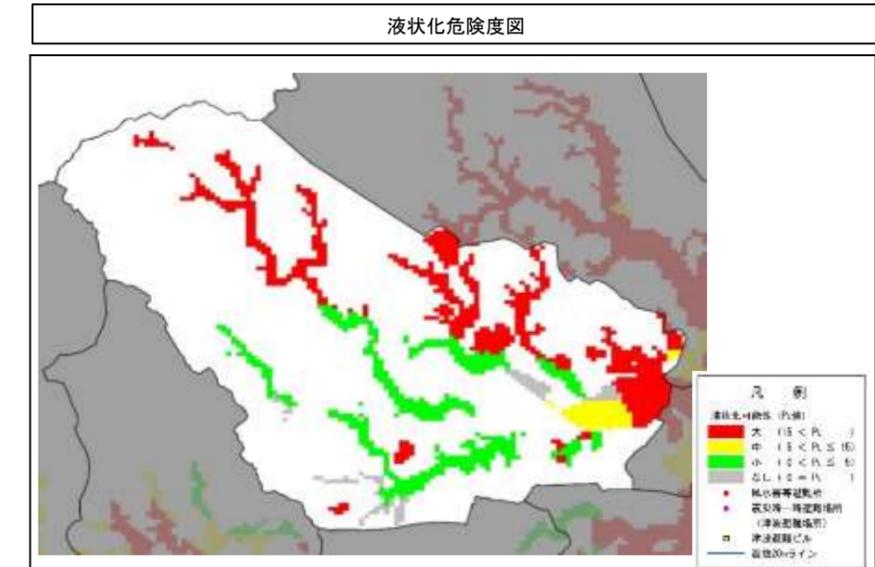
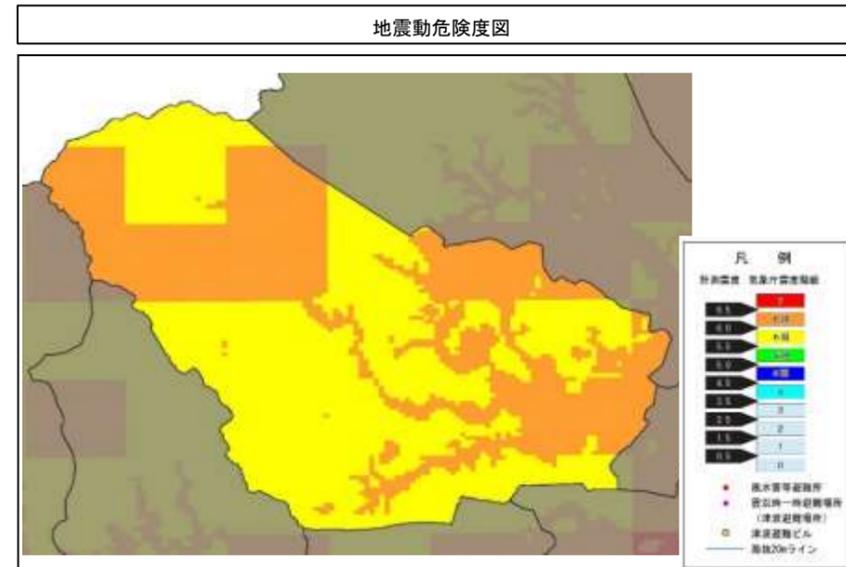
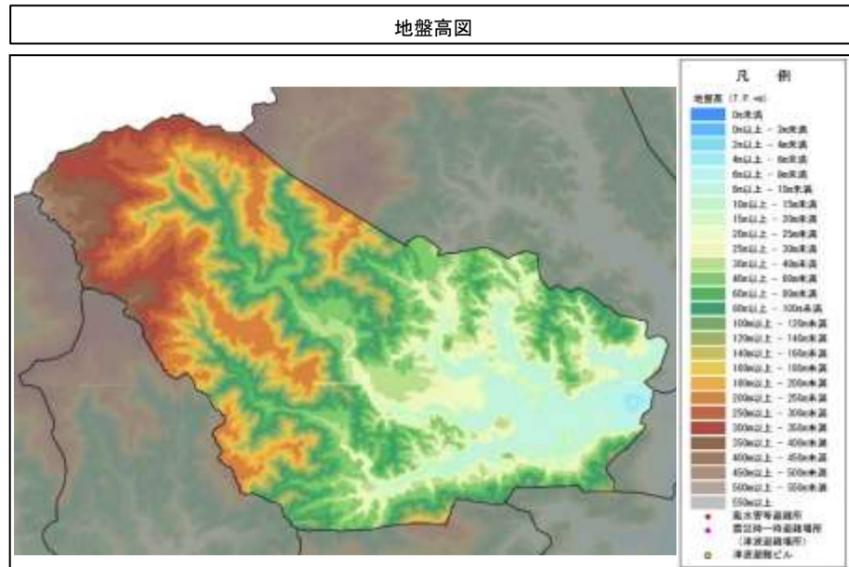
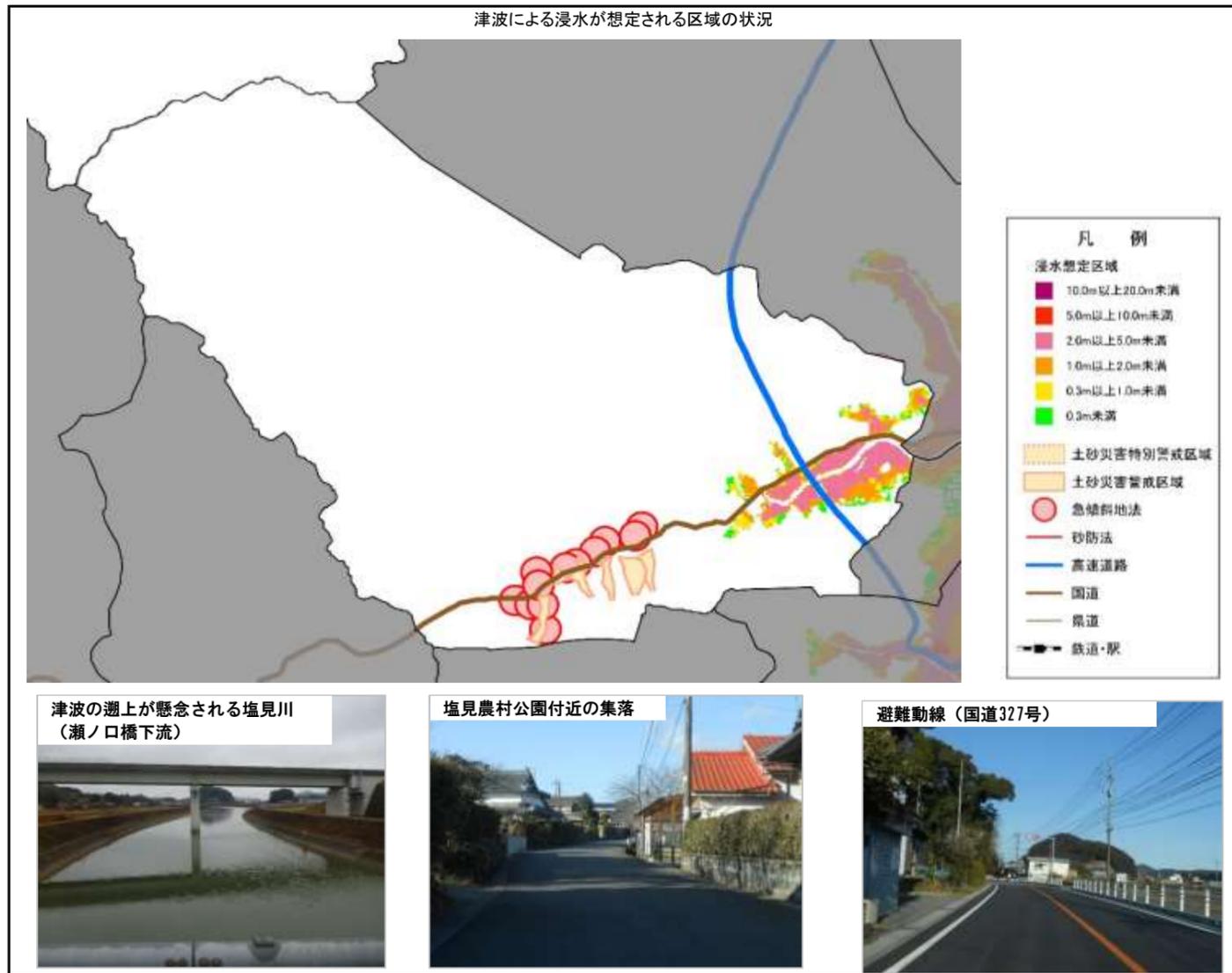
地区別の課題： 富高小学校区

校区の概況	位置図		人口構成		
	人口	8,387 (人)			
	人口密度	446 (人/km ²)			
災害危険度指標	世帯数	3,609 (世帯)			
	建物指標	建物密集度	2.086 (棟/km ²)	木造棟数比率	74.3 (%)
		道路密度	2.90 (km/km ²)	避難圏外面積率	18.1 (%)
	空間指標	避難ルート長	0.20 (km)		
		消防指標	木造建物に対する消火栓数	0.04 (数/棟)	
	危険指標	危険物施設密集度	0.32 (数/km ²)	木造建物密集度	1,551 (棟/km ²)
	災害指標	土砂災害警戒区域面積率	0.9 (%)		
	防災拠点指標	避難所収容率	149.1 (%)	津波災害時収容率	52.1 (%)
	被害想定結果	地震動危険度	震度7	0.4 (%)	
		津波危険度	浸水面積	1.46 (km ²)	液状化危険度
被害棟数			3,215 (棟)		
木造倒壊棟数(全壊・半壊率)		全壊	1,589 (棟)	死者数	512 (人)
		半壊	1,344 (棟)	負傷者数	432 (人)
非木造倒壊棟数(大破・中破率)				47.4 (%)	
		大破	116 (棟)	避難者数	4,603 (人)
		中破	166 (棟)	出火件数	6 (件)
防災上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 比較的地盤高が高い地域であるが、日向市駅周辺や塩見川、富高川周辺の低地部では、津波のリスクがある。 津波の到達は、河川遡上が先行すると考えられる。また、細島港からの主要動線が主要市街地に向かっており、陸域からの遡上津波の到達時間も早いものと考えられる。 丘陵地への避難に際しては、狭い動線や袋小路の存在が特徴である古い街区構造を経由するものも多く、避難ルート上のネックとなる可能性がある。 丘陵地は中心市街地にとって比較的近場の避難先となるため、多くの避難者が集中することが懸念される。 避難目標になりやすい避難場所や避難者が集中しやすいと考えられる避難場所については、安全かつ確実な避難に向け、避難誘導計画を含む避難計画及び安全な避難路確保(倒壊対策や支障対策)が求められる。 				



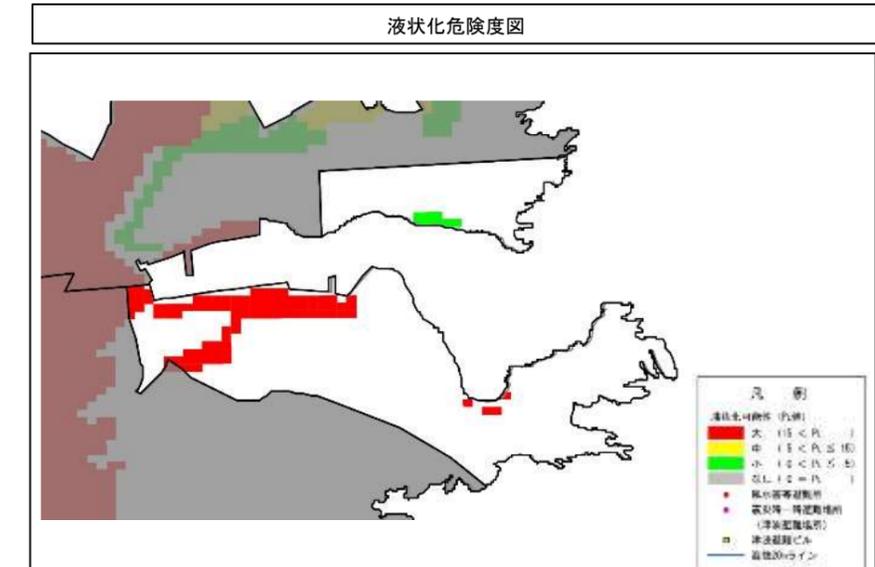
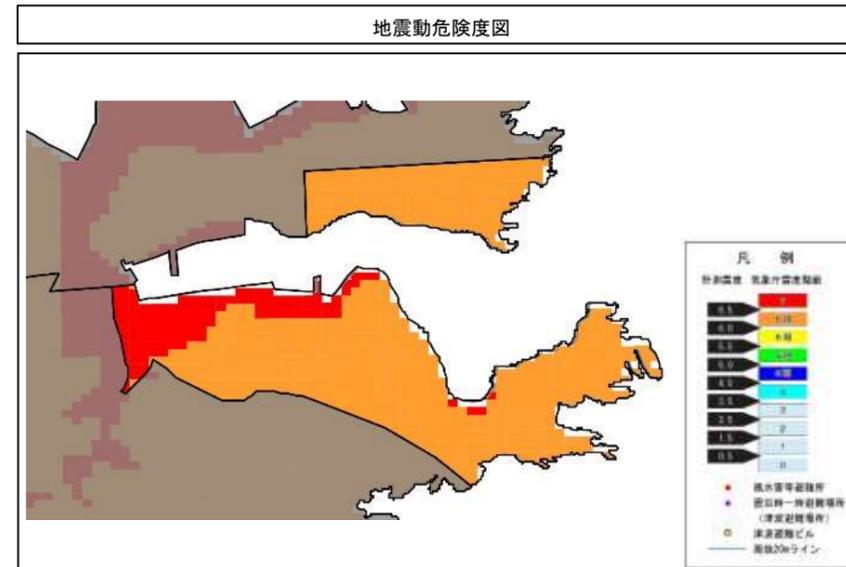
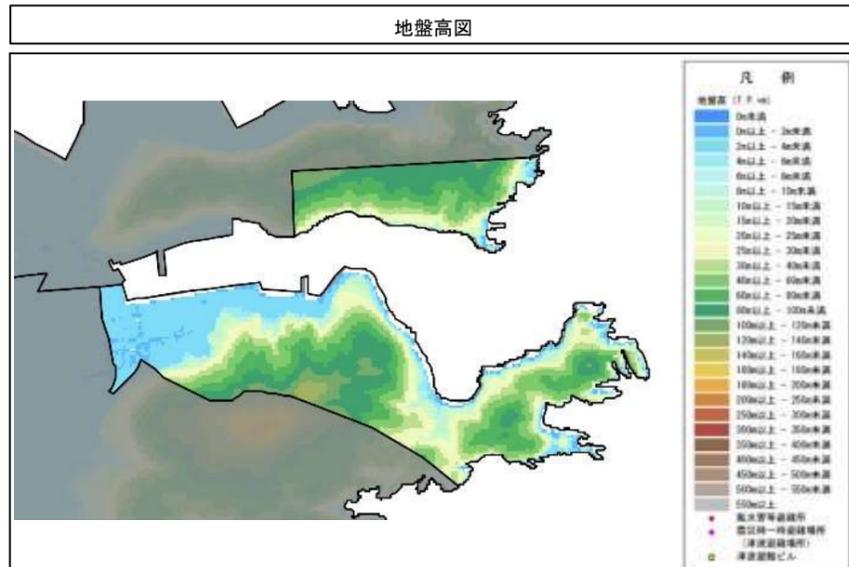
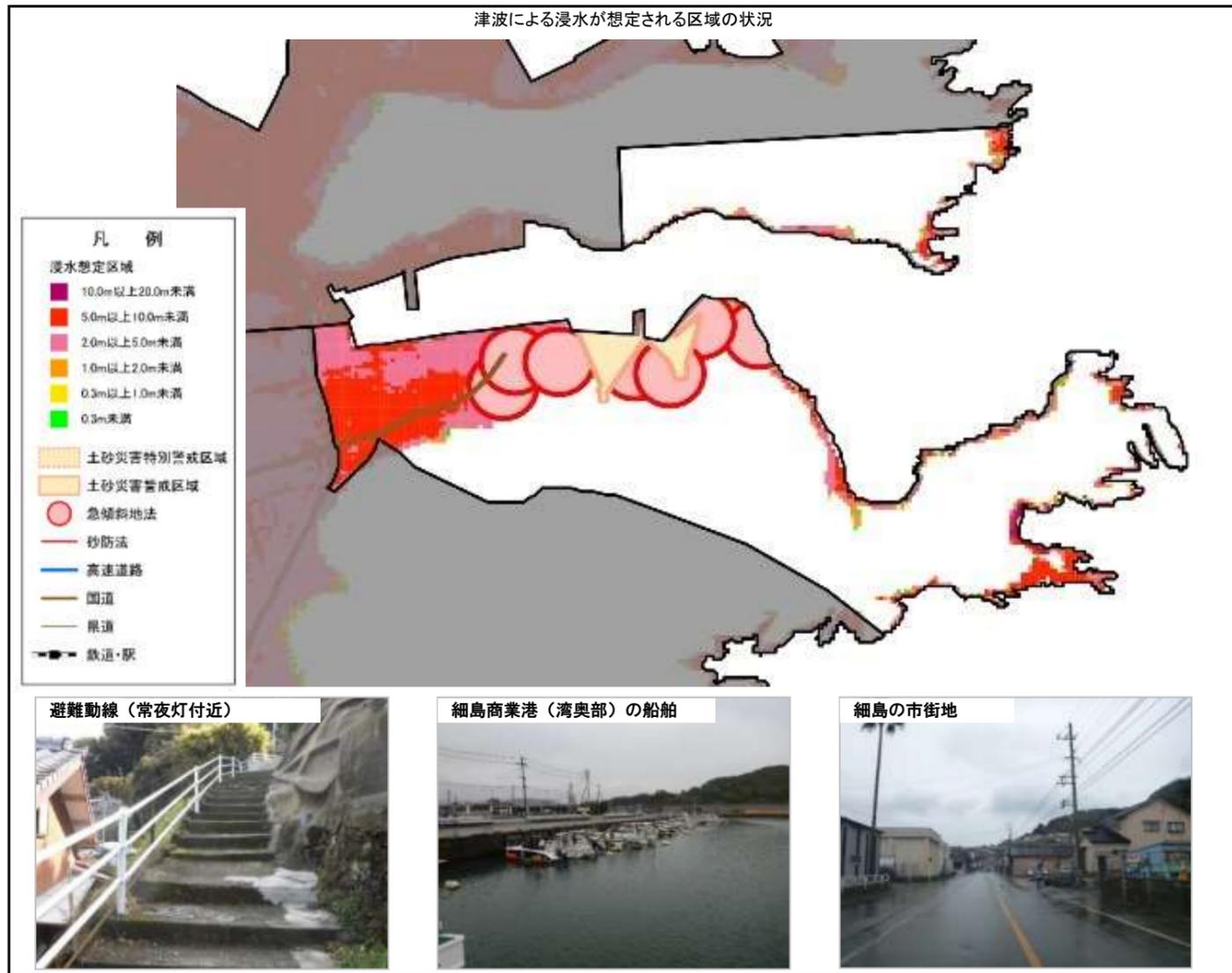
地区別の課題：塩見小学校区

校区の概況	位置図		人口構成		
	人口	3,389 (人)			
災害危険度指標	人口密度	163 (人/km ²)			
	世帯数	1,060 (世帯)			
	建物指標	建物密集度	1.823 (棟/km ²)	木造棟数比率	85.0 (%)
		空間指標	道路密度	1.91 (km/km ²)	避難圏外面積率
	消防指標	木造建物に対する 消火栓数	0.02 (数/棟)		
		危険指標	危険物施設密集度	0.39 (数/km ²)	木造建物密集度
	災害指標	土砂災害警戒区域 面積率	2.3 (%)		
	防災拠点指標	避難所収容率	91.5 (%)	津波災害時収容率	91.5 (%)
	被害想定結果	地震動危険度	震度7	0.0 (%)	
		津波危険度	浸水面積	0.68 (km ²)	液状化危険度
被害棟数			955 (棟)		
木造倒壊棟数 (全壊・半壊率)		全壊	458 (棟)	死者数	131 (人)
		半壊	445 (棟)	負傷者数	193 (人)
非木造倒壊棟数 (大破・中破率)		大破	20 (棟)	避難者数	1,069 (人)
		中破	32 (棟)	出火件数	2 (件)
		7.1 (%)	焼失件数	11 (棟)	
防災上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 比較的地盤高が高い地域であるが、塩見川周辺の低地部では、津波リスクがある。 津波遡上の危険性として、塩見川からの河川遡上が卓越すると考えられる。 低地部の土地利用はほとんどが農地(水田)であるが、木造棟数比率が高く、道路密度は低い。地形的、土地利用的観点からの津波危険度としては他小学校区に比べると相対的に低いと考えられる。 津波災害時には下流地区からの避難も想定されるため、避難動線が実質的に限定されていることが懸念される。 安全かつ確実な避難に向け、避難誘導計画を含む避難計画、及び安全な避難路確保(倒壊対策や支障対策)が求められる。 				



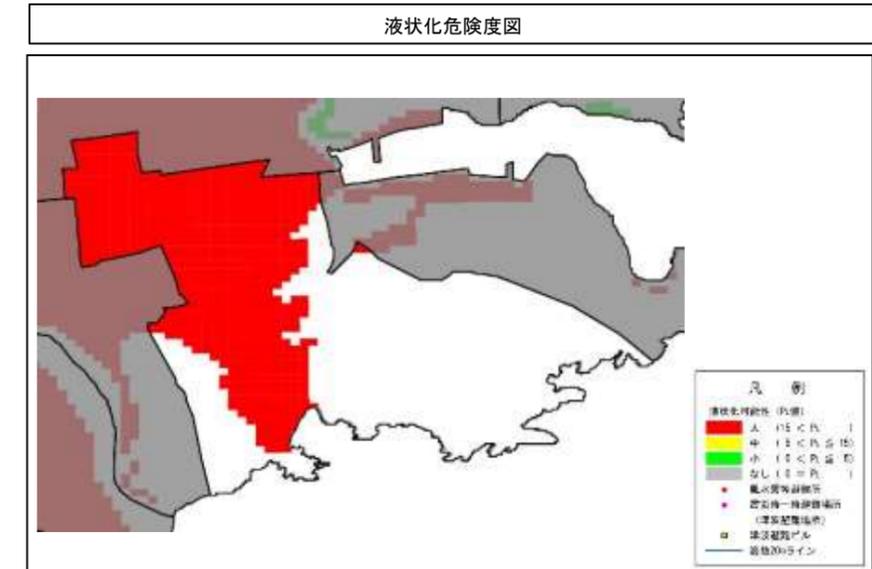
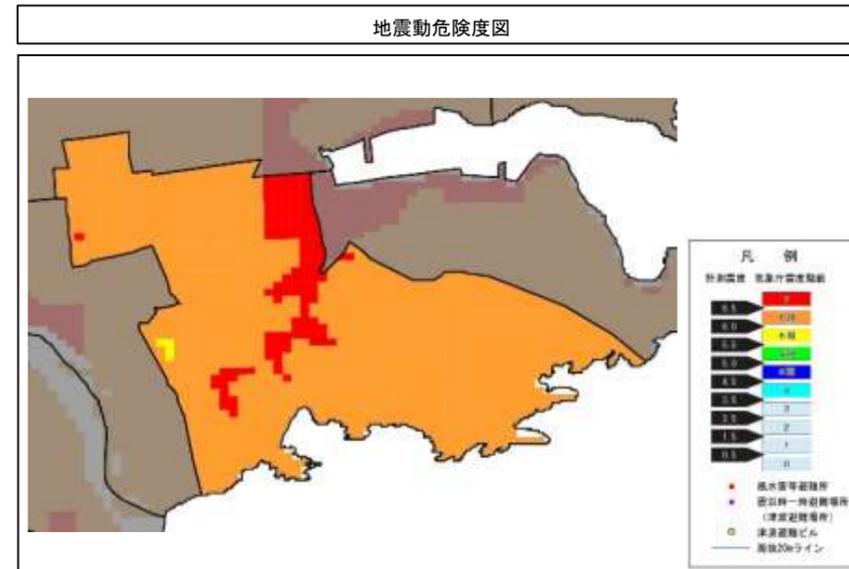
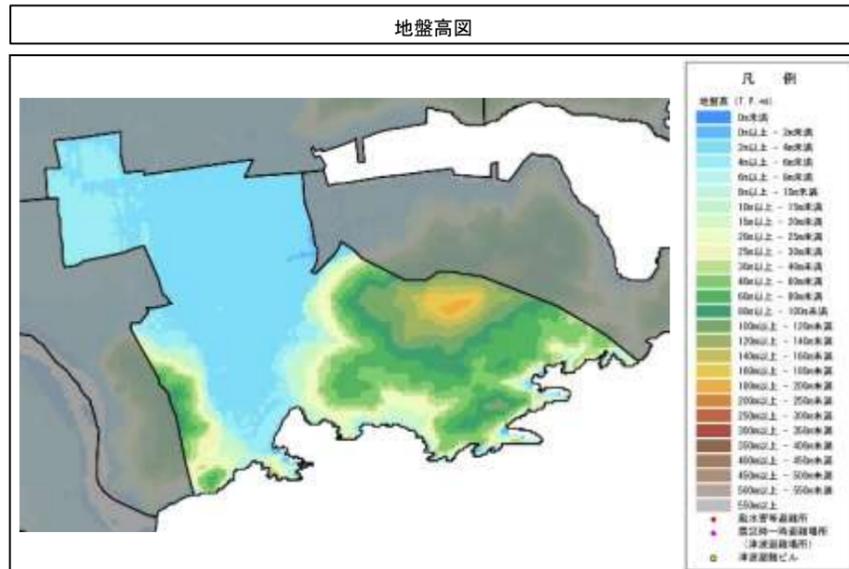
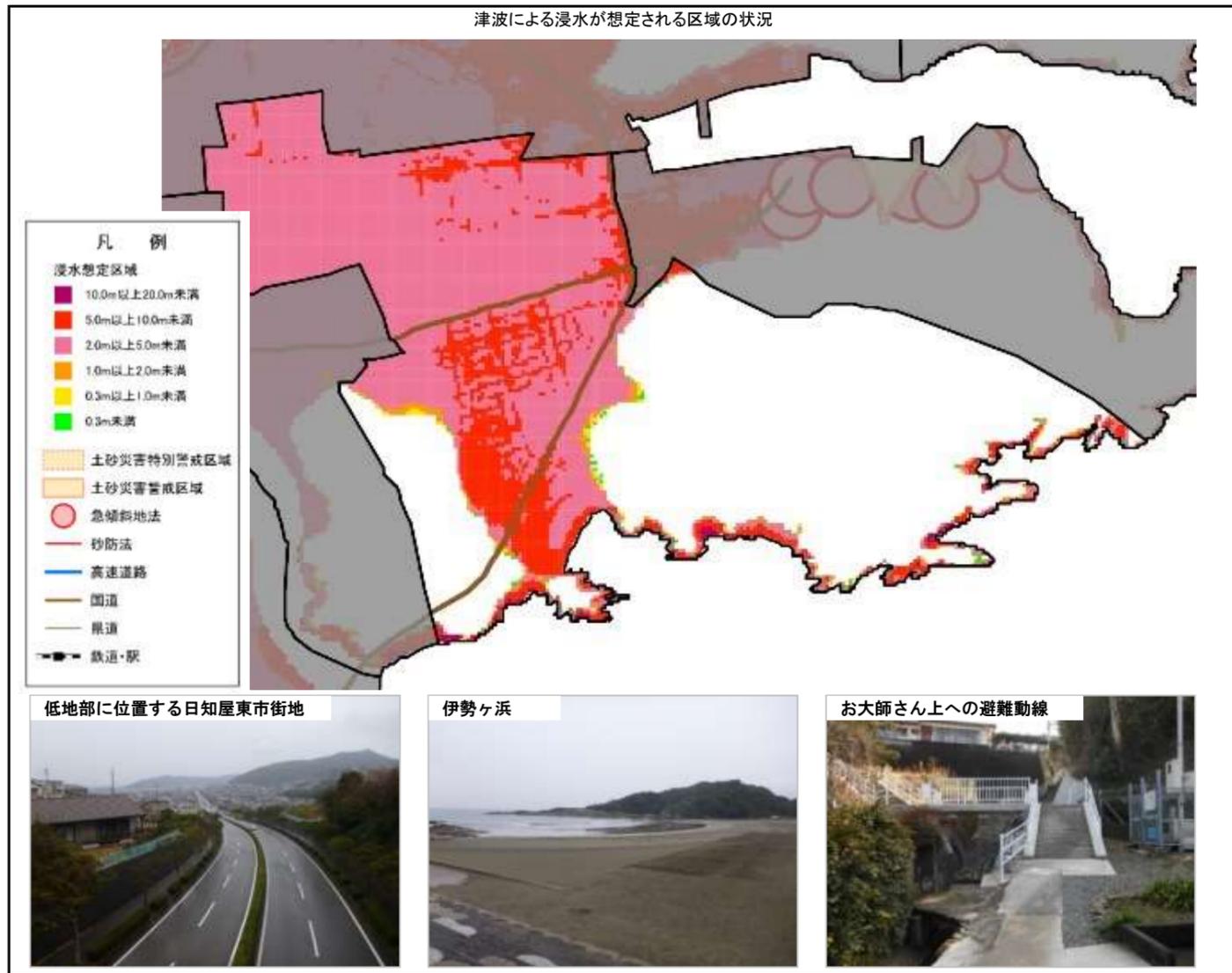
地区別の課題：細島小学校区

校区の概況	位置図	人口構成			
災害危険度指標	人口	2,212 (人)			
	人口密度	866 (人/km ²)			
	世帯数	870 (世帯)			
	建物指標	建物密集度	2,910 (棟/km ²)	木造棟数比率	90.9 (%)
		道路密度	3.75 (km/km ²)	避難圏外面積率	8.1 (%)
	空間指標	避難ルート長	0.23 (km)		
		消防指標	木造建物に対する 消火栓数	0.03 (数/棟)	
	危険指標	危険物施設密集度	1.57 (数/km ²)	木造建物密集度	2,646 (棟/km ²)
	災害指標	土砂災害警戒区域 面積率	6.4 (%)		
	防災拠点指標	避難所収容率	158.6 (%)	津波災害時収容率	14.9 (%)
被害想定結果	地震動危険度	震度7	13.0 (%)	液状化危険度	10.2 (%)
	津波危険度	浸水面積	0.62 (km ²)	被害棟数	1,342 (棟)
	木造倒壊棟数 (全壊・半壊率)	全壊	1,017 (棟)	死者数	129 (人)
		半壊	227 (棟)	負傷者数	165 (人)
	非木造倒壊棟数 (大破・中破率)		79.1 (%)	避難者数	1,627 (人)
		大破	25 (棟)	出火件数	3 (件)
		中破	23 (棟)	焼失件数	15 (棟)
	19.8 (%)				
防災上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・島嶼地形の先端に位置するため、津波リスクが高い。 ・古い街区構造の特徴を有し(避難動線が狭く、木造棟数比率や建物密集度が高い)、かつ、街区の背後には地すべり危険箇所が点在しており、地震動による土砂災害リスクがある。 ・細島商業港は、津波を防護する施設である胸壁が存在しない。津波氾濫流の抑制効果も期待できない状況にあることが課題である。 ・細島商業港周辺は木材や小型船舶が集積しており、津波漂流物として市街地に流入することが懸念されることから、漂流物対策や津波火災対策に課題がある。 ・中心市街地へ向けて主要動線が発達しているが、津波氾濫流が速やかに遡上する経路となる可能性がある。 ・臨港部の有効な避難場所としては、背後の島嶼地形の山地・丘陵地であるが、概して急峻な地形であり、避難動線は狭い。また、島嶼地形は津波災害時には孤立することが想定されることから、孤立を前提とした対策が課題である。 				



地区別の課題：日知屋東小学校区

校区の概況	位置図		人口構成		
		人口	9,299 (人)		
		人口密度	2,266 (人/km ²)		
		世帯数	3,510 (世帯)		
災害危険度指標	建物指標	建物密集度	2,347 (棟/km ²)	木造棟数比率	79.7 (%)
	空間指標	道路密度	8.51 (km/km ²)	避難圏外面積率	35.2 (%)
		避難ルート長	0.38 (km)		
	消防指標	木造建物に対する消火栓数	0.03 (数/棟)		
	危険指標	危険物施設密集度	5.85 (数/km ²)	木造建物密集度	1,871 (棟/km ²)
	災害指標	土砂災害警戒区域面積率	3.6 (%)		
	防災拠点指標	避難所収容率	37.0 (%)	津波災害時収容率	0.0 (%)
被害想定結果	地震動危険度	震度7	8.3 (%)	液状化危険度	42.5 (%)
	津波危険度	浸水面積	2.13 (km ²)	被害棟数	4,542 (棟)
	木造倒壊棟数 (全壊・半壊率)	全壊	3,408 (棟)	死者数	1,743 (人)
		半壊	869 (棟)	負傷者数	425 (人)
	非木造倒壊棟数 (大破・中破率)	大破	119 (棟)	避難者数	6,682 (人)
		中破	146 (棟)	出火件数	7 (件)
		12.7 (%)	焼失件数	37 (棟)	
防災上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・島嶼地形に囲まれ、津波の遮蔽域に市街地が形成されているが、地盤高が低く、沖積層のため、地震動や液状化、津波のリスクが高い。 ・開口部の伊勢ヶ浜海岸及び細島港は津波を防護する施設が存在せず、津波氾濫の抑制効果も期待できない状況にある。 ・細島商業港に集積する木材や小型船舶が津波漂流物として市街地に流入することが懸念され、漂流物対策や津波火災対策に課題がある。 ・中心市街地へ向けて主要動線が発達しているが、津波氾濫が速やかに遡上する経路となり得るため、氾濫の到達による避難の遅れが懸念される街区構造となっている。 ・有効な避難施設が相対的に少なく、避難ルート長が長いことが課題である。 ・市街地の内陸部ほど目標となりやすい避難場所が存在しない状況にあることから、津波避難施設の確保が課題である。 				



地区別の課題：日知屋小学校区

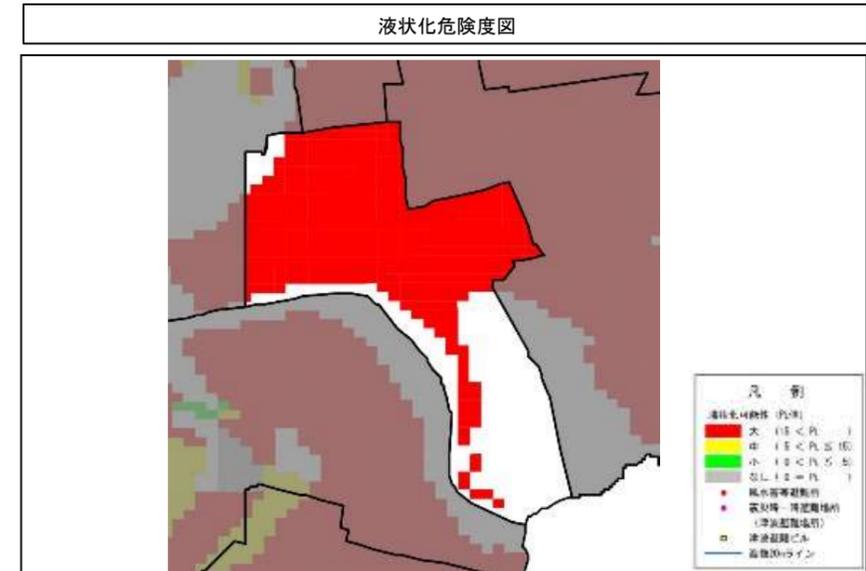
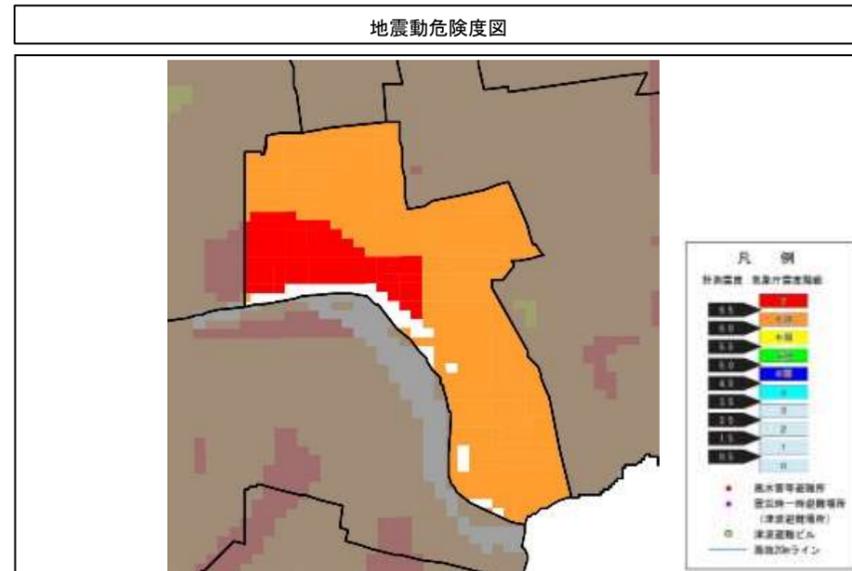
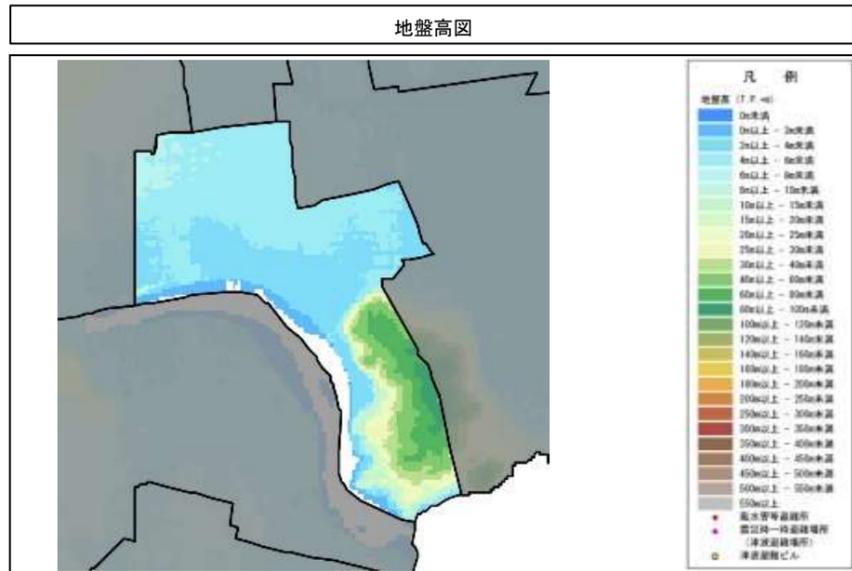
校区の概況	位置図		人口構成			
	人口	4,881 (人)				
	人口密度	3,014 (人/km ²)				
災害危険度指標	建物指標	建物密集度	2.233 (棟/km ²)	木造棟数比率	69.3 (%)	
	空間指標	道路密度	14.98 (km/km ²)	避難圏外面積率	44.6 (%)	
		避難ルート長	0.31 (km)			
	消防指標	木造建物に対する 消火栓数	0.05 (数/棟)			
	危険指標	危険物施設密集度	1.85 (数/km ²)	木造建物密集度	1,547 (棟/km ²)	
	災害指標	土砂災害警戒区域 面積率	0.0 (%)			
	防災拠点指標	避難所収容率	100.6 (%)	津波災害時収容率	0.0 (%)	
	被害想定結果	地震動危険度	震度7	16.9 (%)	液状化危険度	61.8 (%)
		津波危険度	浸水面積	1.05 (km ²)	被害棟数	2,129 (棟)
			死者数	454 (人)		
木造倒壊棟数 (全壊・半壊率)		全壊	1,480 (棟)	死者数	454 (人)	
		半壊	408 (棟)	負傷者数	195 (人)	
非木造倒壊棟数 (大破・中破率)			93.1 (%)			
		避難者数	4,302 (人)			
	出火件数	4 (件)				
防災上の課題		17.0 (%)	焼失件数	21 (棟)		
	<p>・島嶼地形に囲まれ、津波の遮蔽域に市街地が形成されているが、低地が多く、沖積層のため、地震動や液状化、津波のリスクが高い。また、島嶼地形の開口部と塩見川からの遡上津波が懸念される。</p> <p>・内陸部では、隣接する富高小学校区への避難も想定されるが、国道10号など南北方向の主要動線との交差点付近での交通渋滞や事故の発生、これらに起因する避難の遅れが懸念される街区構造となっており、内陸方向すなわち東西方向の避難動線の確保が課題である。</p> <p>・人口密度が高く、避難行動の錯綜が懸念される。</p> <p>・病院等の施設が比較的多いことから、これらの施設への対応が必要である。</p>					

津波による浸水が想定される区域の状況

塩見川左岸(櫛ノ山住宅付近)の状況

新生町付近の状況

日知屋公民館付近からの高台への動線



地区別の課題：財光寺小学校区

校区の概況

位置図

人口構成

年齢層	人数(人)
75才以上	1,063
65才以上～75才未満	995
15才以上～65才未満	5,331
5才以上～15才未満	830
0才以上～5才未満	395

人口 8,653 (人)

人口密度 2,837 (人/km²)

世帯数 3,360 (世帯)

災害危険度指標		被害想定結果	
建物指標	建物密集度 2.219 (棟/km ²)	木造棟数比率	76.9 (%)
空間指標	道路密度 9.10 (km/km ²)	避難圏外面積率	55.6 (%)
消防指標	木造建物に対する消火栓数 0.03 (数/棟)		
危険指標	危険物施設密集度 2.62 (数/km ²)	木造建物密集度	1,707 (棟/km ²)
災害指標	土砂災害警戒区域面積率 0.4 (%)		
防災拠点指標	避難所収容率 87.8 (%)	津波災害時収容率	59.5 (%)
地震動危険度	震度7 7.3 (%)	液状化危険度	71.9 (%)
津波危険度	浸水面積 2.04 (km ²)	被害棟数	3,958 (棟)
木造倒壊棟数(全壊・半壊率)	全壊 2,156 (棟)	死者数	2,346 (人)
	半壊 1,533 (棟)	負傷者数	378 (人)
非木造倒壊棟数(大破・中破率)	大破 117 (棟)	避難者数	5,443 (人)
	中破 152 (棟)	出火件数	7 (件)
	11.7 (%)	焼失件数	33 (棟)

防災上の課題

- ・低地が多くを占め、沖積層であることから、地震動や液状化、津波のリスクが高い。
- ・日向灘に直接面している財光寺南と塩見川からの津波遡上が想定される。
- ・有効な避難施設が相対的に少なく、避難ルート長が長いことから、避難施設の確保が課題である。
- ・津波災害時には、内陸部へ向かって避難することが想定されるが、国道10号など南北方向の主要動線との交差点付近での交通渋滞や事故の発生、これらに起因する避難の遅れが懸念される。また、JR日豊本線が内陸部への避難経路の支障となっており、内陸方向すなわち東西方向の避難動線の確保が課題である。
- ・高齢者人口が多いことから、高齢者の避難について留意する必要がある。

津波による浸水が想定される区域の状況

凡例

浸水想定区域

- 10.0m以上20.0m未満
- 5.0m以上10.0m未満
- 2.0m以上5.0m未満
- 1.0m以上2.0m未満
- 0.3m以上1.0m未満
- 0.3m未満

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

急傾斜地

砂防法

高速道路

国道

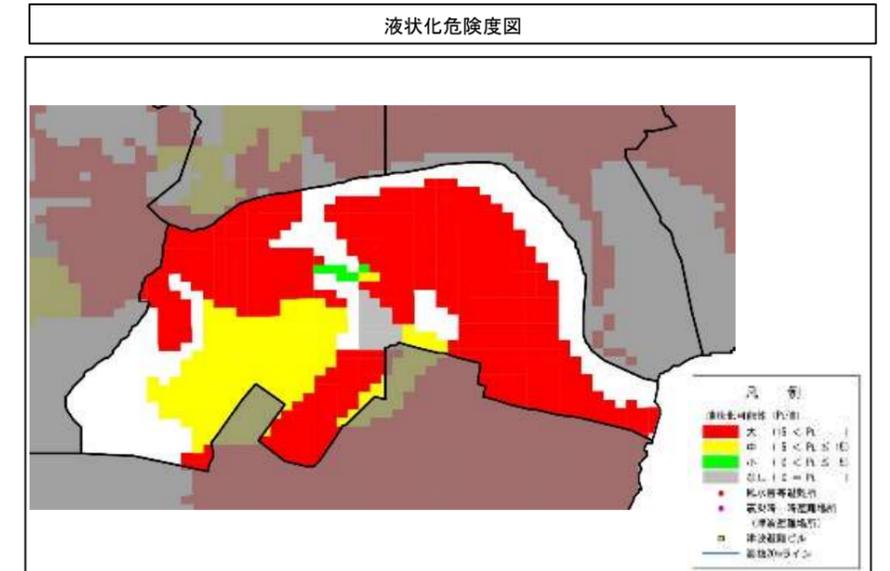
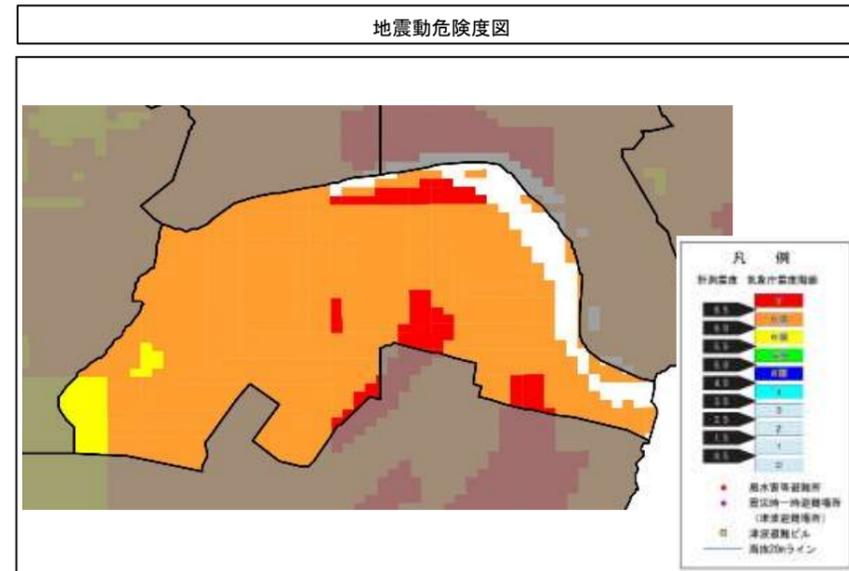
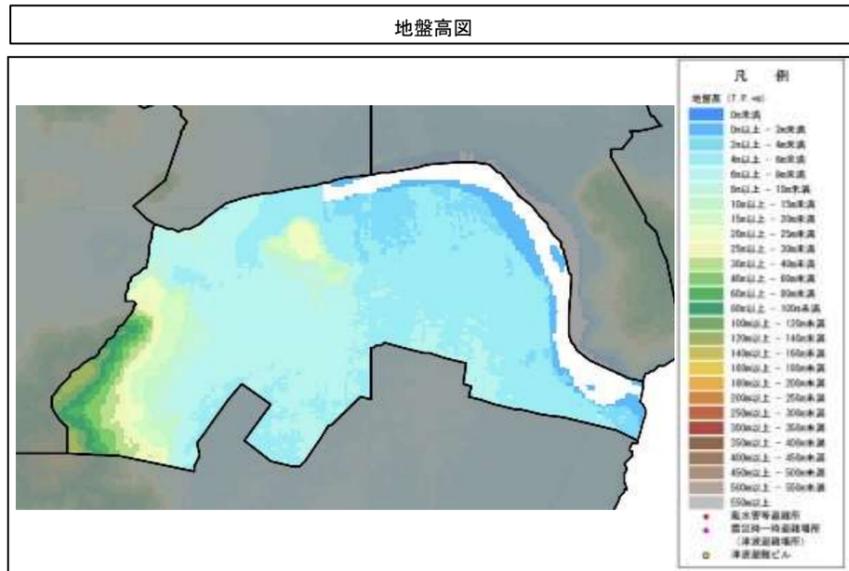
県道

鉄道・駅

塩見川右岸(大瀧橋上流)の状況

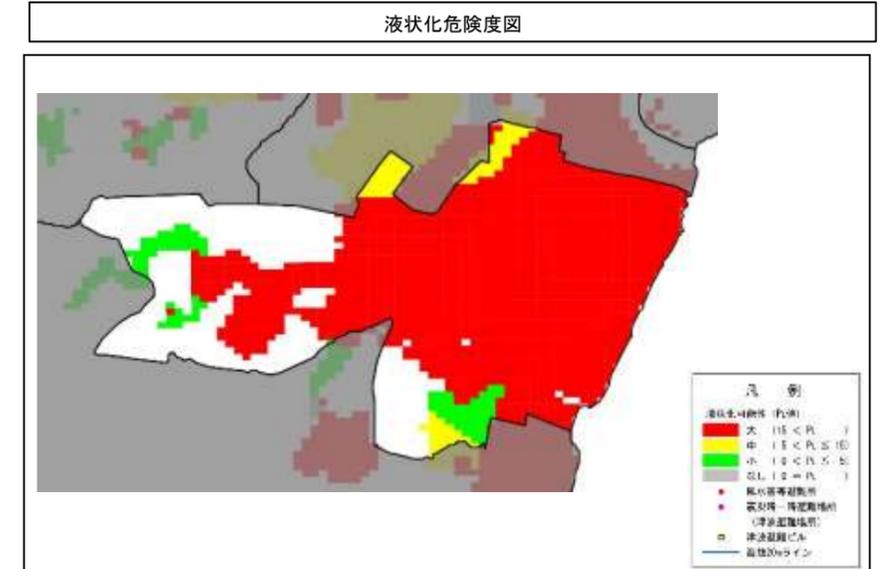
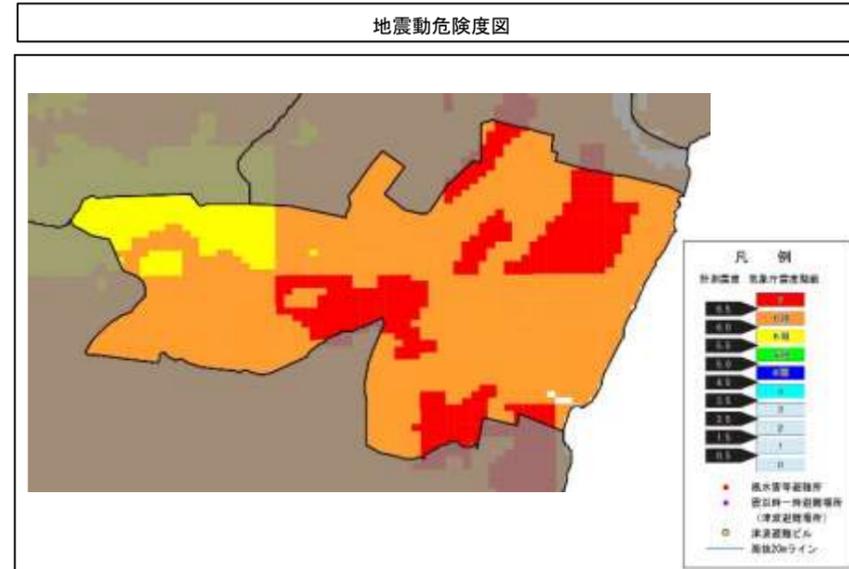
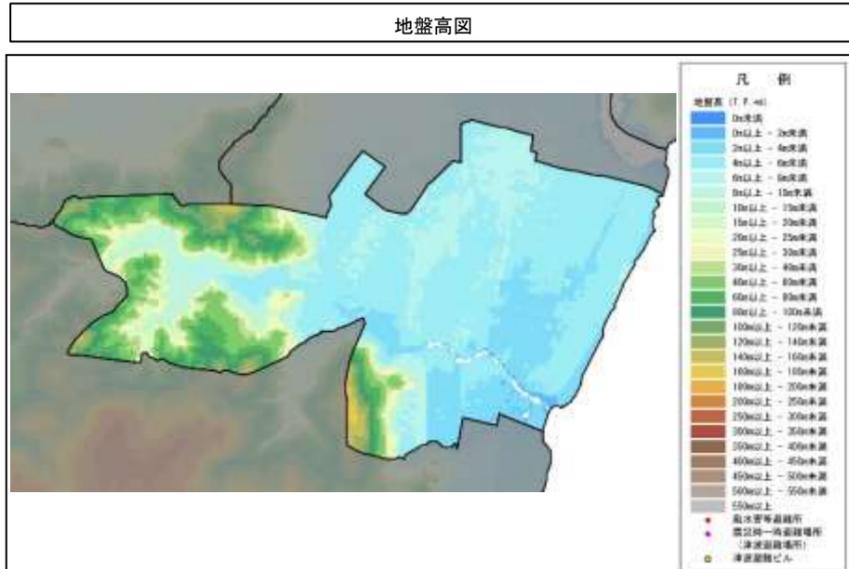
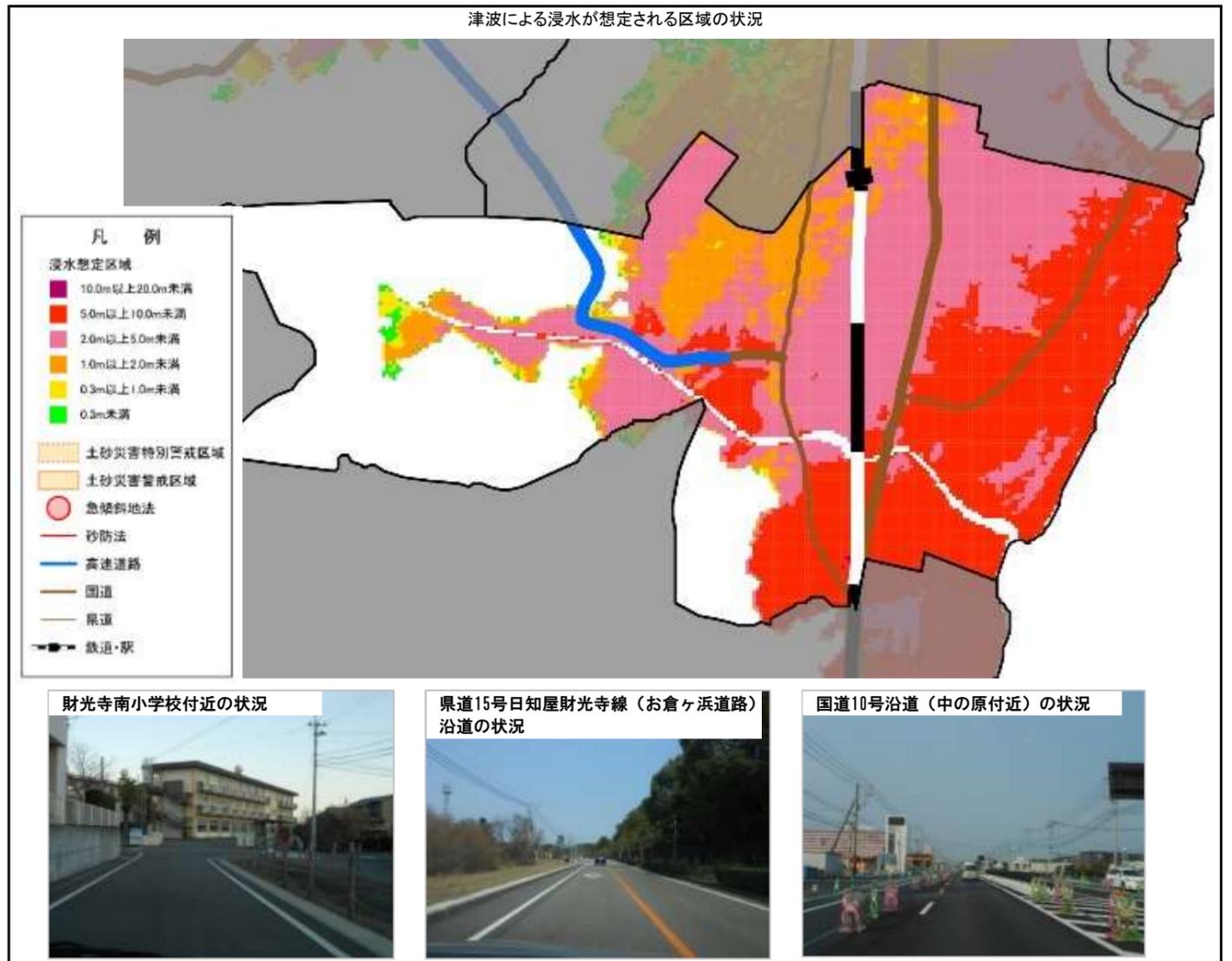
山下町付近の状況

定善寺への避難動線



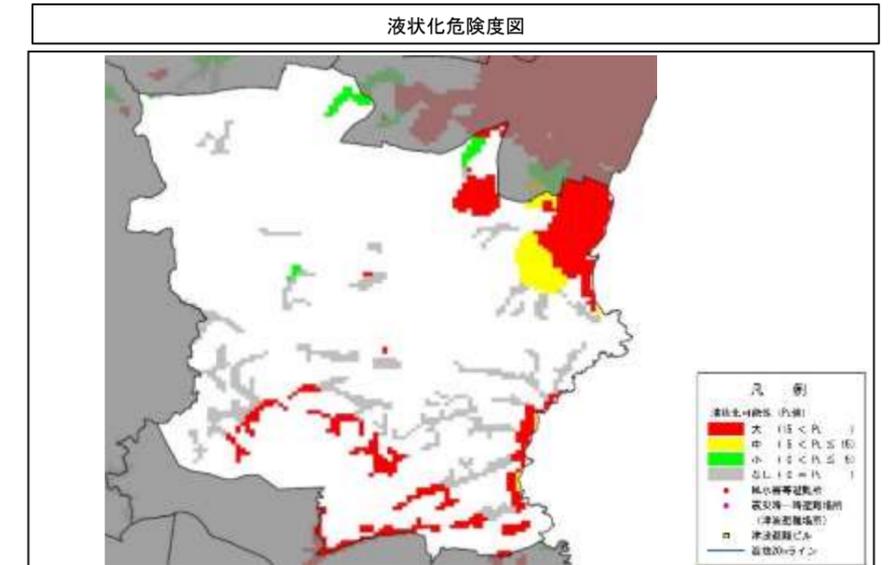
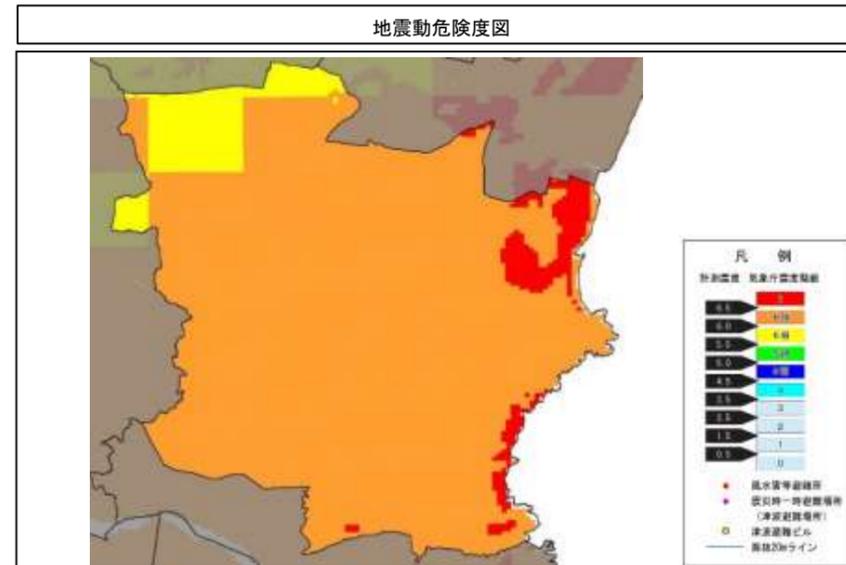
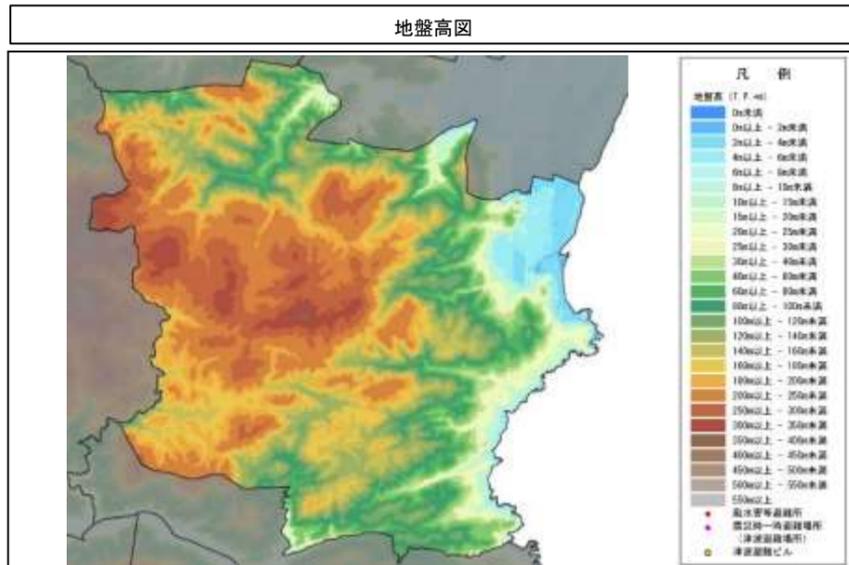
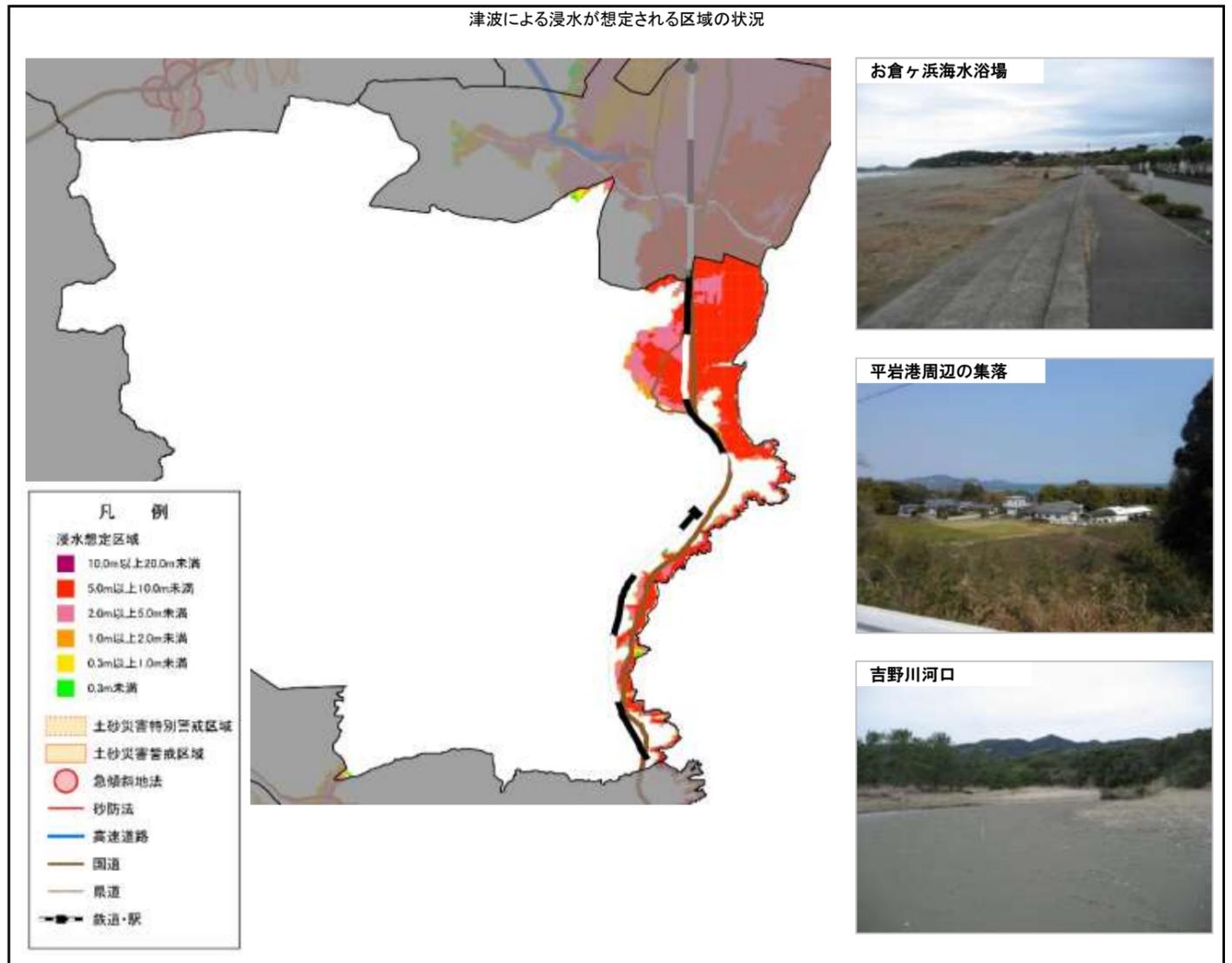
地区別の課題：財光寺南小学校区

校区の概況	位置図		人口構成			
		人口	6,605 (人)			
		人口密度	1,190 (人/km ²)			
		世帯数	2,619 (世帯)			
災害危険度指標	建物指標	建物密集度	1.512 (棟/km ²)	木造棟数比率	79.9 (%)	
		道路密度	3.92 (km/km ²)	避難圏外面積率	66.6 (%)	
	空間指標	避難ルート長	0.47 (km)			
		消防指標	木造建物に対する消火栓数	0.04 (数/棟)		
	危険指標	危険物施設密集度	0.54 (数/km ²)	木造建物密集度	1,208 (棟/km ²)	
	災害指標	土砂災害警戒区域面積率	1.2 (%)			
	防災拠点指標	避難所収容率	89.0 (%)	津波災害時収容率	0.0 (%)	
	被害想定結果	地震動危険度	震度7	20.9 (%)	液状化危険度	73.4 (%)
		津波危険度	浸水面積	3.70 (km ²)	被害棟数	2,910 (棟)
		木造倒壊棟数(全壊・半壊率)	全壊	1,943 (棟)	死者数	2,794 (人)
半壊			780 (棟)	負傷者数	317 (人)	
非木造倒壊棟数(大破・中破率)		大破	90 (棟)	避難者数	3,352 (人)	
		中破	97 (棟)	出火件数	5 (件)	
		15.3 (%)	焼失件数	26 (棟)		
防災上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 日向灘に直面する地形特性のため、津波リスクが特に高い。 地形は、国道10号沿いと県道226号土々呂日向線沿いでやや高く、内陸に向かって地盤高が下がり、丘陵地・山地へ連なっているため、平地の市街地から内陸部へ向かっての段階的避難が困難な地形特性を有している。特に、赤岩川沿いで地盤高が低い。このような地形特性から、避難遅れを前提とした対策が課題である。 主要動線沿いの平地部では、階数のある建物が少なく、有効な避難施設が少ない。また、避難ルート長が長く、避難困難地域の占める割合(避難圏外面積率)が高い。このため、避難施設の確保や、避難遅れ時にも段階的避難が可能な避難路の整備に課題がある。 津波災害時には内陸部へ向かっての避難が想定されるが、国道10号など南北方向の主要動線との交差点付近での交通渋滞や事故の発生、それらに起因する避難の遅れが懸念される。また、JR日豊本線が内陸部への避難経路の支障となっており、内陸方向への段階的避難が可能な避難動線の確保が課題である。 					



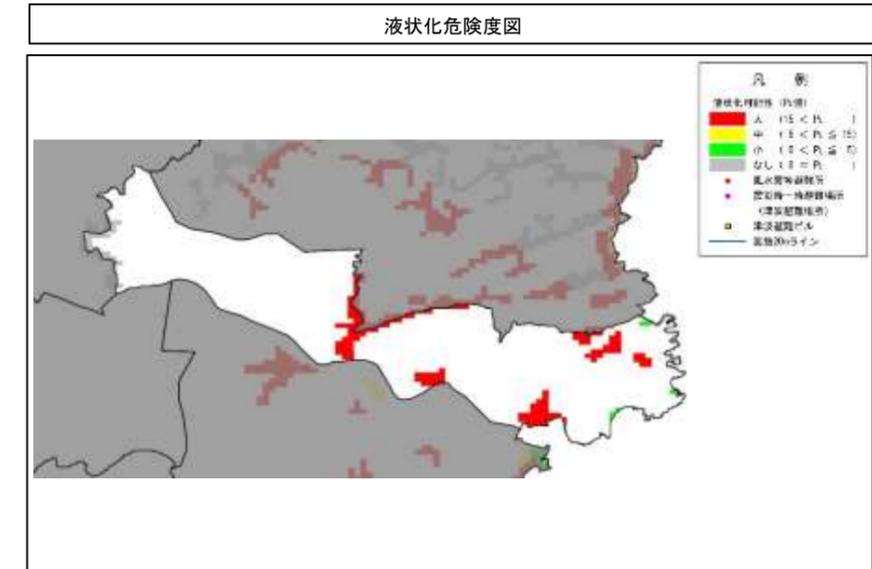
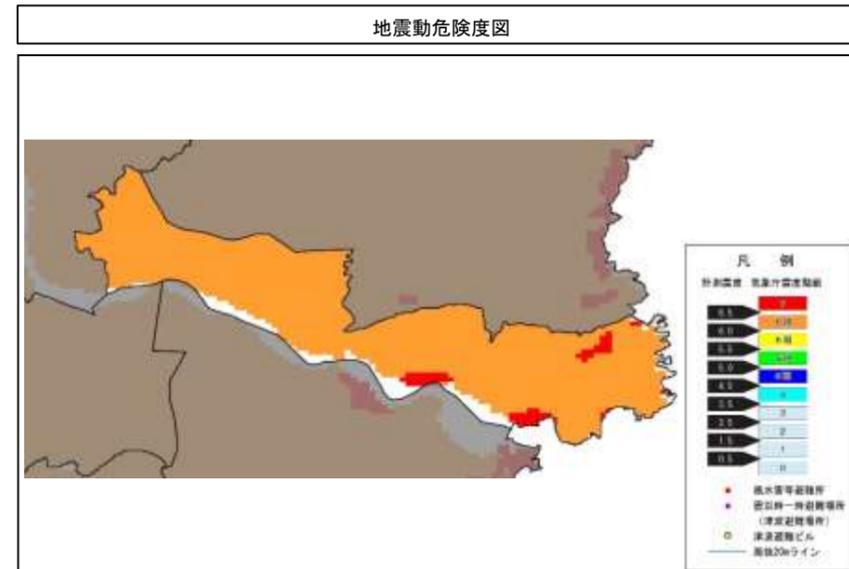
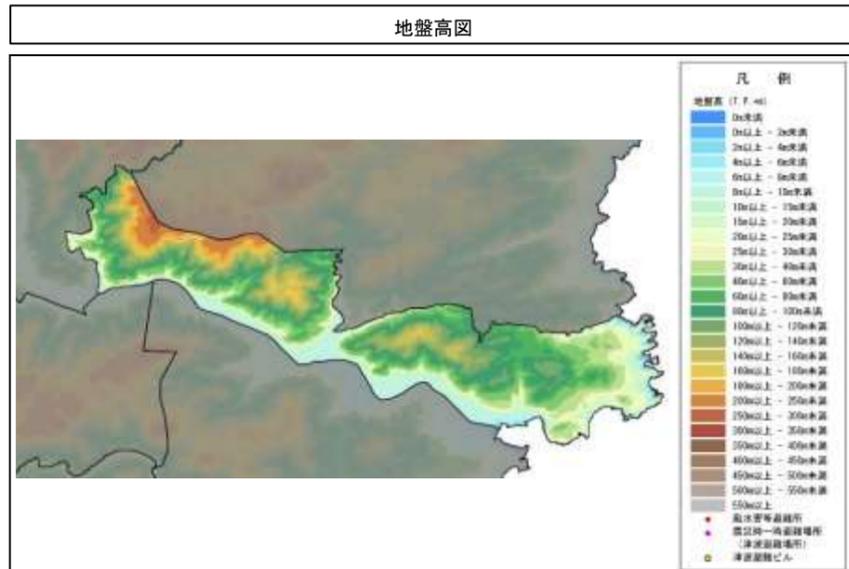
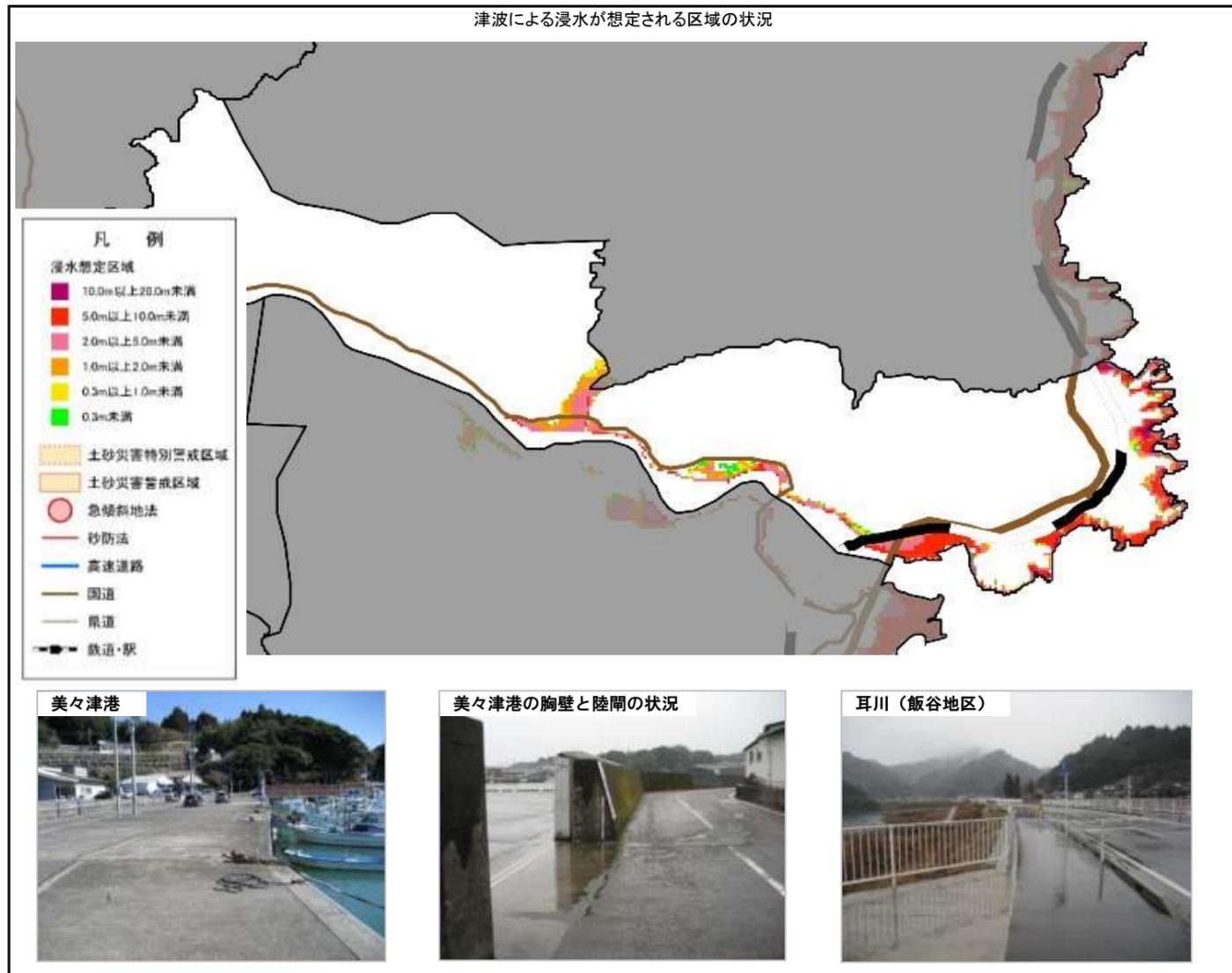
地区別の課題：平岩小学校区

校区の概況	位置図		人口構成		
	人口	2,536 (人)			
災害危険度指標	建物指標	建物密集度	1.782 (棟/km ²)	木造棟数比率	82.4 (%)
	空間指標	道路密度	1.81 (km/km ²)	避難圏外面積率	24.7 (%)
		避難ルート長	0.26 (km)		
	消防指標	木造建物に対する消火栓数	0.04 (数/棟)		
	危険指標	危険物施設密集度	0.04 (数/km ²)	木造建物密集度	1.467 (棟/km ²)
	災害指標	土砂災害警戒区域面積率	0.5 (%)		
	防災拠点指標	避難所収容率	234.4 (%)	津波災害時収容率	223.2 (%)
	被害想定結果	地震動危険度	震度7	4.2 (%)	液状化危険度
津波危険度		浸水面積	1.56 (km ²)	被害棟数	1,153 (棟)
		死者数	368 (人)	負傷者数	157 (人)
木造倒壊棟数(全壊・半壊率)		全壊	757 (棟)	避難者数	730 (人)
		半壊	317 (棟)	出火件数	3 (件)
非木造倒壊棟数(大破・中破率)		大破	35 (棟)	焼失件数	13 (棟)
	中破	44 (棟)			
防災上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 日向灘に直面する地形特性のため、津波リスクが高い。特に、岬地形となっている美砂地区は津波が集中しやすい地形特性となっている。 小河川の流入するV字型のリアス部では、範囲としては限定的であるが、津波の増幅により、津波の遡上が懸念される。また、これらの地区では、遡上津波の流体力が非常に強いことが想定される。 このような地形条件のため、国道10号が途絶した場合には長期にわたり啓開不能となる恐れがあり、復旧・復興を見据えた内陸部における東九州自動車道等の動線確保が必要である。 お倉ヶ浜海水浴場は海水浴客やサーファーが多く訪れる場所であり、これらに対応した避難対策が必要である。 				



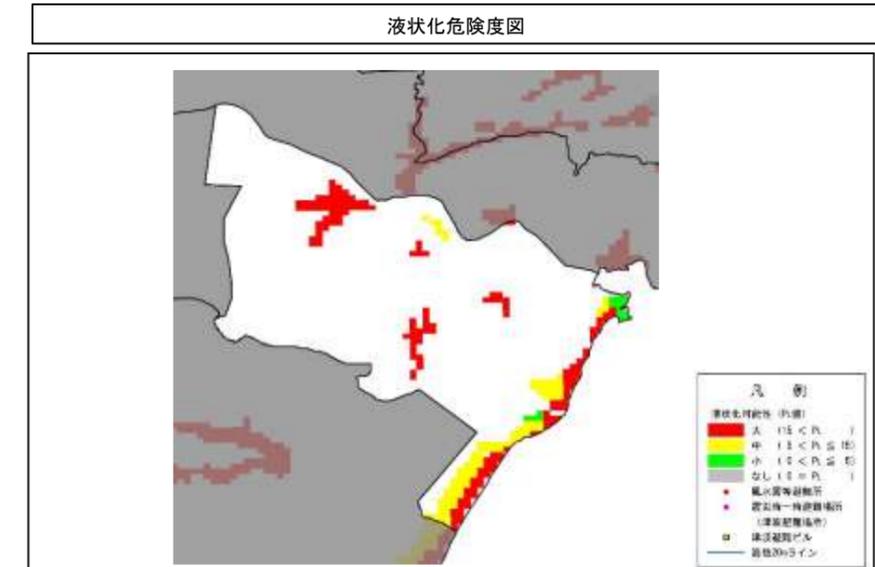
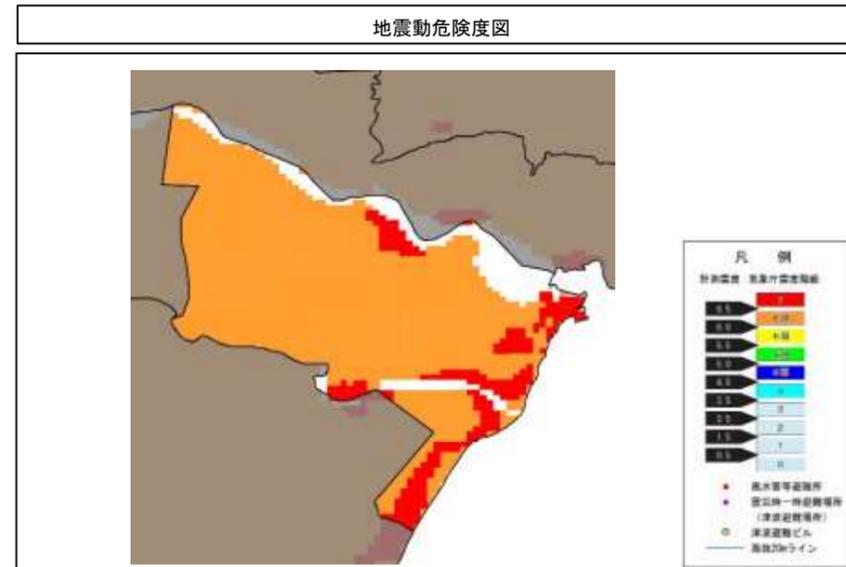
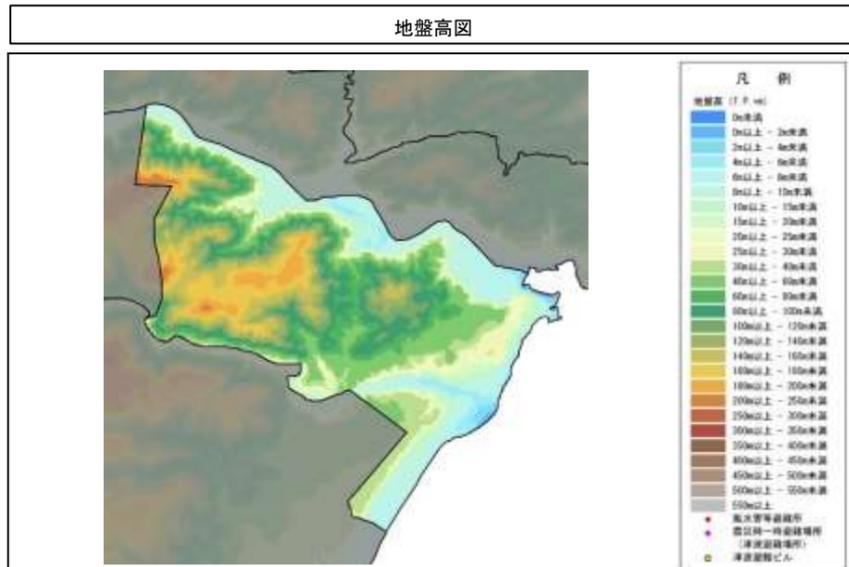
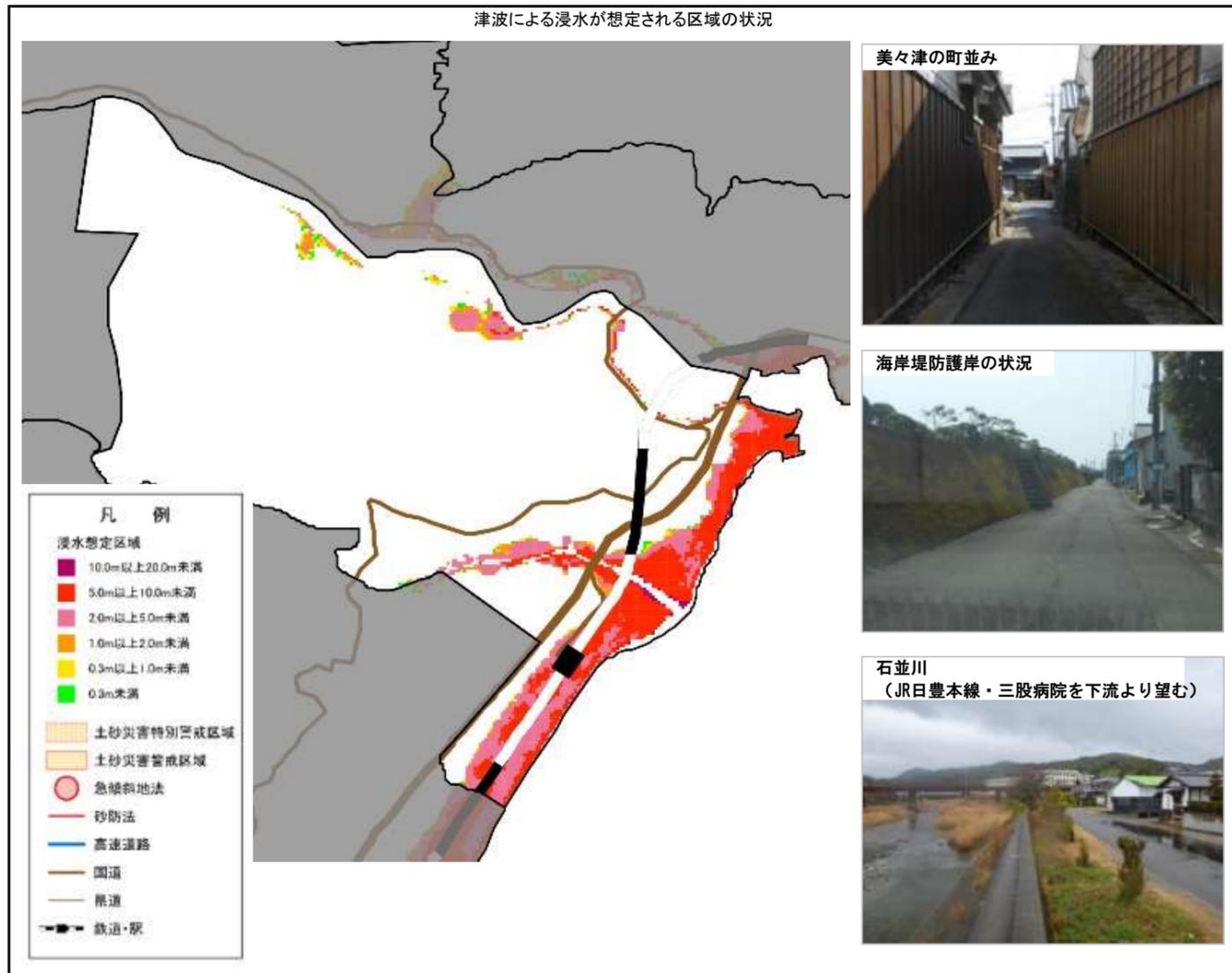
地区別の課題：旧幸脇小学校区(現美々津小学校区内)

校区の概況	位置図		人口構成		
災害危険度指標	人口	614 (人)			
	人口密度	122 (人/km ²)			
	世帯数	241 (世帯)			
	建物指標	建物密集度	3,520 (棟/km ²)	木造棟数比率	82.5 (%)
		道路密度	1.91 (km/km ²)	避難圏外面積率	0.0 (%)
	空間指標	避難ルート長	0.20 (km)		
		消防指標	木造建物に対する 消火栓数	0.02 (数/棟)	
	危険指標	危険物施設密集度	0.60 (数/km ²)	木造建物密集度	2,903 (棟/km ²)
	災害指標	土砂災害警戒区域 面積率	0.0 (%)		
	防災拠点指標	避難所収容率	228.2 (%)	津波災害時収容率	228.2 (%)
被害想定結果	地震動危険度	震度7	3.4 (%)	液状化危険度	6.3 (%)
	津波危険度	浸水面積	0.38 (km ²)	被害棟数	515 (棟)
		死者数	48 (人)		
	木造倒壊棟数 (全壊・半壊率)	全壊	322 (棟)	負傷者数	80 (人)
		半壊	153 (棟)		
	非木造倒壊棟数 (大破・中破率)	大破	18 (棟)	避難者数	261 (人)
		中破	22 (棟)	出火件数	1 (件)
			12.7 (%)	焼失件数	7 (棟)
防災上の課題	<p>・山地・丘陵地が海岸沿いや川沿いまで迫る急峻な地形であり、日向灘に直接面する地形特性のため、津波リスクが特に高い。ただし、海岸部の国道10号沿いの集落は比較的高所にあるため、津波浸水想定区域外である。</p> <p>・美々津港背後の集落などは、漁港集落の様相を呈しており、建物密集度が高く、木造建物密集度も高いことから、建物倒壊による避難路の閉塞が懸念される。</p>				



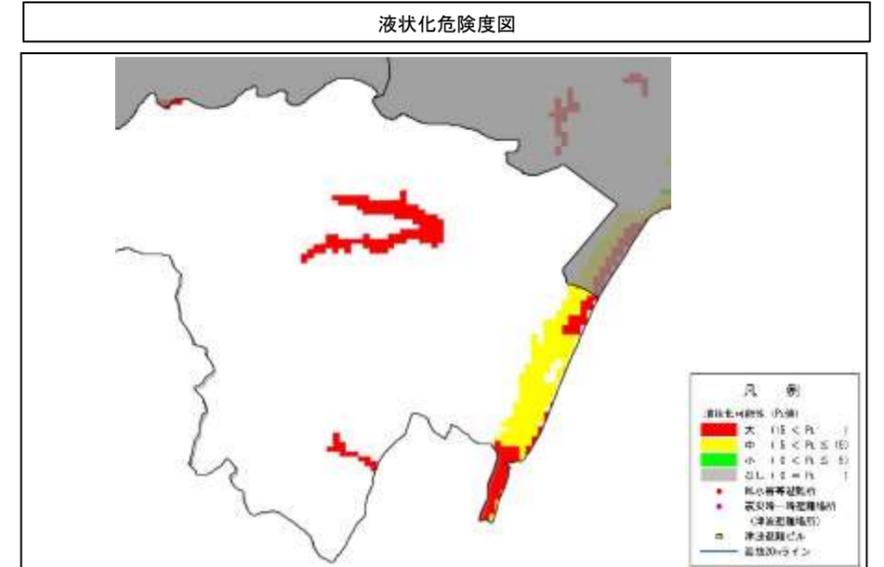
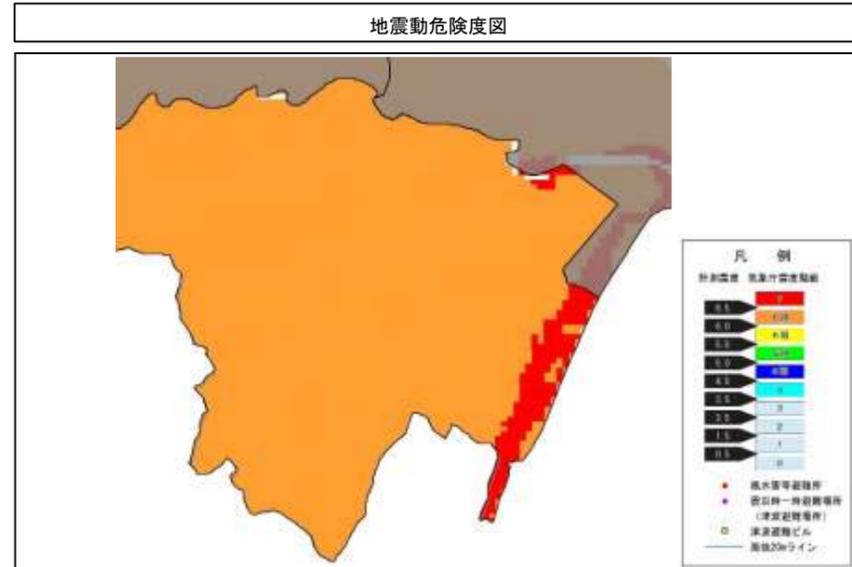
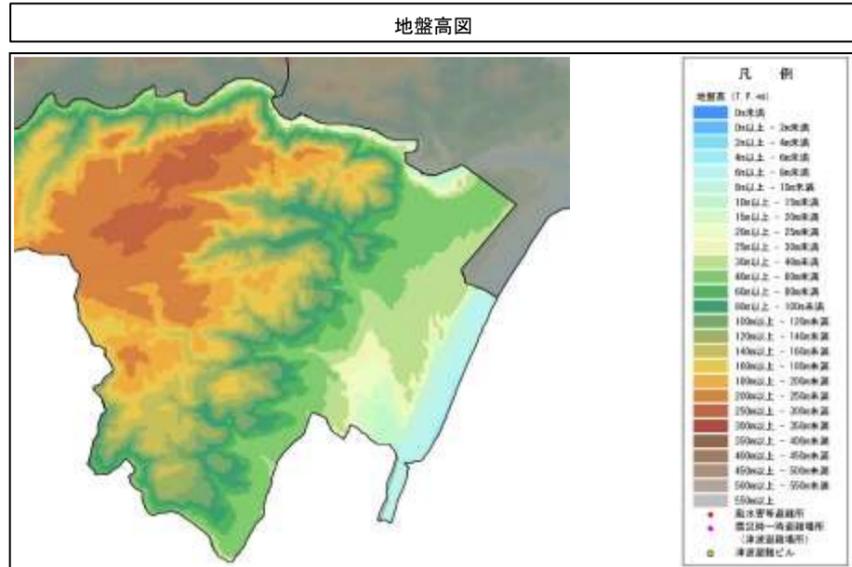
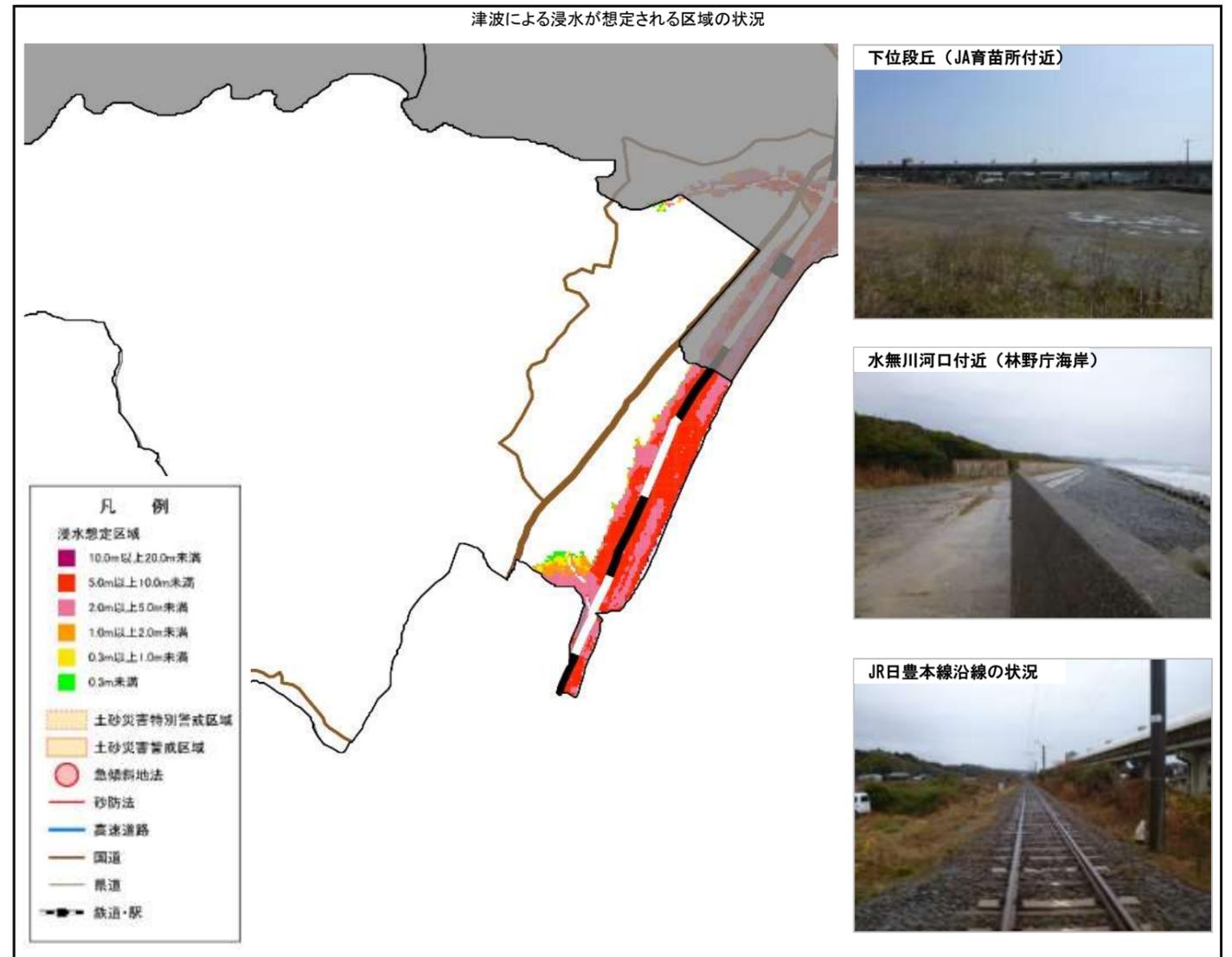
地区別の課題： 美々津小学校区

校区の概況	位置図		人口構成		
人口		1,529 (人)			
人口密度		250 (人/km ²)			
世帯数		580 (世帯)			
災害危険度指標	建物指標	建物密集度	1.782 (棟/km ²)	木造棟数比率	82.7 (%)
	空間指標	道路密度	3.45 (km/km ²)	避難圏外面積率	0.6 (%)
		避難ルート長	0.24 (km)		
	消防指標	木造建物に対する消火栓数	0.03 (数/棟)		
	危険指標	危険物施設密集度	1.14 (数/km ²)	木造建物密集度	1,474 (棟/km ²)
	災害指標	土砂災害警戒区域面積率	0.2 (%)		
防災拠点指標	避難所収容率	243.1 (%)	津波災害時収容率	156.9 (%)	
被害想定結果	地震動危険度	震度7	11.6 (%)	液状化危険度	12.0 (%)
	津波危険度	浸水面積	0.84 (km ²)	被害棟数	868 (棟)
	木造倒壊棟数 (全壊・半壊率)	全壊	604 (棟)	死者数	285 (人)
		半壊	193 (棟)	負傷者数	126 (人)
				66.2 (%)	
	非木造倒壊棟数 (大破・中破率)	大破	37 (棟)	避難者数	513 (人)
中破		34 (棟)	出火件数	2 (件)	
			19.3 (%)	焼失件数	11 (棟)
防災上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・日向灘に直接面する地形条件のため、津波リスクが特に高い。 ・集落が形成されている標高はやや高いものの、日向灘に直接面しているため津波遡上が懸念される。 ・美々津や石並の集落は、沿岸方向の動線が発達しており、内陸方向の動線が弱く、多くは階段となっており動線が非常に少ない。このため、内陸方向の避難動線の確保が課題である。 				



地区別の課題：寺迫小学校区

校区の概況	位置図		人口構成		
災害危険度指標	人口	1,425 (人)			
	人口密度	62 (人/km ²)			
	世帯数	471 (世帯)			
	建物指標	建物密集度	3,629 (棟/km ²)	木造棟数比率	68.1 (%)
		空間指標	道路密度	1.83 (km/km ²)	避難圏外面積率
	消防指標	避難ルート長	0.45 (km)		
		木造建物に対する 消火栓数	0.04 (数/棟)		
	危険指標	危険物施設密集度	0.22 (数/km ²)	木造建物密集度	2,472 (棟/km ²)
	災害指標	土砂災害警戒区域 面積率	0.7 (%)		
	防災拠点指標	避難所収容率	114.6 (%)	津波災害時収容率	114.6 (%)
被害想定結果	地震動危険度	震度7	2.6 (%)	液状化危険度	4.3 (%)
	津波危険度	浸水面積	0.72 (km ²)	被害棟数	968 (棟)
		死者数	126 (人)		
	木造倒壊棟数 (全壊・半壊率)	全壊	520 (棟)	死者数	126 (人)
		半壊	299 (棟)	負傷者数	144 (人)
	非木造倒壊棟数 (大破・中破率)	42.0 (%)		避難者数	345 (人)
		大破	63 (棟)	出火件数	3 (件)
		中破	86 (棟)	焼失件数	13 (棟)
11.0 (%)					
防災上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・段丘型の地形特性となっている。段丘下位については、地震動リスクや液状化リスク、津波リスクが高い。 ・段丘下位は農地や工場等として利用されており、集落は段丘上位に形成されているものが多い。 ・段丘下位からの避難動線は限定的で、段丘上位と段丘下位の動線が弱く、避難ルート長も長いことから、段丘上位と下位の避難動線の確保が求められる。 				



5.1.3. 課題のまとめ

広域的な課題、及び地区別の課題を踏まえ、本市における地震・津波防災に関する課題を以下に整理します。

(1) 地震により、建物の倒壊、人的被害の発生、避難経路の途絶が生じる

本市では、最大で震度7の地震発生が想定されています。昭和56年以前に建築された木造建築物が多数を占める本市においては、巨大地震が発生した場合、市内全域で多数の建物倒壊やそれに伴う人的被害が生じるとともに、幅員の狭い避難経路では、避難経路の途絶が生じる可能性が高くなっています。

また、大王谷地区や富高地区、細島地区などの急傾斜地に点在する土砂災害危険箇所では、地震により土砂災害が発生する恐れがあります。

さらに、平地部では埋立地も多く液状化が発生する恐れがあります。

(2) 津波により、人的被害の発生、建物の倒壊、漂流物による被害拡大が生じる

宮崎県地震津波被害想定報告書（宮崎県 平成25年9月、10月）によりますと、巨大地震が発生した場合、本市では、最大津波高15mの津波が到達するとされており、日向市の市街地周辺は標高が低く、津波浸水想定区域に含まれています。

一方で、市街地では商業業務機能をはじめとする都市機能が集積するとともに、周辺では良好な居住環境が形成されるなど、都市基盤の形成が図られてきました。また、沿岸部にはポート・オブ・ザ・イヤーズ2015を受賞しました重要港湾「細島港」を有し、津波浸水想定区域には産業が集積しています。

巨大地震による津波が襲来した場合、人的被害や建物の倒壊流出が発生する可能性があります。また、細島港周辺に集積している木材やコンテナ、オイルタンクなどは船舶とともに津波漂流物として市街地に流入し、被害を拡大させる恐れがあります。

(3) 避難場所や避難動線の確保が必要である

日知屋東地区や財光寺地区、財光寺南地区の一部に特定避難困難地域が点在することから、その解消に向けて津波避難タワー等の避難場所の確保が求められます。

富高地区や細島地区などは避難動線が狭く、国道10号などの南北方向の主要動線と東西方向の避難動線の輻輳が生じる恐れもあることなどから、避難動線の確保が求められます。

大王谷地区や日知屋東地区、日知屋地区は、島嶼(とうしょ)地形^{*1}に囲まれていることが特徴的で、津波発生時、津波浸水想定区域から、これら地形を成す高台への避難が想定されます。また、美々津地区や寺迫地区では、高台となる内陸方向への避難が想定されます。地域によっては、有効な避難路が少ない箇所では、避難動線の確保が求められます。

(4) 津波による被害を減らすための施設整備が必要である

島嶼地形^{※1}の開口部は細島港、及び伊勢ヶ浜海岸となっていますが、津波を防護する施設が存在しません。また、お倉ヶ浜の南部と平岩港でも同様の状況となっており、津波氾濫流の抑制効果も期待できない状況にあります。河川では、氾濫流の遡上による津波被害の発生も懸念されます。

また、細島港の背後地には多くの資産が集積する市街地が形成されていますが、このまま津波が発生した場合、甚大な被害をもたらす恐れがあります。

そのため、まずはL1 津波^{※2}対策となる津波防護ラインの実現に向けての早期検討を行うとともに、L2 津波^{※3}対策では避難対策を補完する多重防護の考えのもと、津波による被害を軽減するための施設を整備する必要があります。

(5) 避難者の孤立対策や道路の啓開^{※4}対策が必要である

大王谷地区や細島地区、日知屋東地区、日知屋地区などでは、津波が発生した場合、櫛の山、米の山、牧島山等の島嶼地形^{※1}の避難が想定されますが、平地部の浸水等により、孤立する可能性があります。

また、国道 10 号は、地形条件のため長期にわたり啓開不能となる可能性がありますとともに、低地部における津波災害時の浸水状況から日向インターチェンジは接続困難になる可能性があります。

そのため、避難者の孤立対策や道路の啓開対策を推進する必要があります。

(6) 地震や津波に対するソフト面での対策をより一層推進する必要がある

津波から人命を守るためには、津波からの迅速な避難が最も重要な対策であり、市民一人一人が主体的に避難を実践することが重要です。そのためには、市民、事業者、行政等が地震や津波に対する意識を高めるとともに、津波発生時の避難を円滑にするため、日ごろからの防災教育や地域が主体となった津波防災訓練の実施など、地震や津波に対するソフト面での備えをより一層推進する必要があります。

(7) 被災後の復旧復興を視野に入れ、広域的な支援を受ける体制が必要である

南海トラフ巨大地震等により甚大な被害が発生した場合、がれき処理や仮設住宅の整備、ライフライン等の復旧に時間を要し、被災市民が長期避難生活を強いられることが考えられます。また、市民生活の安定が遅れるほど、人口の流出・産業の流出により地域が衰退する恐れもあることから、被災後の復旧・復興活動を見据えた体制を整える必要があります。

※1 島嶼(とうしょ)地形: 大小の島々が点在する地形であり、本市の場合は、浸水した場合の余島、源氏山、牧島山、米の山、櫛の山が島々となる。

※2 L(レベル) 1 津波: 数十年から百数十年に一度の頻度で発生するとされる比較的発生頻度の高い津波であり、最大クラスの津波に比べると津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波。

※3 L(レベル) 2 津波: 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。

※4 啓開 : がれき等を取り除き、通行可能とすること。

5.2. 課題に対する対策の方向性

本市における地震・津波防災に関する課題及び対策の方向性を以下に整理します。

表 5.1 本市における地震・津波防災に関する課題及び対策の方向性

課 題	取組方針				個別の方針
	命を守る	津波に備える	被害を減らす	早期復旧・復興を図る	
(1) 地震により、建物の倒壊、人的被害の発生、避難経路の途絶が生じる	○		○		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化の促進 ・市民の防災対策の推進 ・市街地の整備改善
(2) 津波により、人的被害の発生、建物の倒壊、漂流物による被害拡大が生じる	○	○			<ul style="list-style-type: none"> ・適正な土地利用の誘導 ・警戒避難体制の構築・強化 ・民間活用の促進
(3) 避難場所や避難動線の確保が必要である	○	○			<ul style="list-style-type: none"> ・避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備 ・警戒避難体制の構築・強化 ・市街地の整備改善
(4) 津波による被害を減らすための施設整備が必要である		○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・適正な土地利用に際し、津波防災の観点からの都市施設の整備 ・海岸保全施設、港湾施設及び河川管理施設にかかる施設の整備
(5) 避難者の孤立対策や道路の啓開対策が必要である		○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・市民の防災対策の推進 ・広域的な支援体制の整備 ・橋梁の耐津波化の推進
(6) 地震や津波に対するソフト面での対策をより一層推進する必要がある		○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・警戒避難体制の構築・強化 ・防災意識の啓発推進
(7) 被災後の復旧復興を視野に入れ、広域的な支援を受ける体制が必要である			○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・九州中央道等の広域幹線道路の整備 ・受援体制の構築・強化 ・市民生活及び産業・経済の安定

5.3. 事業又は事務

本計画に位置付ける事業又は事務は、全市的な取り組み及び「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく事業及び事務で構成します。

5.3.1. 事業又は事務の体系

表 5.1 日向市における地震・津波に強いまちづくり推進に向けた施策体系

全市的な取り組み	○ハード・ソフトの防災・減災対策	施策数
	・耐震化の促進	9
	・警戒避難体制の構築・強化	19
	・早期復旧復興体制の構築	5
津波防災地域づくりに関する法律に基づく事業及び事務 (法第10条第3項第3号に規定される事項)	イ：海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等にかかる施設の整備	9
	ロ：津波防護施設の整備	
	ハ：一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備、土地区画整理事業等の市街地の整備改善	3
	ニ：避難路、避難施設、地域防災拠点等、円滑な避難確保のための施設の整備	23
	ホ：集団移転促進事業に関する事項	
	ヘ：地籍調査の実施に関する事項	1
ト：民間資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進	3	
合 計		72

(1) 全市的な取り組み

地震による建物の倒壊等から市民の生命・財産を守るとともに、建物倒壊による緊急輸送道路の閉塞等を防ぐため、建物等の耐震化の促進を図ります。

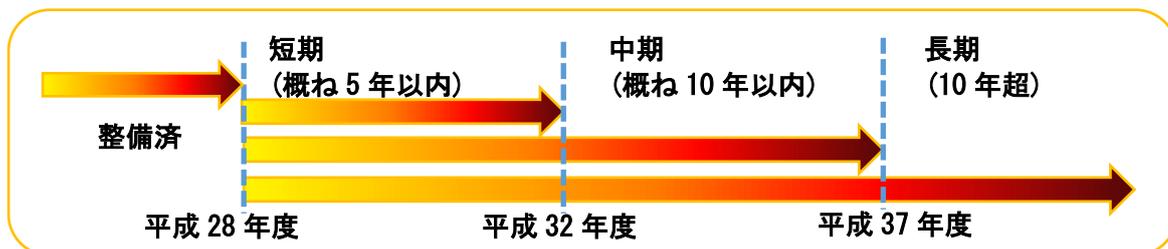
また、警戒避難体制に関する方針を踏まえ、避難経路・避難場所の確保、情報伝達手段の確保、津波防災の教育・訓練の実施、津波避難計画の策定など、津波に対する警戒避難体制の構築・強化を図ります。

(2) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく事業及び事務

地震・津波による防災・減災対策として、海岸保全施設、港湾施設、河川管理施設、土地区画整理事業をはじめ、避難路、避難施設、地域防災拠点等の円滑な避難確保のための施設の整備など、施設整備や事業の促進を図ります。

(3) 各事業又は事務の期間

各施策の期間については、平成28年度を基準として、予定期間を平成32年度までの5年を短期、平成37年度までの10年を中期、平成38年度以降となるものを長期として記載します。長期については、構想中の事業を含め記載します。また、平成27年度までに完了している事業について記載が必要なものは、整備済みとして掲載します。



5.3.2. 全市的な取り組み

(1) 耐震化の促進

災害時における緊急輸送路等に近接する建築物の耐震化の促進、耐震化促進に向けた指導・啓発、耐震診断や改修に対する補助、橋梁の長寿命化及び耐震補強、ライフラインの耐震機能強化等を図ります。

表 5.2 耐震化の促進に係る事業又は事務

(計9施策：短期2、中期2、長期5)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
建築物耐震化促進事業	市内全域	旧耐震基準の緊急輸送道路等の避難路沿道建築物、防災拠点建築物の耐震化を促進する。	日向市 民間	短期 (継続中)
木造住宅耐震化促進事業	市内全域	旧耐震基準の木造住宅の耐震診断、補強設計及び改修工事への補助の実施により耐震化を促進する。	日向市 民間	短期 (継続中)
保育所等整備事業	市内全域	認可保育園の改築及び耐震化に対し、一部補助を行う。	日向市 民間	中期 (継続中)
学校施設環境改善事業	市内校舎	小中学校の校舎及び屋内運動場の耐震化を図る。	日向市	中期 (継続中)
建築物安全安心推進事業	市内全域	関係団体と連携することで、建築相談体制、啓発等の強化を図り、木造住宅の耐震化を促進する。	日向市 民間	長期 (継続中)
橋梁長寿命化事業	市内全域	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に補修を実施する。	日向市	長期 (継続中)
橋梁耐震化推進事業	市内全域	橋梁の耐震化及び、落橋防止策の推進を図る。	国土交通省 宮崎県 日向市	長期 (継続中)
水道施設の 改良・更新・耐震化事業	市内全域	ライフラインとなる上水道施設の耐震機能強化を図る。	日向市	長期 (継続中)
公共下水道事業	公共下水道 事業計画区 域	ライフラインとなる下水道施設の耐震機能強化を図る。	日向市	長期 (継続中)

(2) 警戒避難体制の構築・強化

防災士資格取得者に対する取得経費の助成、海拔表示板等の設置、避難計画の策定、避難ビルの指定、防災情報伝達システムの強化等を図ります。

表 5.3 警戒避難体制の構築・強化に係る事業又は事務

(計19施策：整備済9、短期4、中期1、長期5)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
津波避難計画の策定	津波浸水想定区域	南海トラフ巨大地震被害想定に整合した避難計画の策定。	日向市	整備済
津波ハザードマップの整備	津波浸水想定区域	南海トラフ巨大地震発生により想定される津波ハザードマップの作成。	日向市	整備済
防災ハンドブックの整備	市内全域	市民や市職員のための防災ハンドブックの作成・配布。	日向市	整備済
障がい者・高齢者向け 防災マニュアルの整備	市内全域	障がい者・高齢者のための日向市防災マニュアルの作成・配布。	日向市	整備済
障がい者・高齢者向け 防災マニュアルの 点訳・音訳の整備	市内全域	障がい者・高齢者向け防災マニュアルの点訳・音訳版の作成・配布。	日向市 民間	整備済
福祉避難所の指定	津波想定浸水区域外	福祉避難所として福祉施設との協定の締結。	日向市 民間	整備済
緊急速報メールの活用	市内全域	携帯電話3社キャリア（docomo、au、softbank）との契約。	日向市	整備済
防災情報通信 ネットワーク整備事業	市内全域	同報系防災行政無線の整備により、防災情報伝達システムの強化を図る。	日向市	整備済
津波監視カメラの整備	米の山 展望所	津波襲来に備えた監視カメラの整備。	日向市	整備済
備蓄計画の策定	市内全域	南海トラフ巨大地震発生を想定した備蓄計画の策定。	日向市	短期
備蓄品の整備	市内全域	避難生活に必要な備蓄品の整備。	日向市 民間	短期 (継続中)
避難場所・海拔の表示	市内全域	避難場所・海拔表示板等の設置。	日向市	短期 (継続中)
津波避難ビルの指定	津波浸水想定区域	民間が所有する高層ビル等への避難ビル指定。	日向市 民間	短期 (継続中)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
地区防災計画策定事業	市内全域	地区毎に避難計画を策定し、地区の実情に即した避難体制及び早期復興体制の構築を図る。	自治会 自主防災会 民間	中期 (継続中)
総合防災訓練の実施	市内全域	南海トラフ巨大地震発生を想定した防災訓練の実施。	国土交通省 宮崎県 日向市	長期 (継続中)
津波避難訓練の実施	津波浸水想定区域	L2津波発生を想定した津波避難訓練の実施。	自治会 自主防災会 民間	長期 (継続中)
防災講座による市民等への周知・啓発	市内全域	津波浸水想定や避難方法等について出前講座を実施。	日向市 自治会 自主防災会	長期 (継続中)
自主防災組織活動の補助	市内全域	防災士資格取得者に対する取得経費の助成。	日向市 民間	長期 (継続中)
避難行動要支援者の支援体制の構築	市内全域	避難行動要支援者名簿を更新し、支援関係者との情報共有を図る。	日向市	長期 (継続中)

(3) 早期復旧復興体制の構築

災害発生時における迅速な初動体制を確立し、早期の復旧復興活動を見据えた体制の構築を図ります。

表 5.4 早期復旧復興体制の構築に係る事業又は事務

(計5施策：整備済3、短期1、長期1)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
災害廃棄物処理計画の策定	市内全域	災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及び再資源化を図るため、行動計画を策定する。	日向市	整備済
細島港港湾事業継続計画の策定	細島港	被災後の速やかな港湾輸送能力確保のため、行動計画を策定する。	国土交通省 宮崎県 日向市 民間	整備済
九州道路啓開計画「九州東進作戦」の策定	高規格幹線道路 国道 県道 市道	緊急輸送ルートについて、道路啓開作業の実施者、被災情報の情報収集等を定め、より実現可能な計画として策定	各道路 管理者	整備済

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
業務継続計画（BCP）の策定	市役所	速やかに業務再開継続し、市民生活に支障をきたさないよう市役所の業務継続計画を策定する。	日向市	短期
九州中央道	熊本県嘉島町～宮崎県延岡市	高規格幹線道路九州中央道の整備。	国土交通省	長期（継続中）

5.3.3. 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等にかかる施設の整備

(1) 海岸保全施設

表 5.5 海岸保全施設に係る事業又は事務

(計1施策：長期1)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
津波・高潮対策	細島港海岸 伊勢ヶ浜海岸 お倉ヶ浜海岸 平岩港海岸	海岸保全施設を整備し、L1 津波から生命・財産を守る。	宮崎県	長期（構想中）

(2) 港湾施設

表 5.6 港湾施設に係る事業又は事務

(計5施策：整備済1、中期4)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
細島港白浜地区 耐震強化岸壁整備事業	細島港 白浜地区 (15号 岸壁)	耐震強化岸壁の整備	宮崎県	整備済
細島港外港地区 防波堤整備事業	細島港外港 地区防波堤 (北沖)・ (南沖)	北沖・南沖防波堤の整備、改良。防波堤の延伸及び粘り強い構造化。	国土交通省 宮崎県	中期 (継続中)
細島港白浜地区 防波堤改良事業	細島港白浜 地区防波堤 (余島)	余島防波堤の改良。防波堤の粘り強い構造化。	宮崎県	中期 (継続中)
細島港白浜地区 国際物流ターミナル 改良事業	細島港 白浜地区 (14号 岸壁)	岸壁の耐震改良。	国土交通省	中期 (構想中)
細島港白浜地区 国際物流ターミナル 改良事業	細島港 白浜地区 (10号 岸壁)	岸壁の耐震改良。	宮崎県	中期 (構想中)

(3) 河川管理施設

表 5.7 河川管理施設に係る事業又は事務

(計3施策：中期2、長期1)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
土地利用一体型水防災事業	耳川	L1 津波に対する築堤等の構築。	宮崎県	中期 (継続中)
津波・高潮・耐震対策河川事業	塩見川 赤岩川	L1 津波に対する築堤等の構築。	宮崎県	中期
津波・高潮対策	庄手川 亀崎川	L1 津波に対する築堤等の構築。	宮崎県	長期 (構想中)

5.3.4. 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備、土地区画整理事業等の市街地の整備改善

土地区画整理事業により緊急輸送路及び周辺道路の整備を促進するとともに、住環境整備事業により災害発生時の避難路及び緊急車両の進入の確保を図ります。

表 5.8 土地区画整理事業等の市街地の整備改善に係る事業又は事務

(計3施策：短期2、中期1)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
財光寺南土地区画整理事業	財光寺	緊急輸送路（県道土々呂日向線）及び周辺道路の整備。	日向市	短期 (継続中)
住環境整備事業	幡浦・財光寺南部	住宅密集地において道路改築を行う。	日向市	短期 (継続中)
日向市駅周辺 土地区画整理事業	日向市駅 周辺	緊急輸送路（県道土々呂日向線）及び周辺道路の整備。	日向市	中期 (継続中)

5.3.5. 避難施設、輸送路、地域防災拠点施設、円滑な避難確保のための施設の整備

(1) 避難路、避難施設、地域防災拠点施設の整備

災害発生時における市民等の円滑な避難や迅速な緊急輸送、円滑な防災活動の実現を図るため、避難路、避難施設、地域防災拠点施設等の整備を図ります。

表 5.9 避難路の整備に係る事業又は事務

(計9施策：短期5、中期3、長期1)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
予防治山事業	美々津町 上町	地震時に発生する津波から避難するための避難階段の整備。	宮崎県	短期 (継続中)
避難路整備事業	津波浸水想定区域	津波からの避難が特に困難となる地域における避難路の整備。	日向市	短期 (継続中)
避難路等整備事業補助金	津波浸水想定区域	自治会等が定める避難路の整備。	自治会 日向市	短期 (継続中)
夜間避難のための 照明設備整備	津波浸水想定区域	市が指定する津波からの緊急避難場所について、自然エネルギーを活用した照明設備を整備。	日向市	短期 (継続中)
避難誘導表示の設置	津波浸水想定区域	市内の避難経路に、避難場所への誘導を示す表示板等の設置。	日向市	短期 (継続中)
国道10号(日向地区) 緊急輸送路整備事業	財光寺 ～平岩	緊急輸送路となる国道10号の整備。	国土交通省	中期 (継続中)
国道327号 緊急輸送路整備事業	平岩～塩見	被災時における国道327号の代替道路の整備。	宮崎県	中期 (継続中)
街路事業	比良 高砂	緊急輸送路と直結する道路や特定避難困難地域を解消する避難路の整備。	日向市	中期 (継続中)
日知屋財光寺線 緊急輸送路整備事業	日知屋	緊急輸送路となる県道日知屋財光寺線の整備。	宮崎県	長期 (構想中)

表 5.10 避難施設の整備に係る事業又は事務

(計2施策：短期2)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
津波避難施設整備事業	細島港 白浜地区	津波からの避難が特に困難となる地域における避難施設の整備。	宮崎県	短期 (継続中)
津波避難施設整備事業	津波浸水想定区域	津波からの避難が特に困難となる地域における津波避難タワー、避難マウンド等の整備。	日向市 民間	短期 (継続中)

表 5.11 地域防災拠点施設の整備に係る事業又は事務

(計9施策：整備済1、短期1、中期5、長期2)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
防災拠点施設整備事業	大王谷運動公園	防災活動拠点となる運動公園における防災用トイレの整備。	日向市	整備済
市庁舎整備事業	本町	災害対策本部及び指定緊急避難場所となる市庁舎の整備。	日向市	短期 (継続中)
東郷病院改築事業	東郷町	医療救護活動拠点となる市立病院の整備。	日向市	中期 (継続中)
消防防災施設整備事業	市内全域	災害時の防災活動拠点となる消防機庫等の消防施設の整備。	日向市	中期 (継続中)
学校施設環境改善事業 (再掲)	市内校舎	一時避難場所としての機能や、防災活動拠点となる学校施設の耐震化を図る。	日向市	中期 (継続中)
小中学校防災機能強化事業	市内校舎	防災活動拠点となる学校に防災機能の強化を図る。	日向市	中期 (継続中)
小中学校再生可能 エネルギー整備事業	市内校舎	防災活動拠点における非常用電源の確保を目的に太陽光発電設備等の整備。	日向市	中期 (継続中)
道の駅防災拠点化事業	道の駅 「ひゅうが」	道路防災拠点、受援拠点としての整備を図る。	国土交通省	長期 (構想中)
道の駅防災拠点化事業	道の駅 「とうごう」	道路防災拠点、受援拠点としての整備を図る。	宮崎県	長期 (構想中)

(2) その他円滑な避難確保のための施設の整備

その他円滑な避難確保のための施設の整備について、一時避難場所となる都市公園への防災機能の強化、危険区域内に有する民家や避難路の安全確保のための整備、避難場所への誘導を示す表示板等の設置を図ります。

表 5.12 その他円滑な避難確保のための施設の整備に係る事業又は事務
(計3施策：短期1、中期1、長期1)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
ため池等整備事業 (危険ため池)	日知屋地区 (下拂) 美々津地区 (寺迫)	農地や下流域の避難路等の被害を防止するために堤体、洪水吐等の改修を行う。	宮崎県	短期 (継続中)
都市公園整備事業	津波浸水想定区域外	一時避難場所となる都市公園への防災機能の強化を図る。	日向市	中期 (継続中)
急傾斜地崩壊対策事業	市内全域	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所内に有する民家や避難路の安全確保を図る。	宮崎県 日向市	長期 (継続中)

5.3.6. 地籍調査の実施に関する事項

表 5.13 地籍調査の実施に係る事業又は事務

(計1施策：長期1)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
地籍調査事業	市内全域	地籍図・地籍簿を作成により、適正な土地財産管理を図る。	日向市	長期 (継続中)

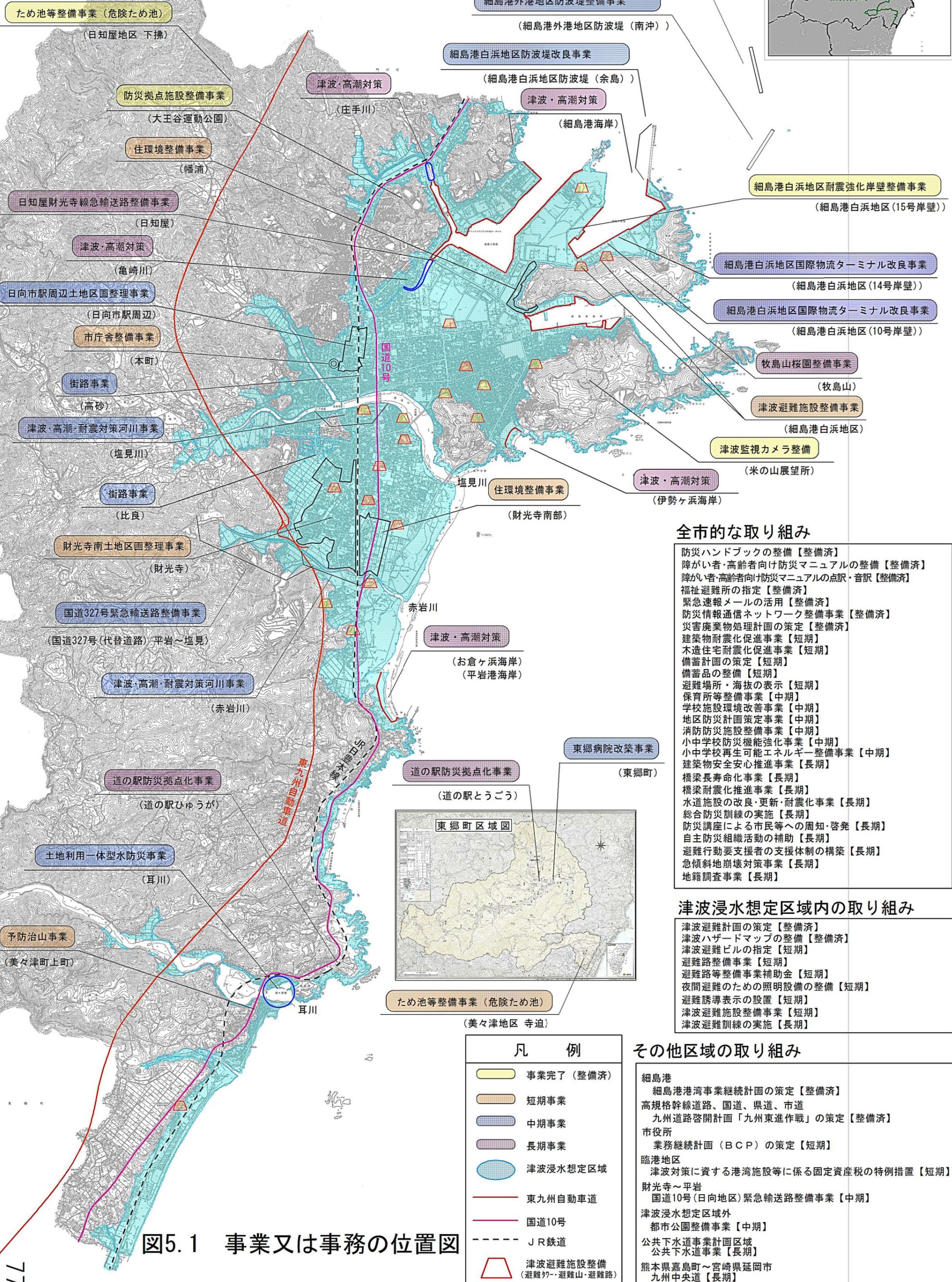
5.3.7. 民間資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進

表 5.14 民間資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に係る事業又は事務
(計3施策：短期2、長期1)

事業名	事業箇所	事業内容	事業主体	事業時期
津波対策施設整備事業	市内全域	民間による津波防災・減災対策施設の整備。	民間	短期 (継続中)
津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の特例措置	臨港地区	民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の課税標準額を取得から4年間、下記のとおり減免する。 ① 大臣配分資産又は知事配分資産：2分の1 ② その他の資産：2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	日向市	短期
牧島山桜園整備事業	牧島山 (幡浦)	牧島山を民間で整備し、一時避難場所としての活用を図る。	日向市 民間	長期 (継続中)

5.4. 事業又は事務の位置図

旧日向市の沿岸部区域



全市的な取り組み

- 防災ハンドブックの整備【整備済】
- 障がい者・高齢者向け防災マニュアルの整備【整備済】
- 障がい者・高齢者向け防災マニュアルの点訳・音訳【整備済】
- 福祉避難所の指定【整備済】
- 緊急速報メールの活用【整備済】
- 防災情報通信ネットワーク整備事業【整備済】
- 災害廃棄物処理計画の策定【整備済】
- 建築物耐震化促進事業【短期】
- 木造住宅耐震化促進事業【短期】
- 備蓄計画の策定【短期】
- 備蓄品の整備【短期】
- 避難場所・海拔の表示【短期】
- 保育所等整備事業【中期】
- 学校施設環境改善事業【中期】
- 地区防災計画策定事業【中期】
- 消防防災施設整備事業【中期】
- 小中学校防災機能強化事業【中期】
- 小中学校再生可能エネルギー整備事業【中期】
- 建築物安全安心推進事業【長期】
- 橋梁長寿命化事業【長期】
- 橋梁耐震化推進事業【長期】
- 水道施設の改良・更新・耐震化事業【長期】
- 総合防災訓練の実施【長期】
- 防災講座による市民等への周知・啓発【長期】
- 自主防災組織活動の補助【長期】
- 避難行動要支援者の支援体制の構築【長期】
- 急傾斜地崩壊対策事業【長期】
- 地籍調査事業【長期】

津波浸水想定区域内の取り組み

- 津波避難計画の策定【整備済】
- 津波ハザードマップの整備【整備済】
- 津波避難ビルの指定【短期】
- 避難路整備事業【短期】
- 避難路等整備事業補助金【短期】
- 夜間避難のための照明設備の整備【短期】
- 避難誘導表示の設置【短期】
- 津波避難施設整備事業【短期】
- 津波避難訓練の実施【長期】

その他区域の取り組み

- 細島港
 - 細島港湾事業継続計画の策定【整備済】
 - 高規格幹線道路、国道、県道、市道
 - 九州道路啓開計画「九州東進作戦」の策定【整備済】
- 市役所
 - 業務継続計画（BCP）の策定【短期】
- 臨港地区
 - 津波対策に資する港湾施設等に係る固定資産税の特例措置【短期】
- 財光寺～平岩
 - 国道10号（日向地区）緊急輸送路整備事業【中期】
- 津波浸水想定区域外
 - 都市公園整備事業【中期】
- 公共下水道事業計画区域
 - 公共下水道事業【長期】
- 熊本県嘉島町～宮崎県延岡市
 - 九州中央道【長期】

凡 例	
	事業完了（整備済）
	短期事業
	中期事業
	長期事業
	津波浸水想定区域
	東九州自動車道
	国道10号
	JR鉄道
	津波避難施設整備 (避難所・避難山・避難路)

図5.1 事業又は事務の位置図

第6章 今後の進め方

本計画は、市民生活の向上や地域活性化など今まで進めてきたまちづくりとのバランスを保ちつつ、南海トラフ巨大地震をはじめとする地震・津波災害に対する防災減災対策を効果的に実施し、津波防災地域づくりを推進していく上での指針として策定したものです。

今後は、本推進計画に基づく防災・減災対策を着実に実施するとともに、自助・共助・公助において、それぞれの向上を図り、地震・津波のリスクと共存していく必要があります。

これらを踏まえ、本章では、本計画を活用した今後の津波防災地域づくりの今後の進め方と課題を示します。

6.1. 本計画の普及と自助意識の啓発

本計画の趣旨と被害想定、防災・減災に向けた取り組み等を広く市民に普及させるための広報活動を推進します。

特に市民が主体となって取り組むべき事項については、津波災害リスクの共有とともに正しい防災知識を広め、また、市民による物資の備蓄や住宅の耐震補強など日常的に防災・減災のための行動と安全への投資を持続させるよう、自助意識の啓発に向けた防災教育を推進します。

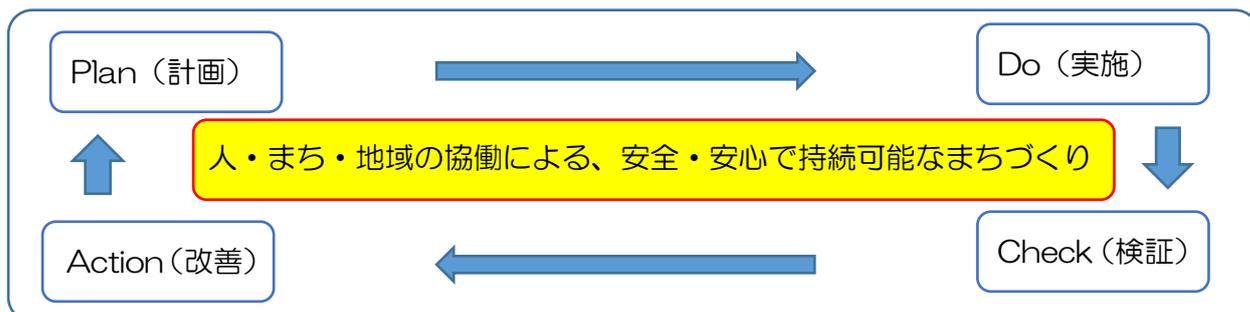
6.2. 本計画の継続的な評価・検証

本計画は、防災力向上の追及とともに、市民生活の向上、地域の活性化を実現するため、新しい日向市総合計画、第4次国土利用計画日向市計画、日向市都市計画マスタープラン、日向市地域防災計画等の上位計画と本計画における地震・津波対策の方向性との連携を図るよう留意しております。

そのため、今後、地震・津波に強いまちづくりを一層効果的に推進するために、市が上位計画及び関連するまちづくり政策を見直す場合には、これらの計画との整合性を図り、本計画も適宜更新するとともに、新たな知見に基づく被害想定が公表された場合にも見直す必要があります。

本計画に位置付けられた個々の施策の進捗状況を検証するとともに、新たな施策・事業の提案を事業主体などから受けた場合にも必要に応じて事業追加、事業内容の変更、整備期間の調整等を行うこととします。

今後は、以下のPDCAサイクルを活用し、本推進計画の着実な計画・実施・検証・改善を継続的に行うことにより、「人・まち・地域の協働による、安全・安心で持続可能なまちづくり」の実現を目指してまいります。



6.3. 本計画の課題

本計画の課題は、様々な事業主体行う事業又は事務を踏まえ、下記に示す課題が残されています。今後は、新たな課題が抽出された場合も含めて、課題解決に向けて関係機関等との協議を行っていきます。

(1) 構想段階における事業の早期実現

本計画では、他計画に定めてあります事業についても、長期（構想中）として第5章に掲載を行っています。今後、実現に向けて早期に調整・検討をおこなうことが必要となります。

(2) 橋梁の耐津波化

津波浸水想定区域内にある橋梁のうち、津波により流出した場合に避難者の孤立する恐れのある橋梁、また地域防災計画に定める緊急輸送道路を担う橋梁について、耐津波化を図っておくことが重要ですが、明確な設計基準等が確立されていません。今後、設計基準等が確立されれば、対象橋梁の耐津波化を推進していくことが必要となります。

(3) 細島港沖防波堤の港湾機能並びに津波被害軽減効果に対する調査・研究

L2津波での被害軽減対策として、港湾沖に津波被害を軽減するために有効な施設を調査研究していくことが必要となります。

この課題は、沿岸部に重要生産施設を有し、慢性的に津波の脅威にさらされている我が国の港湾工業都市に共通する課題であります。国や民間の研究機関が行う実験やコンピュータシミュレーション技術を用いた津波被害を軽減するための施設研究の進捗状況を注視していきます。

以上。